

2024 年度 自己点検・評価報告書

2025 年 5 月 関東学院大学

点検・評価報告書 様式

第 1 章	理念・目的	1
第 2 章	内部質保証	9
第 3 章	教育研究組織	19
第 4 章	教育・学習	23
第 5 章	学生の受け入れ	48
第 6 章	教員・教員組織	59
第 7 章	学生支援	70
第 8 章	教育研究等環境	83
第 9 章	社会連携・社会貢献	91
第 10 章	大学運営・財務	
第 1 節	大学運営	100
第 2 節	財務	113

第Ⅰ章 理念・目的（本文）

Ⅰ. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

<大学の理念・目的>

本学は、建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づき、その理念を以下のとおり定めている。

関東学院大学の建学の精神は、キリスト教の精神にある。他者を理解し共感するための広く深い教養を修得し、他者のために行動できる奉仕の精神を涵養することにある。また、多様性の中での自己の確立と共生のための教養を礎に、人のため、社会のため、ひいては人類のための思考と行動を通して、次世代の社会を他者と共に創り上げることを目指す。

関東学院大学は、校訓「人になれ 奉仕せよ」により、キリスト教の精神に基づき、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通じて己の人格を磨く、という教育方針を継承してきた。教育研究機関としての真理探究に加え、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てることを通じて、社会に貢献しつつ校訓「人になれ 奉仕せよ」を体現することのできる人材を育成する。

本学院の源流は、1884 年にアメリカ・バプテスト伝道協会により創立された横浜バプテスト神学校にある。同協会宣教師で初代校長であるアルバート・A・ベンネットは、キリスト教伝道者の育成を使命として情熱を注ぐとともに、日本において当時の人力車夫等の生活向上や明治三陸大津波の救援のために活動を行うなど、社会貢献活動にも尽力した「奉仕」の体現者であり、その精神が本学の理念の礎になっている。

横浜バプテスト神学校は、その後、福岡バプテスト神学校との統合（日本バプテスト神学校）を経て、東京学院に併合（東京学院神学部）となったが、その精神は受け継がれ、1919 年に日本バプテスト神学校長や東京学院理事長を歴任したチャールズ・B・テンネーを理事長として、私立中学関東学院が設立されている。チャールズ・B・テンネーにより、初代学院長として任命された坂田祐は、第Ⅰ回入学式の式辞において、本学院の建学の精神はキリスト教の精神にあることを宣言し、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通じ、己の人格を磨くことを「人になれ 奉仕せよ」という言葉を以って説いている。

そして、1927 年に東京学院神学部と私立中学関東学院が合併し財団法人関東学院を組織。1949 年、関東学院大学を設立し経済学部並びに工学部を設置した。1951 年に私立学校法制

点検・評価報告書 様式

定により学校法人関東学院となり、キリスト教の精神を以って建学の精神とするとともに、校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づく理念を、今日まで学院及び大学、各校・園の理念として継承している。

本学は、大学学則第1条の2において、その目的を以下のとおり定めている。

本学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、次世代の社会を他者とともに創り上げる教養と知識技術を有する人材を育成し、社会に貢献することを教育研究上の目的とする。

これを踏まえ、大学学則第4条の2において、各学部在教育研究上の目的を下表のとおり定めている（表1-1）。

学部名称	教育研究上の目的
国際文化学部	国際文化学部は、大学の理念に基づき、文化の壁を越えた相互理解の実現を目指し、国内外で活躍できる人材を育成する。 英語文化学科は、文化・文学・言語に関する学びを通して国際共通語としての英語を深く理解することにより、高度な専門知識と豊かな言語感覚を養い、グローバル市民として高いコミュニケーション力をもって社会に貢献できる優れた人材を育成する。 比較文化学科は、日本を含むアジアや欧米諸国の言語・文化・歴史・生活について学び、多様性、複文化・複言語主義、異文化コミュニケーションの理解と実践ができる「社会人」を育成する。
社会学部	社会学部現代社会学科は、大学の理念に基づき、社会学と社会福祉学の分野の教育研究活動の発展と普及を通して社会に寄与することを教育研究上の目的とし、社会学と社会福祉学を両輪にした学びを通して、優れた人権感覚と公共心を育み、人と社会をめぐる諸問題に公正な解決をもたらす構想力と実践力を持ち、多文化共生社会の形成と社会福祉の実現に貢献できる人材を育成する。
経済学部	経済学部経済学科は、大学の理念に基づき、正義と真理を愛し、個々人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、人間性豊かで良識のある社会に有為な人材を育成する。 現実の経済社会の仕組みを理解し、迅速な情報処理分析能力や的確な判断力を備えた、国際社会に通じる人材を育成する。 豊かな人間性を涵養できるように広く深い教養教育を重視し、また国際化等の進展に対応するため、外国語能力の向上を図ることも目指している。
経営学部	経営学部経営学科は、大学の理念に基づき、主体性・実践性・協調性を重視し、経営学を中心とした専門的な学術の理論と応用、さらに社会的実践の基礎を教授することにより、企業や組織の運営・管理に

点検・評価報告書 様式

	必要な知識とスキルを有し、ビジネス社会において活躍できる人材を育成する。
法学部	法学部は、大学の理念に基づき、法的な視点に立って、現代社会で発生する様々な課題に対し、強い倫理観を持って適切に対処できる能力を持った良識ある社会人・職業人として社会で活躍できる人材を育成する。 法学科は、国の内外で発生する諸問題の解決に必要な法律知識を涵養し、問題の解決に当たることができる能力を身に付けた人材を育成する。 地域創生学科は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の創造と魅力ある地域づくりを、自助・共助・公助の精神のもとで担うことのできる人材を育成する。
理工学部	理工学部理工学科は、大学の理念に基づき、科学技術に携わるエンジニアとしての清廉さ、実直さ、公共心を備え、社会や人類、地域の幸福と発展に実質的な貢献ができる人材を育成する。 理工学を中心分野である、生命、数物、化学、表面工学、機械、電気、健康、情報、土木という9学系が、協調・協働して教育研究を担うことで、確かな専門性と理学・工学の垣根を越えた幅広い知識・技術を有する職業人を社会に輩出することを目指している。
建築・環境学部	建築・環境学部建築・環境学科は、大学の理念に基づき、建築分野及び環境分野を中心とした専門的な学術の理論と応用、さらに社会的実践の基礎を教授することにより、豊かな教養と高度で専門的な知識や技術を有し、社会が求める諸課題に対して、広い視野から、総合的かつ創造的な取り組みができる職能人、技術者及び研究者を育成する。
人間共生学部	人間共生学部は、大学の理念に基づき、幅広く豊かな教養と、共生という視点から人がよりよく生きるために必要な専門性を身に付け、人と人、人と組織・地域・社会・自然などとの間に横たわる様々な問題を発見し、解決の道筋を導き、他者に共感し、協働して問題解決を実行できる人材を育成することで、21世紀の共生社会のニーズに応えていくことを目指している。 コミュニケーション学科では、多様な文化や価値観を持つ人々と心の通い合う人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を身につけ、共生社会の一員として活躍できる人材を育成する。 共生デザイン学科では、デザインに関する知識と技術を習得し、「デザイン力」、すなわち課題を発見しこれを解決するための方策を構想する力と、その構想をとりまとめ表現する力とを身につけた人材を育成する。
栄養学部	栄養学部管理栄養学科は、大学の理念に基づき、健康と栄養と食物

点検・評価報告書 様式

	に関連する分野を中心に、個人や家族それに地域社会の健康増進と栄養の改善を図り、食生活を中心とした生活環境や QOL(quality of life)の向上に寄与する人材を育成する。
教育学部	教育学部こども発達学科は、大学の理念に基づき、こどもの発達を心と身体の両方の視点から、また、人生全体を見据えた生涯発達の観点から理解することを重視し、現代的課題に対応できる実践的支援力を備えた小学校教諭・特別支援学校教諭・幼稚園教諭・保育士を育成する。
看護学部	看護学部看護学科は、大学の理念に基づき、21 世紀の保健医療福祉領域における看護専門職としての社会的使命を自覚して人びとの健康と well-being に貢献する人材を育成する。そのために、豊かな人間性を培い、学生一人ひとりに向き合う対話型の教育、少人数教育、経験学習重視の教育によって学生の個性と知性を磨き、看護専門職として主体的に自立して専門性を発揮するための看護実践知、さらに多種間で協働し地域社会と連携するための能力を育む。

(表 1-1：各学部の教育研究上の目的)

また、1962 年に大学院を設置し、大学院学則第 1 条の 2 において、その目的を以下のとおり定めている。

大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを教育研究上の目的とする。

これを踏まえ、大学院学則第 5 条の 2 において、各研究科の教育研究上の目的を下表のとおり定めている (表 1-2)。

研究科名称	教育研究上の目的
文学研究科	文学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、研究者を育成するための基礎的な訓練を施すとともに、英語英米文学、社会学、比較日本文化の高度な専門知識をもって活躍する人材の育成や、国際社会において活躍を目指す外国人留学生などに、より高度な専門知識を修得させる。博士後期課程は、大学の理念に基づき、高度な専門知識の修得とこれを活用する高度の分析能力を培うことを通じて、自立した研究能力を有する研究者を育成するとともに、高度な専門知識をもって国際社会で活躍する職業人を育成する。
経済学研究科	経済学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、広い視野に立って精深な学識を授け、経済学、経営学の分野における学術研究のための基礎的な訓練を施すとともに、高度の専門性が求められる職業を担うた

点検・評価報告書 様式

	めの卓越した能力を持った人材を育成する。博士後期課程は、大学の理念に基づき、経済学、経営学の専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う研究者を育成し、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材を育成する。
法学研究科	法学研究科は、大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、法学・政治学関連分野における研究能力又はこれに加えて深い専門性が求められる実務を担うための卓越した能力を培う。博士後期課程は、法学・政治学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。
工学研究科	工学研究科博士前期課程は、大学の理念に基づき、機械工学、電気工学、情報学、建築学、土木工学、物質生命科学など高度な専門知識を持って活躍する人材の育成及び、研究者としての基礎的な訓練を目指している。博士後期課程は、大学の理念に基づき、機械工学、電気工学、健康・人間医工学、数物科学、情報学、建築学、土木工学、応用化学、生命科学、材料・表面工学の各工学分野に関する深い知識と正確な判断力を持つ職業人の育成とともに、専門分野で自立できる研究者を育成する。
看護学研究科	看護学研究科は、大学の理念に基づき、倫理性・社会性を身につけた人材を育成し、看護学分野における研究能力・専門職に求められる深い学識及び卓越した実践能力を培い、保健・医療・福祉の進展に寄与する。

(表 1-2：各研究科の教育研究上の目的)

本学では、建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づく大学の理念があり、そのもとに大学及び大学院、各学部・研究科の教育研究上の目的を定めている。これらの理念・目的においては、すべてに共通して、幅広い教養と専門性の高い知識を身に付けるだけでなく、人や社会との交わりの中で自己を知り、将来社会に貢献し得る人材となるべく、学び続けることの重要性を理解することを求めている。

これを実践するために、本学では 2014 年から「社会連携教育」の推進を標榜している。

「社会連携教育」は、学生たちが実社会で課題を発見・理解し、その課題を解決するために必要な理論やモデルを中心とした知識や技術を教室で身に付け、課題解決に取り組む中で、学びの意味や意義への理解を深めることで、社会に貢献できる人材を育成するための取り組みである。キャンパス内にとどまらず、学外に出て地域、企業など多様な人々と関わり合い、社会における課題を自ら発見し、解決する力や背景の異なる多様な人々と協働できる力を育てている。

これら本学の理念と大学及び学部・研究科の教育研究上の目的は教職員・学生に対して履修要綱に掲載し、周知しているだけではなく、広く浸透を図ることを目指した研修、学習の機会を設けている。

教職員に対しては、本学院の新任教職員を対象とした自校史研修プログラムを行っている。この研修では、学院長による本学の沿革・歴史、理念や建学の精神等の講話と本学院の源流である横浜バプテスト神学校及び東京中学院（のちの東京学院）からの本学院の歴史がわかる動画を視聴し、本学の理念・目的に関する理解の深耕を図るとともに、長い歴史の中での存在の意義やいくつかの分岐点における出来事の認識、その意味など、自校史に触れることにより本学院へのロイヤリティも深めてもらうことを目的としている。2024 年度も礼拝堂での新任教職員辞令交付式後に「2024 年度新任教職員自校史研修」を行った。また、研修の振り返り等のために「新任教職員自校史研修」記録動画をオンデマンドで視聴できるよう配信を行った。また、2023 年度から大学の新任教職員を対象とした新任教職員研修会を行っている。この研修会では学長による「本学の現状と今後の展開」と題する講和で、本学の入試状況を主体とした本学の状況、また、本学が推進する「社会連携教育」について学部が取り組む具体的事例を上げ、本学の教育・研究、社会連携展開に係る方向性について説明を行った。その他研究推進機構担当者から本学における研究支援体制について、大学経営課担当者から予算執行にあたっての諸手続きについて説明を行い、大学教員経験が浅い新任教員に対し、本学教員として教育・研究を行う上で身につけるべき基礎的な知識の提供の機会となっている。

さらに、到達目標のひとつに「本学の建学の精神・校訓、教育研究上の目的、学位授与方針に準拠しつつ、自らの教育理念、責務、教育方法、短期・長期の教育目標を語ることができる」ことを掲げた、新任教員研修会も兼ねた全教職員を対象とする「教育実践力向上セミナー」を開催している。2024 度には全 3 回のセミナーを対面で開催した。

全教職員に向けては、大学自己点検・評価委員会を通じ、理念・目的及び 3 つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針）等を取りまとめた冊子を年度末に配付し、周知徹底を図っている。また、理念・目的に基づいて策定した 2025 年度学長方針（事業運営方針）のもとで、各学部・研究科等の次年度事業計画を策定しており、間接的に理念・目的の浸透が図られている。

一方、学生に対しては、「KGU キャリアデザイン入門Ⅰ」（登録必須科目）において、新入生向けに自校史教育等を実施しており、2024 年度は、7 回中 2 回の内容を「建学の精神・自校史」として充て、ゲスト講師として本学のチャプレン（キリスト教教育と活動に関わる宗教主事等）による講義を行っている。2023 年度、2024 年度の「学生満足度調査」の設問「本学の『校訓』を知っていますか」「本学の『建学の精神』を知っていますか」に対して、校訓及び建学の精神について 7 割以上の新入生が「はい」と回答していることから、学生への周知は一定程度なされている。

その他、在学生の保証人に対しては、全国で開催する「保証人懇談会」等を通じて、本学への入学を希望する者に対しては、進学ガイドブック、Web サイト等の大学案内を通じて、周知している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

＜大学の将来構想・計画＞

将来構想・計画について、学院として、持続的発展を遂げ、教育機関としての社会的な意義を果たすため、学院及び大学、各校・園が方向性を共有し、理念・目的等を実現できるよう「関東学院グランドデザイン」を2010年に策定した。校訓「人になれ 奉仕せよ」をベースにした「関東学院グランドデザイン」には、創立150周年（2034年）に向けた学院の基本的な方針・方向性ととともに、大学及び各校・園の「教育理念」「教育目標」「行動指針」を明示しており、全ての関東学院教職員が学院の方向性を共有している。

さらに、これを具現化するために、大学、各校・園は、それぞれの10年後のあるべき姿を描いた「未来ビジョン」を2014年に策定した。本ビジョンは「教育」「研究」「社会貢献」「かたち」の4つのビジョンのもと、15の基本戦略と50のプロジェクト（アクションプラン）を設置する体系化した構成となっている。

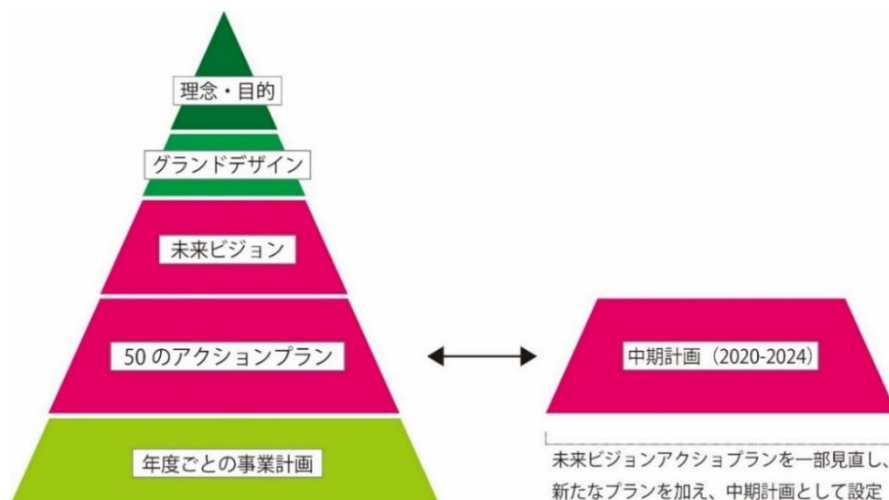
「未来ビジョン」の実施にあっては、推進本部会議を組織し、各プロジェクトの着実な実行を担保すべく、定期的に進捗管理を行うとともに、毎年、プロジェクト全体のみならず、個別のプロジェクトの見直しを行っている。また、予算として、資金運用果実の一部をあてていることから、予算委員会を組織し、その審議を経て、予算管理、執行等を行っている。

「未来ビジョン」の策定から5年を経た2019年には、これまでの点検・評価により、社会情勢、教育研究に対するニーズの変化等から策定当初に課題として掲げたプロジェクトのうち、実施計画より早く実現したものや時勢に適さないもの等を整理、精査し、認証評価の結果等も改めて鑑みながら、第一期中期計画（2020-2024）として再定義を行った。また、中・長期の財政計画について、財務シミュレーションを作成し、理事会に報告した。

グランドデザインに基づき策定した第一期中期計画（2020-2024）については、2024年度が最終年度であることから、達成状況を大学自己点検・評価委員会で全学的に確認し、引き続き改善を図っていくべき課題を共有した。それらの達成状況及び今後の課題を踏まえ、第二期中期計画（2025-2029）を学部長会議で審議策定し、大学自己点検・評価委員会において全学的に共有した。

また、これらグランドデザインや中期計画に加え、単年度の事業運営方針（学長方針）や自己点検・評価の結果等に基づき、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等は単年度の事業計画を策定し、その中から重点事業を設定している。重点事業については、学長を総括者とした重点事業推進体制のもと、学部長会議、館部センター長連絡会議及び大学課長会議にて進捗確認を定期的に行うことで、着実な目標達成を図っている。

このように、本学では、将来構想・計画等を体系的に策定し、定期的に計画の実効性や妥当性を確認しながら、理念・目的等の実現を着実に図っていることは評価できる（図1-1）。



(図 1-1：将来構想・計画等の体系 (イメージ))

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし

問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2024年度は、第一期中期計画の最終年度であることから、全11事業の達成結果を確認し、9事業は目標を達成し、2事業は目標達成には至らず計画の見直しが必要となった。

第二期中期計画については、第一期中期計画で上がった課題、また、本学の更なる発展を目指した方策を取りまとめ、「1. 教育」「2. 研究」「3. 学生支援（学生生活、キャリア・就職）」「4. 入試（募集・広報）」「5. 社会連携」「6. 組織運営」「7. 施設整備」の7項目24の計画を構成した。各計画においては、毎年の実施計画を記載しており、定期的に実施状況を確認し、また、急激な社会状況の変化に対応できるよう適宜見直しを図ることで、確実に実行を進め、これから先も「魅力ある大学づくり」「選ばれる大学づくり」を目指していく。

第2章 内部質保証（本文）

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・ 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・ 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

<内部質保証方針の適切な設定>

本学は、「関東学院大学の内部質保証方針」を定め、内部質保証に関する「基本的な考え方」「組織体制」「PDCAサイクル及び教学マネジメント」を明示するとともに、学的に共有し、内部質保証の推進を図っている。

内部質保証に関する「基本的な考え方」は以下のとおりである。

関東学院大学の内部質保証方針

1. 基本的な考え方

本学の内部質保証に関し、その基本的な考え方を以下のとおり定める。

- 1 本学の理念・目的の実現及び社会的使命の達成に向け、学長のリーダーシップのもと、教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関する方針及び計画を明確に定め、確実に実施する。さらに、体系的に点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上のサイクル（PDCAサイクル）を適切に機能させる。
- 2 内部質保証の要として、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針）を明示するとともに、これを起点とする教育課程に関するPDCAサイクルを構築し、その実質化を全学的に推進する。
- 3 自己点検・評価を内部質保証の基本とし、すべての組織及び教職員が自覚と責任を持ってこれを実施する。
- 4 自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠して毎年度実施する。
- 5 自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準の向上を図る。

- 6 学外有識者等で構成される大学評価委員会から意見を得ることで、客観性・公平性が担保された点検・評価を実施する。
- 7 自己点検・評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たす。

本学では、理念・目的の実現及び社会的使命の達成に向けて、全学的な「教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル」を構築しており、適切に大学のすべての活動における質の保証・向上を継続的に図ることを最も基本的な考え方に据えている。その中において、教育の質の保証・向上は殊に重要であることから、3つの方針を起点とし、全学的な「教育課程に関するPDCAサイクル」を別に構築しており、それぞれのPDCAの推進と検証を行っている。また、自己点検・評価を内部質保証の基本と位置づけており、それを実施するPDCAサイクルを構築している。それにより、すべての組織及び教職員が自覚と責任を持って自己点検・評価を実施するとともに、その結果を社会に公表し説明責任を果たすことを明示している。

そのうえで、内部質保証を推進するための「組織体制」として、内部質保証における全学的な推進組織の権限と役割、全学的な推進組織と学部・研究科その他の組織との役割分担等に関し、その方針を以下のとおり定めている。

2. 組織体制

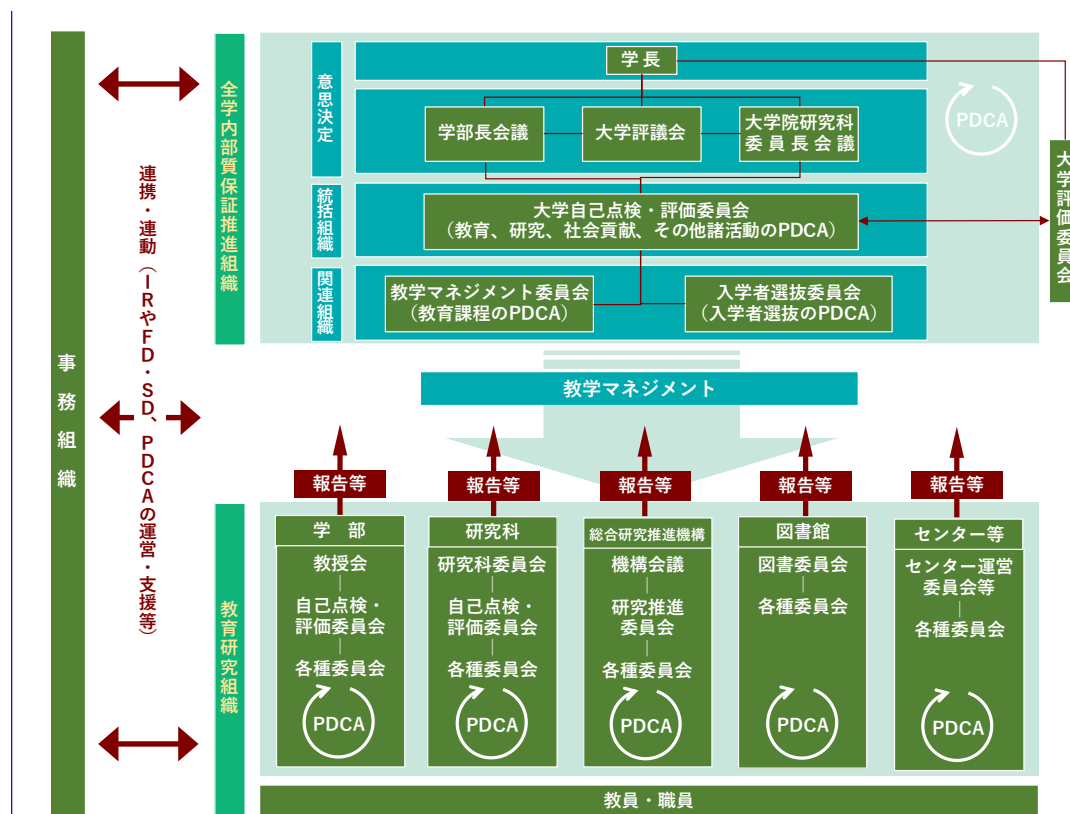
本学の内部質保証を推進するため、学長による意思決定及びそれに基づく執行体制に沿って、以下のとおり体系的にPDCAサイクルの組織体制を整備する。なお、これを可視化した「内部質保証推進体制（イメージ）」を別に定める。

- 1 学長のもと、副学長、学部長、研究科委員長、事務局長を構成員とする全学的な会議体の連携により、全学内部質保証推進組織を整備する。
- 2 全学内部質保証推進組織は、学長の意思決定に関わる大学評議会、学部長会議、大学院研究科委員長会議のもと、大学自己点検・評価委員会を全学内部質保証統括組織として設置するとともに、教学マネジメント委員会及び入学者選抜委員会を全学内部質保証関連組織として位置づける。
- 3-1 大学自己点検・評価委員会は、教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクルが適切に機能するよう全学的に統括（管理・運営・支援）し、内部質保証を推進する役割を担う。
- 3-2 教学マネジメント委員会は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を管理するとともに、これを起点とする教育課程に関するPDCAサイクルの実質化を全学的に推進する役割を担う。
- 3-3 入学者選抜委員会は、入学者受け入れ方針の設定を全学的に管理するとともに、これに基づく入学者選抜に関するPDCAサイクルの実質化を全学的に推進する役割を担う。
- 4 全学内部質保証推進組織のもと、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等において、自己点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を担う委員会を設置し、体系的に内部質保証推進体制を整備する。さらに、事務組織との適切な連携・

連動を図り、教職協働による内部質保証推進体制を整備する。

- 5 内部質保証の有効性を担保するため、学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行う。

これらを可視化した「内部質保証推進体制（イメージ）」を図 2-1 に示す。



（図 2-1：内部質保証推進体制（イメージ））

また、内部質保証推進体制による全学的な改善・向上プロセスである「PDCAサイクル及び教学マネジメント」について、以下のとおり具体的方針を定めている。

3. PDCAサイクル及び教学マネジメント

本学の内部質保証を実質化するため、以下のとおりPDCAサイクルを体系的・重層的に構築し、学長のリーダーシップによる教学マネジメントを図る。なお、3つの方針及び教育課程に関して、教育の成果や有効性は長期的な視点で効果を測るものであり、教学マネジメントにおいては特に重要となる。そのため、「（1）教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル」で示す、単年度ごとの事業計画による目標管理よりも長期的な視点で管理することが望ましいことから、別に「（2）教育課程に関するPDCAサイクル」を定める。また、これらを可視化した「教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント（イメージ）」「教育課程に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント（イメージ）」を別に定める。

(1) 教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント

教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関し、当年度事業計画による目標管理に、年度ごとに実施する自己点検・評価制度を連動させたPDCAサイクルを構築するとともに、教学マネジメントを適切に機能させ、内部質保証の実質化を推進する。

- 1 本学の理念・目的の実現に向け、大学の中期計画や学長方針に基づき、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等は、教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関して年度ごとに事業計画を策定し、その内容を学長に報告する。学長は、大学自己点検・評価委員会において、これらの事業計画を審議し、重点事業を定め、全学的に目標管理を行う。(P)
- 2 各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等は、事業計画に基づき、教育、研究、社会貢献、その他諸活動を実施し、その進捗状況を定期的に学長に報告する。学長は、大学自己点検・評価委員会及び重点事業推進体制において、定期的に事業計画全体の進捗管理を行い、全学的に目標達成を推進する。(D)
- 3 大学自己点検・評価委員会のもと、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等は、年度ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告する。学長のもと、自己点検・評価報告書作成体制において、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等の自己点検・評価結果を全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、次年度に向けた重点課題等を設定し、学長に報告する。学長は、大学自己点検・評価委員会において、これらの自己点検・評価の結果を審議し、その結果に基づく改善・向上を指示する。(C→A)
- 4 学長の指示を受け、各学部・研究科、総合研究推進機構、図書館、センター等は、改善・向上の取組み(事業計画等)を検討し、その結果を学長に報告する。学長は、大学自己点検・評価委員会において、これら改善・向上の取組み(事業計画等)を審議し、全学的に確実な実施を推進する。(A→P)

(2) 教育課程に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント

内部質保証の要として、3つの方針を起点とする教育課程に関するPDCAサイクルを構築するとともに、教学マネジメントを適切に機能させ、内部質保証の実質化を推進する。

- 1 本学の理念・目的の実現に向け、各学部・研究科等は、3つの方針を設定し、学長に報告する。学長は、教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を審議し、その設定に関し全学的に管理を行う。なお、入学者受け入れ方針の設定に関しては、入学者選抜委員会との連動を図る。(P)
- 2 各学部・研究科等は、3つの方針を起点とする教育課程を編成・実施する。学長は、教学マネジメント委員会を通じ、教育課程の編成及び教育内容を検討するための年度スケジュールの管理や、新たな教育方法の開発支援、情報提供を行い、全学的に学部・研究科等の取組みを推進する。(D)

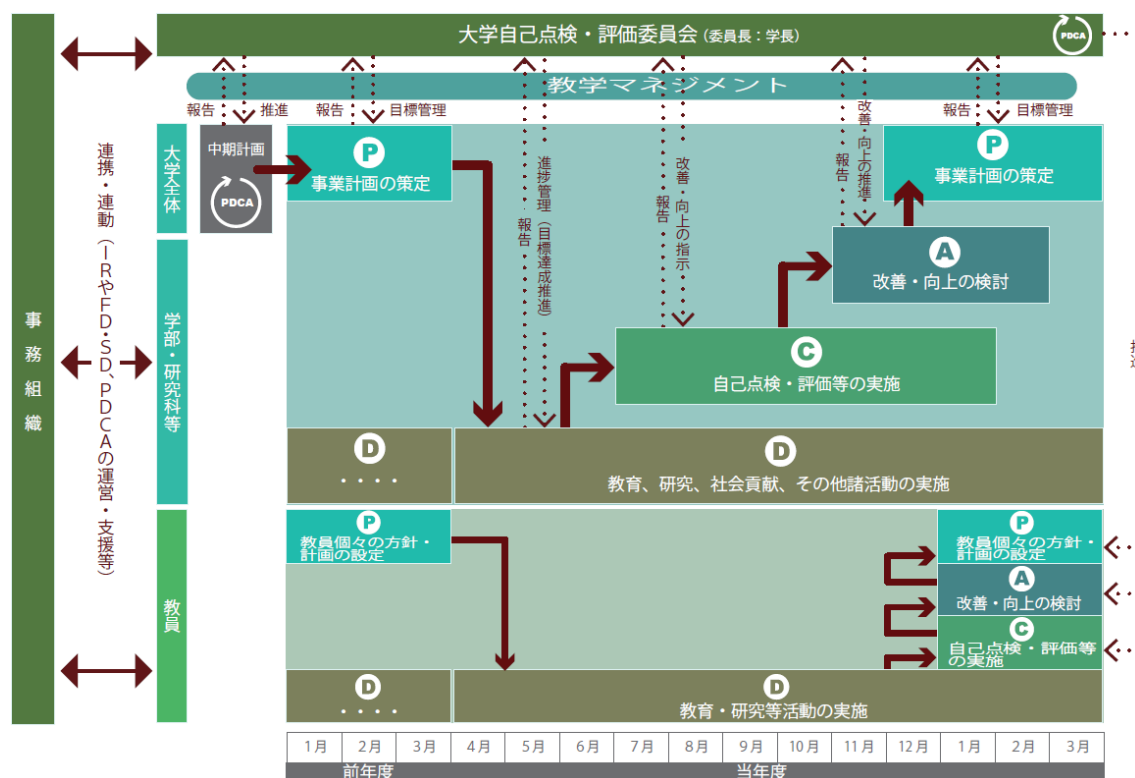
点検・評価報告書 様式

- 3 各学部・研究科等は、自己点検・評価を実施することに加え、さまざまな指標を設定し、学習成果の把握や評価に努める。学長は、教学マネジメント委員会を通じ、学習成果の把握や評価に関する調査やアンケート等の実施を全学的に推進する。また、その結果を各学部・研究科等にフィードバックすることに加え、学習成果の把握や評価するための新たなツールや指標の開発支援、情報提供等を行い、全学的に学部・研究科等の取組みを支援する。(C)
- 4 各学部・研究科等は、自己点検・評価等の結果に基づき、教育課程及び3つの方針の適切性や改善・向上の必要性を検討し、その結果を学長に報告する。学長は、教学マネジメント委員会において、各学部・研究科等における教育課程を審議し、その改編等を全学的に管理する。また、3つの方針に関し、教学マネジメント委員会及び入学者選抜委員会と連動を図り、その改正等を全学的に管理する。(C→A→P)

(3) 教員個人の教育・研究等活動に関するPDCAサイクル

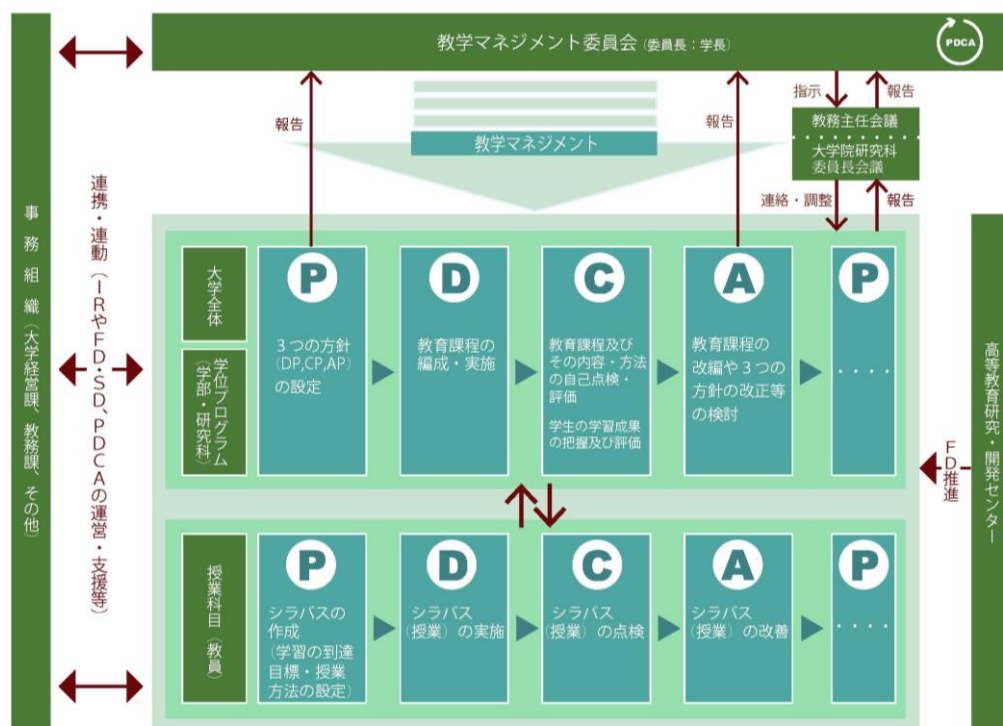
教員は、教育・研究等活動に関する自己点検・評価や授業改善アンケート等を定期的実施し、その結果をもとに、教育・研究等活動の改善・向上を図る。学長は、大学自己点検・評価委員会や教学マネジメント委員会において、教員の教育・研究等活動の点検・評価及び改善・向上を全学的に推進する。

これらを可視化した「教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント（イメージ）」及び「教育課程に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント（イメージ）」をそれぞれ図 2-2 及び図 2-3 に示す。



点検・評価報告書 様式

(図 2-2：教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関する
PDCAサイクル及び教学マネジメント (イメージ))



(図 2-3：教育課程に関するPDCAサイクル及び教学マネジメント (イメージ))

なお、図 2-1 の全学内部質保証推進組織及び各教育研究組織で示している「PDCA」は、当該組織がPDCAサイクルを機能させていることを示すものであり、その具体は、図 2-2 の「教育、研究、社会貢献、その他諸活動に関するPDCAサイクル」に示すとおりである。また、教学マネジメント委員会、学部・研究科、高等教育研究・開発センター、その他の教育課程の編成に関わる組織は、図 2-3 の「教育課程に関するPDCAサイクル」に基づき、PDCAを機能させている。

これらのPDCAサイクルを通じた各組織の活動の状況や結果等は、自己点検・評価制度による点検・評価や事業計画の進捗管理等を通じ、大学自己点検・評価委員会に集約されるとともに、全学内部質保証推進組織で分担し、学長をリーダーとして内部質保証を全学的に推進する体制・プロセスとなっている。

以上のように、教学マネジメントを適切に機能させるため、学長による意思決定及びそれに基づく執行体制に沿って、内部質保証推進体制を体系的・重層的に構築し、全学組織、学部・研究科その他の教育研究組織、個々の教員の3つのレベルによるPDCAサイクルの連動性を担保している。これに加え、全学内部質保証推進組織について、大学自己点検・評価委員会と教学マネジメント委員会等を役割ごとに分担・配置することで、内部質保証に関する運用プロセスを明確にし、PDCAサイクルの各フェーズ（計画、実施、点検・評価、改善・向上）の実効性も担保している。

＜自己点検・評価の定期的な実施及び改善・向上への取組み＞

大学自己点検・評価委員会において、自己点検・評価を制度化し、全学的・組織的・体系的に実施していることに加え、その結果を事業計画等へ適切にフィードバックさせて、改善・向上への取組みを全学的に推進している。自己点検・評価制度では、当年度の教育、研究、社会貢献、その他諸活動について、重点事業その他の事業計画の進捗状況等も含め、各組織が総括的な点検・評価を行っており、その結果について、自己点検・評価報告書作成体制が全学的観点から点検・評価を行い、報告書としてとりまとめている。加えて、改善・向上への取組み（事業計画等）に向けて適切にフィードバックするためのツールとして、「G P リスト」「タスクリスト」を作成し、大学自己点検・評価委員会でこれらを全学的に共有している。

「G P リスト」については、自己点検・評価結果に基づき、全学的観点及び各学部・研究科による優れた取組み（G P : Good Practice）を一覧化（可視化）したものであり、これを全学的に共有し、各学部・研究科等の改善・向上への取組み（事業計画等）について、その策定を支援している。「タスクリスト」については、全学的観点及び各学部・研究科による課題（タスク）を一覧化（可視化）したものであり、これを全学的に管理し、各学部・研究科等の改善・向上の取組み（事業計画等）について、その確実な実施を推進している。

＜点検・評価における客観性や妥当性の確保＞

学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行っている。

大学評価委員会構成員の半数以上は、他大学教員の他、本学同窓会及び後援会、地域の自治体等の学外有識者に委嘱しており、卒業生及び学生の保証人、地域や行政機関といったステークホルダー（利害関係者）による意見を広く取り入れる仕組みとしている。また、大学評価委員会では、本学の自己点検・評価制度に沿って、公益財団法人大学基準協会の大学基準及びその解説、点検・評価項目に基づいた評価を行っている。なお、構成員に大学関係者以外の学外有識者を含むため、評価基準や評価項目、評価方法、評価担当について、大学評価委員会で審議し合意を形成したうえで評価を実施している。

大学評価委員会の評価結果は、大学自己点検・評価委員会において報告され、学長は評価結果を踏まえ、教育研究組織に対して、改善・向上に向けた取組み（事業計画等）につなげるよう指示している。

＜認証評価機関及び行政機関等からの指摘事項への対応＞

大学自己点検・評価委員会のもと、認証評価機関及び行政機関等からの指摘事項について、全学的な対応を図っている。

本学は、2020 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、「内部質保証」、「教育課程・学習成果」及び「社会連携・社会貢献」について、長所として評価された。是正勧告を受けた項目はなく、改善課題とされた項目については、当該学部・研究科、機関等の事業計画において対処を進めている。

また、文部科学省の設置計画履行状況等調査により重大な指摘事項を受けた場合には、重点課題として全学的に共有を図り、事業計画を策定した上で、計画性をもって対処すること

としている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

大学の理念・目的、教育研究上の目的、3つの方針、研究指導計画及び学位論文審査基準等の教育研究活動等の状況、教員の養成の状況、設置計画履行状況等調査への対応や点検・評価結果、財務関係書類（財務計算書類）等について、Web サイトで公表しており、教育研究活動等の質向上に資するとともに、社会的説明責任を果たしている。これらの情報は、大学 Web サイトに「大学情報の公開：関東学院大学の情報」というページを設けて一元管理することで、アクセシビリティの向上を図っている。教育研究活動の情報については、学生の学習実態や学習成果に関して、「学生による学習と授業に関するアンケート」を 2024 年度に試行し、2025 年度に導入予定であり、その結果を社会に分かりやすく公表していくことが求められる。

情報の公開に関しては、広報課を中心に学内の情報を集約・確認し、定期的な更新に努めている。固定コンテンツに掲載している情報は、担当部署において情報の正確性と信頼性を定期的に確認し、適切な更新を行っている。また、「学校法人関東学院情報公開規程」等を整備しており、適切な情報の公開とともに、情報開示請求への対応も行っている。

以上のとおり、大学の諸活動の状況等を適切にかつわかりやすく公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの適切性については、学長補佐（自己点検・評価担当）及び大学自己点検・評価委員会の事務局である大学経営課の他、各学部・研究科及び総合研究推進機構、図書館、各センターの教育研究組織、情報公開を担当する広報課等の事務組織において、自己点検・評価制度等により定期的に点検・評価を実施している。特に重点事業に関わる取り組みについては、重点事業推進体制において定期的に進捗と適切性の点検・評価を行っており、日々の改善・向上につなげている。これら年間を通じての点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書作成体制において全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を設定し、学長に報告している。

点検・評価報告書 様式

これに加え、学長の諮問機関である大学評価委員会において、自己点検・評価結果を客観的に検証及び評価を実施することで、内部質保証システムの重要な機能である自己点検・評価制度の適切性に関する評価を行っている。

また、大学評議会及び学部長会議を通じ、内部質保証を推進する主体である大学自己点検・評価委員会の機能、すなわち内部質保証システムの適切性を確認している。具体的には、大学評議会において、学長が大学自己点検・評価委員会の審議結果を報告しており、これに対して大学評議会構成員が意見を述べることができる仕組みをとっている。学部長会議においては、「関東学院大学自己点検・評価委員会規程」第9条に基づき、同規程の改正を審議することになっており、その過程で大学自己点検・評価委員会の権限や役割等を確認している。

学長は、これらを受けて、大学自己点検・評価委員会等の全学内部質保証推進組織を通じ、改善・向上に向けた取組み（事業計画等）に適切につなげるよう当該組織に指示している。また、改善・向上の取組み（事業計画等）の確実な実施を推進している。

例えば、自己点検・評価の結果を次年度事業計画等にフィードバックすることを目的に導入したツール「タスクリスト」において、2024 年度からは、改善が進まない課題を全学的に取組むべき課題として設定した。数年以内に対象となる組織すべてが課題解決につながるよう、毎年度の自己点検・評価において定期的に点検をする仕組みを構築したことにより、全学的な課題解決の改善・向上に活用されている。

学長の諮問機関である大学評価委員会においては、2023 年度から、従来の紙面による自己点検・評価結果の評価の他に、大学評価委員と各学部長及び研究科委員長との意見交換会を実施している。各学部・研究科、機関等は、本学における教育・研究活動等に関する各種取組みについて、第三者による客観的な点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組みに対する意見や指摘を受けた場合には、指摘事項を次年度の自己点検・評価項目に取り入れ、全学的に点検を行うことで、改善・向上に活用している。

このように、内部質保証システムの有効性及び適切性について、定期的、多面的に見直しを行い、その結果をもとに段階的に改善・向上を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点 長所

本学では、「関東学院大学の内部質保証方針」に基づき、学長のリーダーシップのもとに、「大学自己点検・評価委員会」を中心とする全学的な内部質保証推進体制を整備し、体系的に点検・評価に取組み、さらに教育研究等活動と教育課程のそれぞれにPDCAサイクルの体系を構築し、重層的に連動させることで、内部質保証システムが有効に機能している。

また、自己点検・評価結果から見出された課題・問題点において、全学的に取り組むべき事項として捉えた課題については、全学的タスクリストとして管理し、毎年度実施している自己点検・評価において、進捗状況を点検することにより、確実に課題・問題点の改善・向上につながるように取り組むことで、内部質保証の実質化に寄与している。また、各学部・研究科の優れた取組みをGPリストとして管理し、全学的に共有することで、各教育研究組織の諸活動の改善・向上を支援している。

点検・評価報告書 様式

問題点

自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、構成員の半数以上を学外有識者とする大学評価委員会を設置し、自己点検・評価の実施結果に対する評価及び意見交換会を行っており、構成員からの意見を事業計画等に反映するなど、改善向上に向けて取り組んでいる。しかし、学生に関しては、全学的に実施している授業改善アンケートや一部の研究科では学生との意見交換を実施しているものの、全学的に学生の意見を聴取する取組みは行われていないため、学生の意見を取り入れるための体制の整備について検討が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

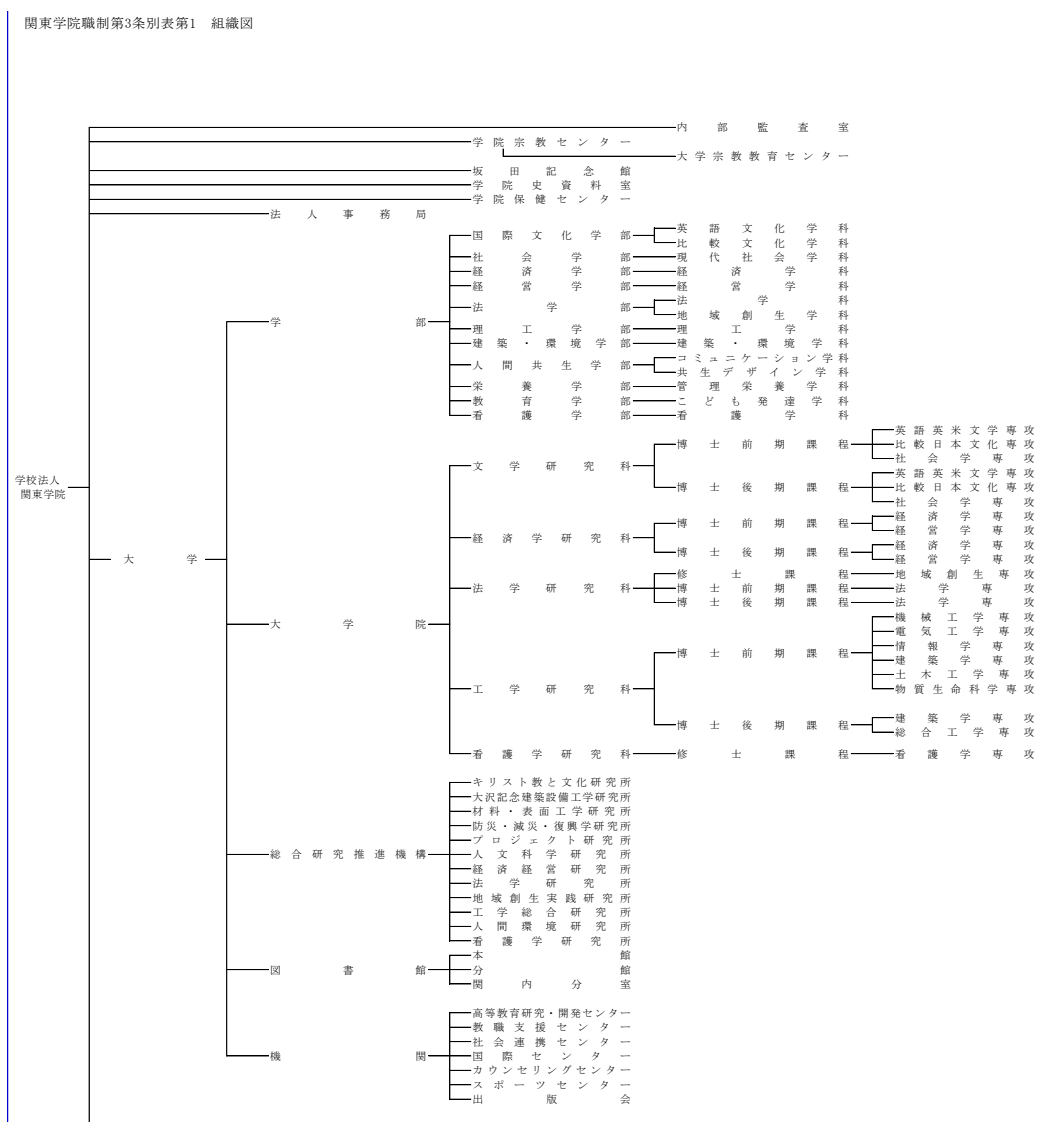
特になし

1. 現状分析

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、多彩な学問分野における教育研究及び学内外との連携・協力による多様な活動を通じて、広く社会貢献を図るため、図3-1に示す組織を設置している。卒業生数も10万人を超え、良き市民、良きビジネスパーソンとして活躍している（第1章点検・評価項目①）。



(図 3-1：学校法人関東学院組織図（抜粋）)

点検・評価報告書 様式

(1) 学部（学科）の構成

学部（学科）については、1949 年の大学開設時には経済学部及び工学部の 2 学部構成であったが、現在は大学学則第 4 条の 2 にある教育研究上の目的を掲げ、国際文化学部（英語文化学科、比較文化学科）、社会学部（現代社会学科）、経済学部（経済学科）、経営学部（経営学科）、法学部（法学科、地域創生学科）、理工学部（理工学科）、建築・環境学部（建築・環境学科）、人間共生学部（コミュニケーション学科、共生デザイン学科）、栄養学部（管理栄養学科）、教育学部（こども発達学科）、看護学部（看護学科）の 11 学部（14 学科）の構成へと拡充し、人文科学、社会科学、自然科学の 3 つの学問系統を擁する総合大学として、理念・目的に基づき教育研究を展開している。（第 1 章点検・評価項目①）

(2) 研究科（専攻）の構成

研究科（専攻）については、既設学部を基礎とし、1966 年は経済学研究科及び工学研究科の 2 研究科構成であったが、2023 年度から法学研究科地域創生専攻修士課程を設置し、現在は大学院学則第 5 条の 2 にある教育研究上の目的を掲げ、文学研究科（英語英米文学専攻、比較日本文化専攻、社会学専攻の 3 専攻博士前期課程及び博士後期課程）、経済学研究科（経済学専攻、経営学専攻の 2 専攻博士前期課程及び博士後期課程）、法学研究科（法学専攻博士前期課程及び博士後期課程、地域創生専攻修士課程）、工学研究科（機械工学専攻、電気工学専攻、情報学専攻、建築学専攻、土木工学専攻、物質生命科学専攻の 6 専攻博士前期課程、及び建築学専攻、総合工学専攻の 2 専攻博士後期課程）、看護学研究科（看護学専攻修士課程）の 5 研究科（12 専攻博士前期課程、8 専攻博士後期課程、2 専攻修士課程）へと拡充し、高度にして専門的な学術の理論及び応用の教授研究や職業人の育成を展開している。（第 1 章点検・評価項目①）

(3) 附置研究所

大学附置研究所として、キリスト教と文化研究所、大沢記念建築設備工学研究所、材料・表面工学研究所、防災・減災・復興学研究所の 4 つの研究所を設置している。また、学部附置研究所として、人文科学研究所、経済経営研究所、法学研究所、地域創生実践研究所、工学総合研究所、人間環境研究所、看護学研究所の 7 つの研究所を設置している。

これらに加え、2016 年度からフレキシブルな研究拠点としてプロジェクト研究所を設置できる制度を設け、特色ある研究拠点の形成と研究推進、外部の競争的研究資金及び研究助成金の獲得、産官学連携に資する研究の推進を図っている。

研究を全学的に推進し、研究の総合的向上及び研究を通じた本学の社会的使命を達成することを目的として設置した総合研究推進機構が、上記大学附置研究所、学部附置研究所及びプロジェクト研究所を統括している。

(4) 附属機関（センター等）

附属機関については、大学の理念・目的とともに、社会的な要請や大学を取り巻く環境等を踏まえ設置している。

例えば、2014 年度には、理念・目的に基づき社会連携・社会貢献を全学的に推進するべく、本学が有する知的資源（財産）を活かし、共生社会の創造とその持続的な発展を支援す

点検・評価報告書 様式

ることに加え、地域が求める人材育成、地域貢献及び生涯学習の機能を強化するとともに、地方自治体、産業界、教育界等との連携を図るため、社会連携センターを開設した。

2017 年度には、教職課程の改善・向上を図る全学的な体制の構築を目指し、教職支援センターを開設し、教育学部に設置している教員養成課程と開放制の教職課程に関する事項全般を充実させ、両課程の円滑かつ効果的な運営を図っている。

また、2023 年度は教学マネジメント体制の再編を検討し、高等教育研究・開発センター等の教学マネジメントに関わる各会議体の役割・機能の明確化を図った。

以上のように、社会的な要請や急速な環境の変化等に対応しながら、教育研究上の目的に示す「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、次世代の社会を他者ととともに創り上げる教養と知識技術を有する人材を育成し、社会に貢献すること」に努めている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教育研究組織の適切性>

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、教育研究組織に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している（第2章点検・評価項目①③）。

教育研究組織の適切性については、各学部・研究科及び総合研究推進機構、各センターにおいて、自己点検・評価制度等により定期的に点検・評価を実施している。特に重点事業に関わる取組みについては、重点事業推進体制のもと、学部長会議、大学院研究科委員長会議及び館部センター長連絡会議において定期的に進捗と適切性の点検・評価を行っている。これら年間を通じての点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書作成体制のもと、大学自己点検・評価委員会構成員及び陪席者が全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を設定し、学長に報告している。

学長は、教育課程・学習成果や入学者受け入れ、教育研究等環境、社会連携・社会貢献等の適切性も考慮し、社会的な要請や急速な環境の変化等も鑑みながら、教育研究組織のあり方を検討している。また、必要に応じ、大学自己点検・評価委員会や学部長会議、大学院研究科委員長会議等を通じ、その検討を指示している。

最終的には、これらの検討結果を踏まえて学長が総合的に判断し、本学的意思決定プロセスに基づき、学部・研究科については大学評議会、附置研究所や附属機関（センター等）については学部長会議において審議している。また、教育研究組織の適切性については、法人経営に直接的に関わることから、大学評議会及び学部長会議の審査結果を理事会に報告し、理事会のもとで教育研究組織の新設・改組等を決定している。学部・研究科の設置に関しては、理事会のもとに大学委員会、さらに同委員会のもとに設置準備委員会を設置し、大学の

学部長会議、大学院研究科委員長会議、大学評議会において、慎重に審議を行ったうえで意思決定を行っている。

近年の学部・研究科における例として、2023 年度の法学研究科地域創生専攻の設置があげられる。その基礎となる法学部地域創生学科は 2020 年度に完成年度を迎え、既存の法学研究科を通じて同研究科に地域創生専攻修士課程を設置する構想が立案され、学長に上申された。これを受け、学長は大学委員会において新専攻の設置を提案し、本構想を進めるべく法学研究科内に設置準備委員会を設置し、設置の準備を進めた。そして、大学院研究科委員長会議、大学評議会の審議を経て、最終的に理事会において法学研究科地域創生専攻修士課程の設置が決定されている。

附置研究所や附属機関（センター等）の例として、2018 年度のスポーツセンター設置は、スポーツ庁における大学スポーツ協会（UNIVAS）の発足や第 2 期スポーツ基本計画の策定等の動向を踏まえるとともに、本学における運動部の活動強化や統括管理、学生アスリートの支援、スポーツを通じた地域貢献等の必要性を認識し、学長のもと、スポーツ振興委員会で検討し、学部長会議の議を経て、理事会の承認を得ている。また、2019 年度の防災・減災・復興学研究所設置は、近年の度重なる大規模災害によって、災害に対する社会的な要請や意識が高まっていることを踏まえ、プロジェクト研究所として設置し、その活動状況等から学際的研究のさらなる発展と持続的な貢献を図るべく、社会連携体制と研究基盤を整備した大学附置研究所へと改編することとし、学長のもと、研究推進委員会での検討、学部長会議の議を経て、理事会の承認を得ている。

なお、社会環境の変化や地域の要請等により、理事会による方針として、教育研究組織の設置・廃止を行うこともある。例えば、2023 年度に設置した理工学部表面工学学系は、これまで理工学部化学学系が応用化学分野を包括的に教育してきたが、本学材料・表面工学研究所が共同研究や技術ライセンス供与を行っている表面工学関連企業（57 社）から、先端材料や表面処理技術を専門的に学習する教育プログラム設置の要望があり、また、国家的戦略により DX 化が進んだ「超スマート社会」では、電子機器の小型、高性能化に伴い、半導体製品のさらなる高密度化にめっき技術が不可欠であり、それを担う人材育成が急務であることから、設置に至った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし。

問題点

特になし。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし。

第4章 教育・学習（本文）

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

＜評価の視点＞

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

＜学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針＞

1. 大学全体

本学では、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針）を設定しており、「3つの方針策定に関する基本方針・手続」を全学的な基本方針として定めている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・変更に関して、学部・研究科等で検討されたものを、教学マネジメント委員会の議を経て、最終的に学長が決定する手続としており、全学的な管理プロセスによって、相互の連関性や学部・研究科の統一性等を確認し、適切性を担保している。

また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は学位ごとに示すことを基本としており、Webサイトで公表するとともに、履修要綱にも掲載している。

なお、今年度、本学が推進する「社会連携教育」を通じて身に付く資質・能力の具体化を図る、全学及び学部の学位授与方針の改定を行った。具体的には、「社会連携教育」の教育活動の枠組み「知る」「みる」「考える」「働きかける」を通じて身に付く力をそれぞれ「知識・技能」「寛容さ・判断力」「思考力・表現力」「主体性・協働性」の能力領域として設定したうえで、学修成果の目標としての学位授与方針を定めた。今年度、学位授与方針を改訂したため、今後は、「3つの方針策定に関する基本方針・手続」の改正を行う必要がある。

2. 学部

(1) 学位授与方針

学部では、大学の教育研究上の目的との整合を図りつつ、学科等ごとに学位授与方針を定めている。

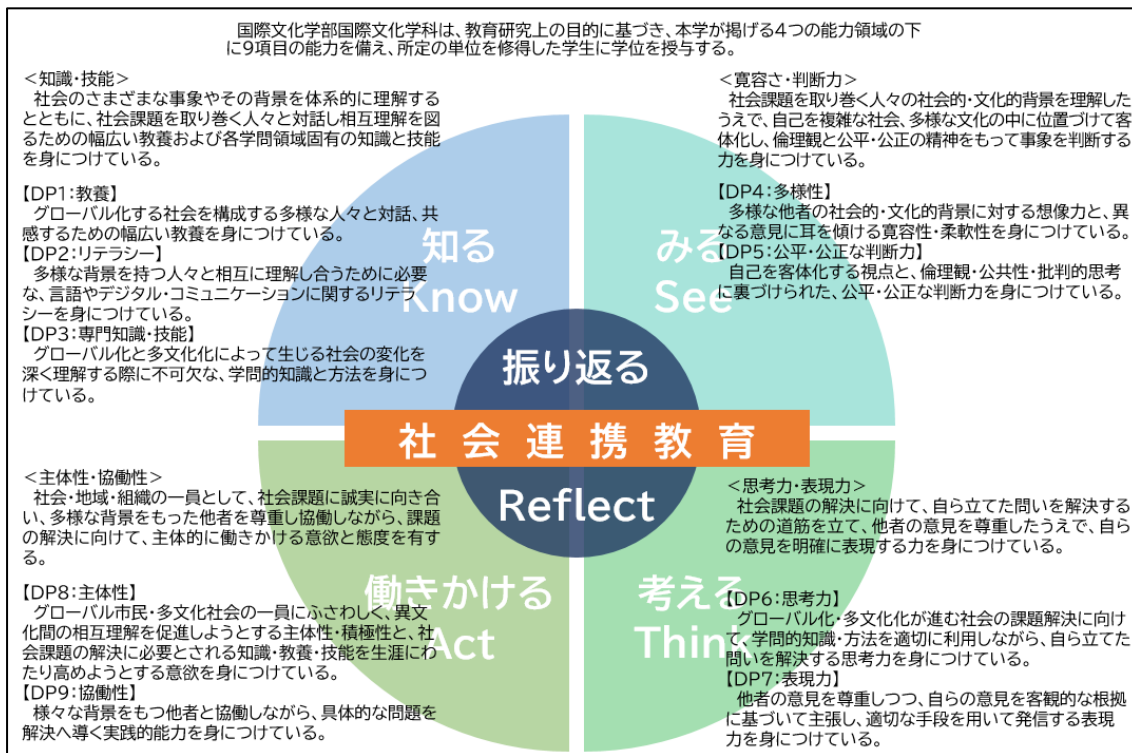
今年度、本学が推進する「社会連携教育」によって身に付く資質・能力を具体化するとともに、学生の学習成果を把握するためのツールとして活用するため、学位授与方針の改定を行った。改定された各学部の学位授与方針は、2025年度4月からWebサイトで公表し、2026年度入学生から適用する。

各学部の学位授与方針の改定にあたっては、全学学位授与方針に定める能力領域「知識・技能」「寛容さ・判断力」「思考力・表現力」「主体性・協働性」を大項目とし、この4つの能力領域の下、各学部で身に付く能力を学位授与方針（DP項目）として掲げ、それぞれの特徴を出している。

なお、「知識・技能」「寛容さ・判断力」「思考力・表現力」「主体性・協働性」の能力領域

点検・評価報告書 様式

は、大学の教育研究上の目的における「キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、次世代の社会を他者ととともに創り上げる教養と知識技術を有する人材を育成し、社会に貢献すること」に通ずるものである。また、学生の学習を高大接続教育において高めていくことも目的としており、高等学校の学習指導要領における「知識技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス重視」を踏まえたものである。例えば、国際文化学部学位授与方針は以下のとおりである。



(国際文化学部 学位授与方針 (公表イメージ))

(2) 教育課程の編成・実施方針

学部では、学位授与方針との連動を図りつつ、学科等ごとに教育課程の編成・実施方針を定めており、教育課程の体系、教育内容、授業科目の構成区分、授業形態、教育方法等に関する基本的な考え方を明確に示している。

全学的な教育課程の編成・実施方針を以下のとおり定めている。

関東学院大学は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、次に掲げる方針に基づき、教育課程を編成・実施する。

なお、本方針は、諸科学の進展や社会の変化、本学に対する社会の要請等を踏まえて、常に内容に改善・改良を加え、教育課程並びに教育指導体制の充実に努める。また、各授業科目は、公開授業制度や授業改善アンケートなどのFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動によって、不断の努力をもってさらなる充実に努める。

これを踏まえて、各学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を別に定める。

教育課程・教育内容

- 1 教育課程は、共通科目及び専門科目により体系的に編成する。
- 2 共通科目は、次の科目により編成を基本とし、各学部が教育課程を編成するうえで必要に応じて、分野や目的に沿って区分する。
 - <教養科目・総合科目>
 - ・ 豊かな人間性を涵養する（建学の精神における「人」になる）ため、総合大学の特性を活かした幅広く深い教養を培う。
 - <キリスト教科目・自校史科目>
 - ・ キリスト教及び自校史を学び、「他者への共感」「多文化理解」につながる教養を培う。
 - <キャリア教育科目>
 - ・ 入学直後から実施する体系的なキャリア教育を通じて、社会的及び職業的自立を図るための能力と社会人たる素養を培い、生涯にわたって学び、社会に貢献できる人材を育成する。
 - <初年次教育科目>
 - ・ 高・大の接続に配慮した導入教育により、大学での学びのための基礎力（スタディ・スキルやアカデミック・リテラシー）を養う。
 - <地域志向科目>
 - ・ 学びのフィールドとなる「地域」について、自分の興味・関心・専門分野に応じた学びを通じ理解を深める。（地域に関する知識・理解）
 - <語学科目>
 - ・ 英語を必修にさまざまな言語の体系的な学びを通じて、学生の海外派遣を促進するとともに、段階的に国際的な語学力、コミュニケーション能力を育成する。
 - <保健体育科目>
 - ・ 健全で健康な生活を送るための基礎を学ぶ。
- 3 専門科目は、各学部の専門に沿って編成し、自己の専門分野に関する知識と方法論を身に付ける。

教育方法

- 1 講義を通じて、当該科目に必要な知識・技能を教授するとともに、書く・話し合う・発表するといった学生の講義への参加を積極的に導入する。
- 2 習熟度別等による少人数教育を推進し、きめ細かな教育を通じて、学習効果を高める。
- 3 PBL（Project/Problem- Based Learning）やサービスラーニング等の体験型授業を通じて、課題設定・実践的な解決能力を培う。
- 4 フィールドワーク、ボランティア、海外インターンシップ等の授業による社会参加の機会を通じて、多文化を理解し、他者と共生するための思考力・判断力を養う。
- 5 キリスト教への理解を軸とした幅広い教養を基に、アクティブ・ラーニングによる能動的な思考・判断の繰り返しと、他者との協働により、公平・公正な判断力を培う。
- 6 グループワーク、ディベート、プレゼンテーション等の協働による能動的な学びの場

- を通じ、傾聴の姿勢と、自らの立場、考えをわかりやすく発信するための能力を培う。
- 7 社会連携教育（地域、企業、自治体等との連携による教育）を展開し、社会をフィールドとした PBL やサービスラーニング等を通じて、社会に参加する機会を創出し、社会参加への主体性を培う。
- 8 幅広い教養及び専門分野における知識、技術を基に、アクティブ・ラーニングやゼミナール等により、多様な背景をもった他者と協働するための規律性と柔軟性を養う。
- 9 キリスト教及び自校史への理解を基に、PBL やサービスラーニング等による実践的な課題解決のための学びを通じ、社会課題に対して誠実に向き合う姿勢を養う。
- 10 ICT を積極的に活用し、LMS（Learning Management System）を通じて、学生へのフィードバックや学習支援を行う。

教育課程・教育内容として示す「教養科目」「キリスト教科目・自校史科目」「キャリア教育科目」「地域志向科目」「語学科目」「専門科目」等や、教育方法として示す「体験型授業」「能動的な思考・判断の繰り返し」「協働による能動的な学びの場」「社会連携教育」「実践的な課題解決のための学び」等は、学位授与方針に連動しており、これは各学部における教育課程の編成・実施方針にも通ずるものである。

なお、今年度、学部の学位授与方針の改定を行ったため、これと連動させて、教育課程の編成・実施方針の改定を行う必要がある。

3. 大学院

大学院では、大学院の教育研究上の目的における「高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」に基づき、各研究科の教育研究上の目的との整合を図りつつ、専攻及び学位課程ごとに学位授与方針を定め、それぞれの専門性に応じた学生が身に付ける能力を明確に示している。

また、各研究科の学位授与方針との連動を図りつつ、専攻及び学位課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定めており、それぞれの専門性に応じ、教育課程の体系、教育内容、授業科目の構成区分、授業形態、教育方法、学習成果の評価等に関する基本的な考え方を明確に示している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

＜教育課程の体系的な編成＞

1. 大学全体

各学部（学科）・研究科（専攻）における教育課程の編成に関して、教学マネジメント委員会や全学教育科目検討委員会と、高等教育研究・開発センター及び教務主任会議や大学院研究科委員長会議が連携・連動しながら、全学的に運営・支援を図っている。

例えば、教学マネジメント委員会では、各学部（学科）・研究科（専攻）における教育課程の検討スケジュールを全学的に統一して運営しているとともに、その改編等の方向性を全学的に審議して確認している。また、カリキュラムマップの活用や科目のナンバリングを全学的に推進し、学位授与方針に基づく系統的・体系的な学修を担保する教育課程の編成を支援している。なお、「カリキュラムマップ（チェックリスト型）」は、学位授与方針に示す学生の学習成果と、各授業科目に示す学生の学習到達目標との連動を可視化することを主としており、これに基づき、シラバスを通じ「学位授与方針と各科目の関連」を学生に明示している。一方、「カリキュラムマップ（フローチャート型）」は、各授業科目の履修の流れを可視化することを主とし、履修要綱を通じて学生に明示している。今年度、学部の学位授与方針の改定を行ったため、これと連動させて、カリキュラムマップ及びナンバリングの見直しを行う必要がある。

全学教育科目検討委員会では、総合大学としてのメリットを活かした、横断的・全学的な特色ある教育として、インスティテュートや全学共通科目の検討を行っている。2022 年度にキリスト教人間学インスティテュート、2023 年度にスポーツインスティテュート、全学共通データサイエンス教育科目、2024 年度にグローバルインスティテュートを開講しており、2025 年度に全学共通情報教育科目を新たに開講予定である。

これと連動し、高等教育研究・開発センターでは、各学部と調整を図りながら、カリキュラムマップの見直しやナンバリング方式の改定等の検討を担っている他、キャリア教育や自校史教育、地域志向に関する全学共通科目の検討・運営等の支援を行っている。

また、教務主任会議や大学院研究科委員長会議では、教学マネジメント委員会や全学教育科目検討委員会の決定事項等について、各学部・研究科間での連絡・調整を行い、その円滑な実施・運用を図っている。

2. 学部

各学部（学科）において、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与方針を達成するために必要な授業科目を開設している。教育課程は、共通科目（教養教育）及び専門科目（専門教育）により編成し、幅広い教養や総合的な科目等により専門分野の基礎知識を培いつつ、各専門分野を段階的に学ぶことができるよう体系的に編成している。

共通科目（教養教育）は、全学共通科目として、キリスト教科目・自校史科目、キャリア教育科目、地域志向科目を編成している。

キリスト教科目・自校史科目については、「キリスト教学」を全学部を開設しており、各学部のその他のキリスト教科目とともに、全学キリスト教関連科目とし、建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づく、本学の理念・目的及び各学部の目的や学位授与方針等に通じる科目編成としている。キャリア教育科目については、「K G U キャリアデザイン入

門Ⅰ」「KGUキャリアデザイン入門Ⅱ」（自校史教育も含む）を入学直後であるⅠ年次（春学期）に設置するとともに、「KGUキャリアスタディ」「KGUキャリアデザイン基礎」「KGUキャリアデザイン実践」「KGUインターンシップⅠ（事前指導）」「KGUインターンシップⅡ（実習）」と体系的に編成し、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を全学的に支援している。地域志向科目については、「KGUかながわ学」を、行政、経済、政治、スポーツ、歴史・文化、自然、健康、地域づくり、地域安全、コミュニティの分野で開設しており、多様な学部学生のニーズに応える科目編成とし、全学的に「社会連携教育」の展開を図っている。

また、各学部では、全学共通科目に関連する科目を開設し、その充実を図るとともに、初年次教育科目や語学科目等を編成している。

初年次教育科目については、高・大の接続に配慮した導入教育により、大学での学びのための基礎力（スタディ・スキルやアカデミック・リテラシー）を養う科目を入学直後であるⅠ年次春学期の必修として開設している。例えば、法学部では、「大学入門ゼミナール」により、教職協働及び少人数教育を通じて新入学生の大学での学びのための基礎力を養い、学習環境への早期順応を図っている。

語学科目については、全学部で英語等の外国語科目を必修としているとともに、さまざまな語学科目を入学直後のⅠ年次春学期から体系的に編成している。例えば、理工学部と建築・環境学部では、初年次に基礎的な学びを深める必修科目として「総合英語」を4技能（リーディング・リスニング・オーラルコミュニケーション・ライティング）に分けて配置している。加えて、国際化時代における技術者の共通言語としての英語力を育成するために「英語講読（科学）」「資格英語（TOEIC 基礎）」等の選択科目も体系的に配置している他、学生の多様なニーズに照らして、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「スペイン語」「ロシア語」等のさまざまな語学科目にも対応している。

さらに、各学部では学位授与方針の達成に必要な共通科目を開設している。例えば、看護学部では、専門科目の基盤となる人間への理解を深めるために、倫理学、心理学、生物学の科目を必修として開設している。

その他、教養教育については、全学共通科目及び各学部共通科目のみならず、各学部（学科）では他学部に対して多くの授業科目を開講していることに加え、専門科目を含めた副専攻課程を編成しており、幅広く深い教養を培うための教育を全学的に行っている。

一方、専門科目（専門教育）は、共通科目（教養教育）及び導入科目を基礎とし、各学部（学科）の専門に沿って、分野や段階に応じた科目群により構成しており、段階的・体系的に科目の編成を行っている。

例えば、社会学部では、多文化共生の持続型成熟社会の構築に向けて、構想力を発揮し、これを創造的に実践する力を涵養するため、基幹科目、専門基礎科目、専門展開科目、演習科目を段階的に編成し、社会学及び社会福祉学を両輪とした体系的な学びを行っている。具体的には、根幹となる科目として「社会学概論」「社会福祉学概論」「社会福祉政策論」、社会学系統と社会福祉学系統を架橋する科目として「福祉の社会学」「共生社会論」、両系統で実証的な知識・技能を涵養する科目として「社会調査の基礎」「社会調査の技法」が基幹科目に設置されている。これらの科目で修得された知識・技能を基礎として、両系統相互に履修可能な専門科目を配置しつつ、各系統の専門科目領域で基礎的な知識・技能を発展・展開

させる教育課程を構成している。なお、社会福祉学においては、社会福祉士国家試験の受験資格を取得するために必要な指定科目を段階的に修得し、ソーシャルワーカーとしての専門的知識及び技能を備えることができるよう教育課程を体系的に編成している。また、社会学においては、社会調査の基礎能力を有する専門家である社会調査士資格の認定に必要な科目も段階的に編成している。

経営学部では、1年次に「K-biz ベーシックⅠ」「K-biz ベーシックⅡ」の学習を必須とし、これらの学習を基礎として、2年次以降専門ゼミナール等で行われる「K-biz」の各種プロジェクトにおいて、企業・自治体・地域等と連携しながら課題解決を目指す実践的な学びを行っている。

理工学部では、専門に特化した学びを展開するために9つの学系の下に9コースを整備している。各コースは、体系的に幅広い知識や技術を学習することができるように、1・2年次に共通科目や専門的な基礎科目を、3・4年次では専門分野の発展的な科目を配置しており、体系的に幅広い知識や技術を学習する事ができるよう配置している。

建築・環境学部では、相互に関連し合う5つのコースを設けている。これらコースの特徴は、コース制としながらも共通したひとつの「学びの流れ」が整備されており、段階的、体系的に科目の編成が行われている。具体的には1年次及び2年次の必修科目として「建築設計製図Ⅰ～Ⅳ」を配置しており共通科目や専門科目の講義や演習で得た知識を具現化する基礎を学び、3年次より所属コースごとに履修するスタジオ科目が専門科目を総合化する科目として配置されている。

人間共生学部では、学生が1・2年次の基礎科目での学びを活かし、社会連携や国際交流の中でさまざまな課題を発見し解決策を考える専門科目として、3年次に「プロジェクト科目」を必修として配置している。また、「プロジェクト科目」の事前学習科目として「プロジェクト・マネジメントⅠ」、事後学習科目として「プロジェクト・マネジメントⅡ」を登録必須科目として開講し、順次性ある学びを編成している。

栄養学部では、管理栄養士の養成課程として必要な科目を配置するとともに、フードスペシャリストや食品衛生管理者等の資格課程を含めて、体系的に教育課程を編成している。また、食品や食物を文化的な観点からも捉えながら管理栄養士に期待される役割等を学ぶ学部基幹科目として「食生活論」を1年次の必修に配置したうえで、教育課程を展開している。

教育学部では、小学校教諭免許及び特別支援学校教諭免許が取得可能な「小学校教育コース」と、幼稚園教諭免許及び保育士資格が取得可能な「幼児教育コース」の2つのコースを設け、それぞれのコースに体系的に実習科目を配置し、自身の成果と課題を把握し実践的技能の修得を目指している。これに加え、認定心理士資格をコース横断的に取得可能な教育課程を編成している。具体的には、「小学校教育コース」では、1年次の「教育実習Ⅰ」で小学校教諭の仕事や学級経営を、2・3年次の「学校インターンシップ」で継続的な実習機会を通じて実践的指導の基礎を学び、4年次では「教育実習Ⅲ」「特別支援教育実習」において、これまでの実習経験を活かしながら、教育現場による授業実践等の教育活動を通じて、教員になるために必要な能力の基礎を身に付ける。「幼児教育コース」では、1年次の「教育実習Ⅰ」で幼稚園教諭の仕事や保育内容を、2年次の「保育実習Ⅰ」で保育園、福祉施設における実習を通じて保育士に必要なとなる実践的技術の基礎を学び、3年次では「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」において、保育及び福祉現場における実習活動を通じ幼稚

園教諭、保育士になるために必要な能力を身に付ける。

3. 大学院

各研究科（専攻及び学位課程）において、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与方針を達成するために必要な授業科目を開設している。また、講義及び演習や実験の科目群に大別し、各研究科（専攻）の専門ごとの分野や段階に応じた科目群により構成しており、実践的・専門的な知識を養う科目体系（コースワーク）と自己の研究活動（リサーチワーク）が連動した、学位論文執筆のための体系的な教育課程（学位取得プロセス）を編成している。

例えば、文学研究科博士前期課程では、専攻ごとに研究科目を配する「A群」、演習科目を配する「B群」、特論や言語科目等を配する「C群」の科目群を設置し、各分野での研究能力と高度な専門職業人としての能力を修得するために必要な科目を配置し、専門的な教養と研究者としての独創的な論文の作成をできるよう体系的に教育課程を編成している。さらに、同博士後期課程では、自立した研究者として必要な能力が取得できるよう、専攻ごとに特殊研究である「A群」、特殊講義である「B群」の科目群を設置し、博士前期課程から博士後期課程へと学びをさらに発展させ、高度に専門的な教育課程を段階的・体系的に編成している。

看護学研究科修士課程では、看護学部における「生活支援看護学」「療養支援看護学」「統合看護学」の3つの専門分野を追求するべく、これを5つの領域に区分し、必要な科目を配置している。各領域の共通科目として、1年次に「看護研究方法論」「看護理論」を必修として配置し、各分野の基礎能力を育成している。さらに、各領域の看護学特別演習科目において、実践的・専門的な知識を養うため、臨地でのフィールドワークによる学習方法を取り入れ、実践での体験学習と専門知識を統合し、その学びを学生は研究活動に活かしている。このように、看護学部との体系性も配慮した教育課程を編成している。

なお、各研究科では、学位授与方針に基づいた教育課程の編成の体系性・順次性について、科目ごとに単位数、必修や選択必修や選択等、配当年次及び学期（セメスター）を設定するとともに、専攻ごとに履修モデルを策定し、履修要綱にも掲載しており、学生の研究分野やテーマに応じた教育課程の体系性・順次性を示している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進め

るために十分な内容であるか。)。

- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

＜学習成果の達成のための適切な措置＞

1. 大学全体

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための取組みに関して、教学マネジメント委員会及び高等教育研究・開発センターと、教務主任会議や大学院研究科委員長会議が連携・連動しながら、全学的に運営・支援を図っている。

例えば、教学マネジメント委員会では、単位の実質化を図る措置に関して、各学部の実績を確認した他、CAP（履修登録単位数上限）を超えて年間 50 単位以上の履修登録をしている学生の状況を共有し、当該学生に対する継続的かつきめ細かな履修指導・学習指導の徹底を全学的に指示している。また、効果的な論文指導を図り、大学院の学位論文審査に関するルーブリックを開発した。

これと連動して、高等教育研究・開発センターでは、各学部と調整を図りながら、効果的な授業の方法や学生の学習の活性化させる方策等の検討を行っている。今年度は、教育方法・開発部会を設置し、ハイブリッド型授業の運用やハイフレックス型授業の実施の検討等を行った。なお、本学は対面授業を原則とし、オンライン授業を科目特性等により効果がある場合のみ認めている。

また、教務主任会議や大学院研究科委員長会議では、教学マネジメント委員会や高等教育研究・開発センターの決定事項等について、各学部・研究科間での連絡・調整を行い、その円滑な実施・運用を図っている。

2. 学部

（1）単位の実質化を図るための措置、適切な履修指導・学習指導の実施

各学部では、単位の実質化を図る主要な措置として、CAP を年間 44～48 単位（各学期（セメスター）22～24 単位）に設定している。なお、諸課程（教職課程等）の科目、栄養学部（管理栄養士や教育学部の小学校教諭免許及び幼稚園教諭免許、保育士資格の養成課程の科目の一部等）については、その対象外としている。また、経済学部では、GPA が 2.8 以上かつ直近の学期（セメスター）における修得単位数が 19 単位以上の学生を対象に、専門性の深い「プレミアム科目」を原則とし、次学期（セメスター）の CAP を 4 単位緩和し、更なる履修を認めており、学習意欲が高く、GPA が高い学生はより専門性の高い科目の学習を早期に行うことができる。

学生の学習時間の実質化を図る上での重要な取組みとして、履修指導・学習指導を継続的かつきめ細かに実施していくことを全学的に推進しており、CAP を超えた履修登録単位の学生を含めて対応を図っている。具体的には、入学直後の新入生オリエンテーション及び各年次の各学期オリエンテーションに加え、諸課程の履修希望学生に対する説明会を開催しており、履修要綱等に基づき、単位制度の趣旨等を説明し、自学・自習の必要性及び計画的な学習に関する指導を行っている。また、教職課程では教職履修カルテを整備するなどして履修指導を行うとともに、段階的に学生の学習状況を確認している。さらに、各学部において、

点検・評価報告書 様式

学生への成績表配付や成績不振者への個別面談等を通じ、学生個人の状況に応じた履修指導・学習指導を行っている。

また、シラバスを活用（「アクティブ・タイプ」「予習時間数（時間）」「復習時間数（時間）」「学習課題（予習・復習）」「成績評価方法・基準」「オフィスアワー」等を明示）することで、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進、履修指導・学習指導の時間確保にも取り組んでいる。

なお、教育学部について、2020年度の公益財団法人大学基準協会による認証評価で、CAPを超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数に上り、シラバスにおける予習・復習時間の記載や履修指導等の取組みを実施しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分である旨の指摘を受けており、カリキュラム変更等によって改善を図っている。2023年度にカリキュラム変更を行い、認証評価時に比して大幅に減少しているが、今後も継続的に点検・評価していくことが求められる。

（２）シラバスの内容及び実施

シラバスは、「アクティブ・タイプ」「予習時間数（時間）」「復習時間数（時間）」「科目のテーマ及び概要」「科目の到達目標」「授業計画（テーマまたは概要、到達目標、学習課題（予習・復習））」「成績評価方法・基準」「課題（試験・レポート等）のフィードバック方法」「オフィスアワー」「ナンバリング」「学位授与方針と各科目の関連」を必須項目、「教員の実務経験」「実務経験の授業への活かし方」「教科書・参考書」「関連科目」「履修上の注意（学生への指示）」を選択項目とする全学統一のフォーマットとし、全授業科目において整備しており、学生支援ポータルシステムを通じてあらかじめ学生に明示している。

シラバスの内容については、各学部にて組織的な確認を実施し、必要に応じて修正を行い、その適切性を担保している。また、シラバスの確実な実施については、授業科目担当者が初回の授業内でシラバスの説明を行った上で、その適切性を「学生による学習と授業に関するアンケート」により確認している。なお、「学生による学習と授業に関するアンケート」は2024年度に試行し、2025年度に導入予定である。

（３）学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容、授業方法

教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の主体的な学びを促すべく、アクティブ・ラーニングを全学的に推進している。これに伴い、各授業科目が実施しているアクティブ・ラーニングの内容を、学部ごとに「アクティブ・タイプ」として5種類に分類し、シラバスに明示している。なお、各タイプで求められる主体的な学びの内容については、履修要綱を通じ、あらかじめ学生に明示している。例えば、経済学部の「アクティブ・タイプ」は下表のとおりである。

アクティブ・タイプ	内容
A	教員から指示された問題を解いたり、教員からの質問に答えたりする。
B	問題演習・レポート・リアクションペーパーなどを学生が提出

点検・評価報告書 様式

	し、紙面や Web など教員からのフィードバックを受け取る。または個人単位でのプレゼンテーションを実施する。
C	学生が複数のグループとなり、グループワークまたはグループ内でのディスカッションを実施する。
D	グループで作成したレジュメ等に基づくプレゼンテーション、またはグループ同士で正否の判定を伴うディスカッション（ディベートなど）を実施する。
E	課題解決などプロジェクトベースのグループワークと発表を行う。または学外でのフィールドワークを実施する。

(経済学部のアクティブ・タイプとその内容)

経済学部の「アクティブ・タイプ」の具体例として、「メディア・リテラシー論」では、メディア・リテラシーの基本となる考え方について、講義及び小グループでのワークショップを通して学ぶことから、「Cタイプ」としている。「ソーシャルデザイン」では、授業前半に理念的な内容を取り上げ、授業後半ではグループワークなどを通じて方法論について実践的に学ぶため、「Dタイプ」としている。「国際交流・協力入門」では、講義・校外学習（もしくはオンラインイベントへの参加）でのフィールドワークへの参加により、行政、国際機関、学校等の取組みを学ぶため、「Eタイプ」としている。

また、教育課程の編成・実施方針に基づき、社会に参加する機会を創出し、社会をフィールドとしたPBLやサービスマーケティング等を通じて、主体性を持って他者と協働していく力の育成を推進しており、本学の理念・目的を実践するための特色ある教育として「社会連携教育」を全学的に展開している。

例えば、社会学部では、日本の枠組みを超えた視点から社会福祉を理解・捉え直し、国際ソーシャルワークや多文化共生に関する知識とスキルを身につける科目として、海外の社会福祉を学ぶ「国際社会福祉演習」を配置している。事前学習としてフィールドワークの対象となる国の歴史、文化、生活に関する文献調査を行い、両国の関係や社会問題などを演習形式で学び、実地での体験を通して、福祉の実態や課題について理解を深める学びを行っている。

経営学部では、「K-biz」というサポーター企業11社からなる社会連携教育プラットフォームを構築し、サポーター企業等と連携してさまざまなプロジェクトを通じたPBLを行っている。例えば、「K-biz アクティブ・チャレンジ」では、サポーター企業の協力のもと、学生が課題を見つけ、解決策を検討している。

法学部地域創生学科では、「地域実践演習」において、関連する講義科目で得た知識をもとに、地域や被災地の現状と課題をグループでの演習や現地でのフィールドワークを交えて把握し、大学生の視点から解決に向けた施策を企画・提案している。「地域創生特論」においては、神奈川県内の12の地方公共団体及び岩手県、福島県、沖縄県の地方公共団体の首長及び職員等が講師となり、それぞれ地域社会が抱える問題について学生が現場の担当者から学ぶことができるPBL科目として15科目開講している。また、「地域創生まじゅんプロジェクト」を実施し、自治体等と連携し、地域課題の解決方法を探るPBL科目を核と

したプログラムを組成している。

人間共生学部では、「プロジェクト科目」を必修科目として配置し、学生が1・2年次の基礎科目での学びを活かし、社会連携や国際交流の中でさまざまな課題を発見し解決策を考えるPBLを行っている。プロジェクトにはコミュニケーション・プロジェクトと、デザイン・プロジェクトがあり、具体例として、コミュニケーション・プロジェクトでは、海外協定大学の常州大学日本語学科の学生と合同で中国東南部江蘇省の江南地域を対象に、事前学習と調査計画の策定から始め、2週間の現地調査の実施、結果のまとめ、発表を行っている。また、デザイン・プロジェクトでは、「Chigasaki Organic Farmにおける食文化のデザイン・プロジェクト」及び「農園と食卓をつなぐデザイン・プロジェクト」として、農園でのフィールドワーク（現地視察・調査）や販売実習、農業体験を通じて現場の課題を発見し、解決策を提案している。

さらに、国内留学制度を全学的に整備し、神奈川から離れた地の文化・風土・歴史を学び、幅広い視野を身に付けることができる機会を提供している。具体的には、沖縄大学、札幌学院大学、尚絅学院大学と学生交流の協定を結んでおり、学生は本学に在籍のまま1年間又は半年間、当該大学で勉強することができ、そこで修得した単位を本学の卒業単位に算入することができる。

また、国際文化学部及び人間共生学部コミュニケーション学科では、海外大学とのダブル・ディグリープログラムを設けている。具体的には、本学が送り出し側として、国際文化学部の学生は中国の常州大学において、また人間共生学部コミュニケーション学科の学生は、アメリカのセントラル・コネチカット州立大学とオーストラリアのニューカッスル大学において、本学での2年間に加えて、協定校の正規課程を2年間就学し、それぞれの学習プログラムを修了することで双方の大学の学位が取得できる。また、本学が受け入れ側として、国際文化学部、人間共生学部は、中国の常州大学で2年間学んだ学生を受入れ、双方の大学での学位取得を促している。

その他、学部横断型教育プログラムとして、「キリスト教人間学インスティテュート」「スポーツインスティテュート」「グローバルインスティテュート」、他学部の特色ある授業科目を受講できる「他学部受講制度」、他学部の分野（科目）を副専攻として体系的に学べる「副専攻制度」、本学と提携している横浜市内11国公立大学の授業科目を受講料の負担なく受講できる「横浜市内単位互換制度」、学部学生が原則として4年次に大学院博士前期課程の科目を受講できる「大学院特別履修制度」を整備している。

（４）授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

各学部において、演習、実験及び実習は少人数教育を基本としている。例えば、建築・環境学部では、1・2年次の建築設計製図科目や3・4年次のスタジオ科目等について、少人数教育を特色とし、各年次に配当される講義科目や他の演習科目で得た知識を実践的に授業で活用できる仕組みとなっている。また、国際文化学部、経済学部、経営学部及び法学部では、ゼミナールによる少人数教育を体系的に行っており、1年次より初年次教育をゼミナール形式で行い、スタディ・スキルやアカデミック・リテラシーを修得したうえで、2年次から4年次まで専門ゼミナールを体系的に配置し、学生が各分野の教員の下で研究テ-

マに沿って深く学ぶことができるような教育課程としている。

さらに、講義を含めて、授業形態や授業内容、授業方法、前年度の履修登録状況等を鑑み、クラスの増減や予備登録（授業に定員を設けて抽選等により履修登録学生を決定する措置）の実施等について検討し、1 授業あたりの適切な学生数を担保している。例えば、人間共生学部では、PC 教室等を使用する科目を予備登録科目としていることに加え、授業形態により 1 クラスの履修者数を制限する必要がある科目に対して、科目担当教員が指定する選考方法及び人数により定員を適切に設定し、授業を実施している。

また、英語その他の一部の科目について、習熟度別の少人数クラス編成を行っている。新入生に対しては、入学直後にプレースメントテストを実施しており、その結果に応じ、クラス編成を行っている。例えば、理工学部では必修科目である「総合英語」に加え、数学・物理系の科目でプレースメントテストを実施し、その結果をもとに習熟度別クラス編成を行っている。経済学部では、新入生オリエンテーション時に 1 年次必修科目として配置している英語科目のプレースメントテストに加え、1 年次秋学期後半にもプレースメントテストを実施し、2 年次に履修登録必須科目としている英語科目について学生の習熟度に合わせたクラス編成を行っている。

3. 大学院

大学院学則第 9 条に「学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」ことを定め、これに基づき、研究科の全授業科目に関して、学部同様の全学統一フォーマットによりシラバスを整備し、あらかじめ学生に明示している。なお、シラバスの内容及び実施については、組織的な確認を行い、その適切性を担保している。

一方、研究指導に関しては、各研究科の学位課程ごとに、入学から学位授与までの研究指導のスケジュール及び内容について、履修要綱に掲載及び Web サイトに公表し、あらかじめ学生に明示している。これに関し、看護学研究科においては、ほとんどの学生が職業を有しているため、その多くが「長期履修学生制度」を利用しており、当該学生にも適切に対応している。なお、各研究科における研究指導の内容には、学生は指導教員による指導を受けながら研究を進めていく旨を明示しており、研究指導の適切性に加え、学生の計画的な学習も担保している。

各研究科において、授業形態を講義及び演習、実験、実習に大別しているが、いずれも学生の主体的参加を前提、少人数教育及び個別教育を基本とし、グループワークやディスカッションを積極的に導入しており、論文指導も含め、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じている。

修士（博士）論文中間報告会では、指導教授（研究指導教員）に加えて審査員を配置するなど、複数教員による指導体制を整備している。これにより、学生は自身の研究に関する多角的な指導を受けることができ、自らの問題意識の深化を図りながら研究の存在意義について客観的に問い直す機会となっている。また、博士後期課程では、博士論文が形を成す 3 年次の 12 月から翌年 1 月に公開説明会を行い、研究科教員の下で活発な質疑が交わされており、学生は学問的な修正点を把握すると同時に、論文作成における意欲喚起の機会となっている。

点検・評価報告書 様式

さらに、法学研究科では、各学期（セメスター）に合同論文（リサーチペーパー）指導科目を配置し、学生の主体的参加を促すべく指導教員と他の担当教員が参加して、研究会形式での論文指導を行っている。複数指導体制をとることで、多角的・客観的な指導を行い、学生の論文作成能力を高めることを目的としている。

評価項目④**成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

<成績評価、単位認定及び学位授与の適切性>

1. 大学全体

(1) 成績評価、単位認定及び学位授与に関する全学的な運営・支援

各学部・研究科の成績評価、単位認定及び学位授与に関して、教学マネジメント委員会と高等教育研究・開発センター、教務主任会議や大学院研究科委員長会議と連携・連動しながら、全学的に運営・支援を図っている。

例えば、教学マネジメント委員会では、各学部における成績評価状況の共有や大学院における学位論文審査ルーブリックの提案等を行い、厳格な成績評価を全学的に推進している。

これと連動して、高等教育研究・開発センターでは、各学部と調整を図りながら、成績評価状況の分析やルーブリックの開発等を行っている。また、成績評価の公平性を担保すべく、クラス分割が行われている語学科目について、語学教育を通じて身に付く力を具体化した「関東学院大学版 Can-Do リスト」を今年度、開発し各学部で共有した。各学部では、「大学版 Can-Do リスト」を参考に、学部の Can-Do リストを開発している。

また、教務主任会議や大学院研究科委員長会議では、教学マネジメント委員会や高等教育研究・開発センターの決定事項等について、各学部・研究科間での連絡・調整を行い、その円滑な実施・運用を図っている。

(2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨に基づき、大学学則第 10～13 条において、以下のとおり単位の算定基準及び認定並びに成績の評価について定めている。

(単位の算定基準)

第 10 条 1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

点検・評価報告書 様式

(1)講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 11 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(学修修了の認定)

第 12 条 授業科目の学修修了の認定は試験による。ただし、論文、製図、実技等によって、試験に代えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 12 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間あるいは半年間の授業計画をあらかじめ明示する。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(成績の評価)

第 13 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可、不可の評語であらわし、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

これに基づき、1 回の授業時間を 90 分、各学期（セメスター）の授業期間を 15 週としていたが、2021 年度より 1 回の授業時間を 100 分、各学期（セメスター）の授業期間を 14 週とした。これは授業時間の延長に伴って学習内容の理解度を高め定着させることを目的としたためである。また、各授業科目の単位数を定めるとともに、1 週の授業時間及び授業回数を設定している。各授業科目担当者は、試験やレポート等による成績評価（可以上）に基づき、履修登録科目の単位認定を適切に行っている。

なお、第 10 条については、2022 年の大学設置基準の改正を踏まえ、「1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。」と改正し、2025 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 既修得単位の適切な認定

大学学則第 20 条から第 22 条において、協定大学との単位互換履修学生や入学前等の他大学又は短期大学等で修得した単位を合わせて 60 単位を超えない範囲で、本学の修得単位として認定することができる旨を定めている。

また、大学院学則第 13 条及び第 20 条において、協定大学院との特別聴講学生や入学前

点検・評価報告書 様式

等その他大学院等で修得した単位はそれぞれ 15 単位を超えない範囲で、本学の修得単位として認定することができる旨を定めている。

これら学則に則り、各学部・研究科は、それぞれの履修規程等に基づき、教授会や研究科委員会の議を経て、当該単位の認定を承認している。

(4) 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

大学学則第 12 条の 2 及び大学院学則第 11 条に基づき、成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、学部・研究科における全授業科目のシラバスを整備し、学生に対して「成績評価方法・基準」をあらかじめ明示している。加えて、シラバス上に「ルーブリック」の項目を設定し、成績評価の目安となる汎用ルーブリックを 4 つの授業形態別に用意している。これにより、授業科目担当者のルーブリック活用を支援及び推進し、成績評価の客観性及び厳格性の向上を図っている。

さらに、各学部・研究科において、学生が成績評価に疑義のある場合は、授業科目担当者に成績評価の根拠等を確認できることを履修規程等に定めており、適切に対応している。また、学生に成績表を配付（成績評価を明示）した後に成績訂正が生じた場合も、履修規程取扱内規等を整備し、教務委員会等により組織的に訂正の可否を決定しており、成績評価の透明性を確保している。

なお、成績評価に関して、授業科目の試験の成績は秀、優、良、可、不可の 5 段階評価とし、単位認定は可以上とすることを大学学則第 13 条及び大学院学則第 18 条に規定しており、これを踏まえて、試験規程やレポート等課題作成の注意に関する文書を整備している。

以上については、履修要綱への掲載等により、学生にあらかじめ明示し、成績評価の客観性・厳格性を担保している。

(5) 卒業・修了要件の明示

大学学則第 12 条の 2 及び大学院学則第 11 条において、卒業・修了の客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示することを定めている。

また、各学部の卒業要件を大学学則第 14 条から第 18 条の 4 に、研究科の修了及び学位授与の要件を大学院学則第 22 条及び第 23 条に定めている。なお、各学部では、所定の単位を修得することを卒業要件として求めている。研究科では、所定の単位を修得すること、及び学位論文の審査及び最終試験に合格することを求めている。

これに基づき、各学部・研究科の履修要綱を通じて、卒業・修了の要件を学生にあらかじめ明示し、客観性・厳格性を担保している。

2. 学部

(1) 学位授与に関わる責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学部においては、前述のとおり、所定の単位を修得することを卒業要件にしており、これを満たした者が学士の学位を授与できることを、大学学則第 34 条に定めている。また、学位授与に関する事項は各教授会で審議し、学長に意見を述べることを、同第 52 条に定めている。

これに基づき、各学部における教授会の議を経て、学長が学位授与を最終的に決定してい

る。

3. 大学院

(1) 学位論文審査基準の明示、学位授与に関わる責任体制及び手続の明示、適切な学位授与、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置

研究科においては、前述のとおり、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了及び学位授与の要件にしている。学位論文の審査に関しては、その客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示することを、大学院学則第11条に定めている。

これに基づき、各研究科は学位課程ごとに学位論文審査基準を設定するとともに、履修要綱に掲載及び Web サイトに公表し、学生にあらかじめ明示している。なお、大学院学則第22条には、博士前期課程又は修士課程の学位授与要件として「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない」と定めているが、各研究科の履修規程には、修士論文により審査することを明確に示しており、各研究科において特定課題による審査を実施していない。

また、大学院学則第49条及び第50条には、大学院研究科委員長会議及び研究科委員会において、学位授与に関する事項を審議し、学長に意見を述べることを定めている。さらに、「関東学院大学学位規則」第7条から第15条において、学位授与に関する責任体制及び手続を明確に示している。

これに基づき、各研究科において、学位論文の審査委員会を設置し、主査として指導教授、その他審査委員として当該論文に関連ある授業科目担当教授又は准教授2名以上により、学位論文の審査及び最終試験を行っている。ただし、博士後期課程を経ない者の学位論文については、指導教授をもって組織することを原則とし、審査委員会が主査を選出している。なお、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科以外の本学研究科の教授又は准教授、もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。審査委員会においては、その結果を学位授与の可否に関する意見とともに、研究科委員会に報告し、これに基づき、研究科委員会においては、学位授与に関して審議し、その結果を大学院研究科委員長会議に報告している。そして、研究科委員会の報告に基づき、大学院研究科委員長会議の議を経て、学長が学位授与を最終的に決定している。なお、複数の委員会及び会議の議を経ることにより、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を担保している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

点検・評価報告書 様式

<学習成果の把握・評価の適切性>

1. 大学全体

学位授与方針に示す学生の学習成果の評価に関し、その目的や実施方法等について、教育課程の編成・実施方針に定めている。

また、学部に関しては、教育課程の編成・実施方針に定める学習成果の評価方法を補完するものとして、「アセスメントマップ」を作成している。

		入学時	在学時	卒業時
内部評価	大学全体レベル	1. 設置書等の記載内容 2. 志願理由書 3. 筆記試験、面接試験 4. 各種入学試験結果	7. GPA(年度値・通算値/最終年度) 8. 通算取得単位数 11. 退学率/休学率/休学率	21. 学位授与数
	学位プログラムレベル	1. 設置書等の記載内容 2. 志願理由書 3. 筆記試験、面接試験 4. 各種入学試験結果	7. GPA(年度値・通算値/最終年度) 9. ディプロマチャート 8. 通算取得単位数 10. 退学率/休学率/休学率	21. 学位授与数
	授業科目レベル	【総合的評価】 【形造的評価】 【診断的評価】	11. 成績評価(評定/定期試験など) 12. 卒業論文・卒業研究 13. 学修ポートフォリオ・履修カルテ 14. 小テスト、レポート、プレゼンテーションなど 15. ルーブリック	
	間接評価	6. 入学時アンケート	17. 学生満足度調査 18. 学生による授業改善アンケート	22. 卒業時アンケート
外部評価			19. 外部アセスメント(1年次) 20. 外部アセスメント(4年次)	23. 就職率/進学率 24. 国家資格/公務員合格率 25. その他資格(外国語など)

(アセスメントマップ)

「アセスメントマップ」とは、学生の学習成果を把握及び評価するための指標を整理したものである。横軸では、学生の入学時、在学時、卒業時として、時系列を示しており、縦軸では、内部評価と外部評価に分類している。内部評価については、直接評価として、試験やレポート等の直接的なエビデンスに基づく評価指標に関し、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルにより整理している。また、間接評価として、学習アンケート等の間接的なエビデンスに基づく評価指標を整理している。外部評価については、在学時における外部アセスメントの結果、卒業時における就職率、進学率、国家資格取得率や公務員合格率等を整理している。

これらに基づき、各学部・研究科等における学生の学習成果について、その適切な把握及び評価、多面的な実施を全学的に推進している。

また、各学部・研究科における学生の学習成果の把握及び評価、多面的な実施について、教学マネジメント委員会を通じ、高等教育研究・開発センター及び教務主任会議、大学院研究科委員長会議に加え、教務課教学改革支援・教学IR推進担当と連携・連動しながら、全学的に運営・支援を図っている。

なお、その具体例は以下のとおりである。

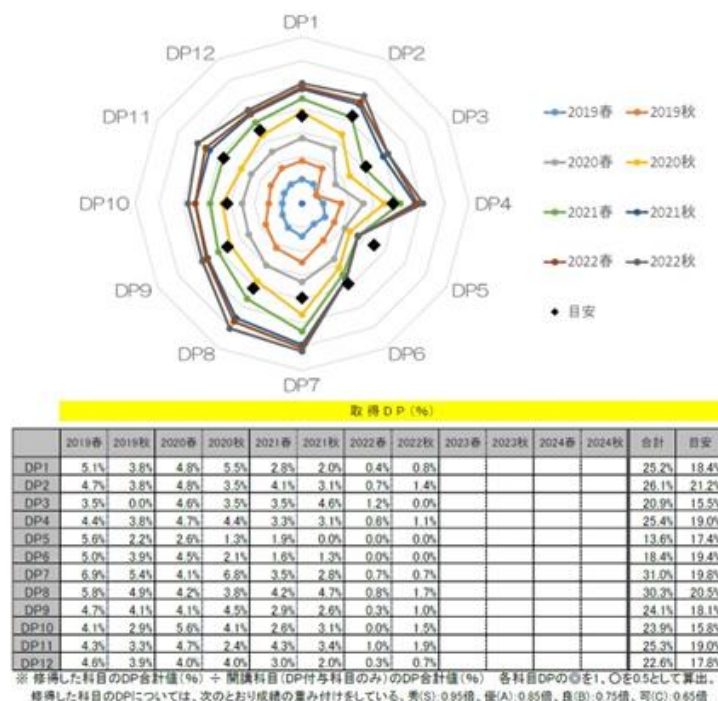
2. 学部

(1) ディプロマ・チャート

教育の質を保証するために、その成果を適切に把握及び評価し、その結果を学生の学習支

点検・評価報告書 様式

援に資することを念頭に、本学では、中期計画に基づき、学生自らが成長を把握できる仕組みを整備するため、「ディプロマ・チャート」の開発・導入を進めている。



<知識・理解>

1. 自己理解と他者理解につながる幅広い教養を身につけている。(幅広い教養)
2. コミュニケーションに関する知識と方法論を修得している。(専門分野に関する知識・理解)
3. 本学が立地する「神奈川」の歴史・文化・風土等の特性を理解している。(地域に関する知識・理解)

<技能>

4. 発見した問題を、解決するための手法を適切に選択できる。(問題発見・解決力)
5. 国際社会において協働できるコミュニケーション力を有している。(国際協働力)

<思考・判断・表現>

6. 他者がもつ社会的・文化的背景を理解したうえで、自己を客観化して思考することができる。(多文化での共生)
7. 倫理観と公平・公正の精神を持って、事象を判断することができる。(倫理観、公平・公正な判断)
8. 他者の意見に耳を傾けるとともに、自らの意見を適切な表現手段を用いて発信することができる。(傾聴と発信)

<関心・意欲・態度>

9. 生涯にわたり、進んで知識・教養・技能を高めようとする意欲を有している。(生涯学び続ける意欲)
10. 社会・地域・組織の一員としての役割を果たそうとする主体性を持っている。(社会参加への主体性)
11. 豊富な知識と広い視野のもとに、様々な背景をもった他者を尊重して協働できる。(チームワーク、他者との協働)
12. 問題に対して誠実に向き合おうとする実践的態度を身につけている。(建学の精神の実践、奉仕動機)

(ディプロマ・チャート (イメージ))

「ディプロマ・チャート」とは、学位授与方針に示す学生が身に付ける能力(DP)ごとに、DPと授業科目との連動を示した「カリキュラムマップ(チェックリスト型)」に基づき、学生個々の成績評価及び単位修得状況をDP修得状況として置換し、その割合をレーダーチャート形式で示すものである。チャートでは、学生のDPの総修得状況を数値化するとともに、学期(セメスター)ごとに示しており、学生が身に付けた能力の伸長を可視化し、学習成果の把握及び評価を図っている。これに加え、学部・学科・コースの教育課程における授業科目数(割合)や特色(DPのバランス)等を可視化するためのツールとしても活用を促している。さらに、「目安」として、当該学部・学科の前年度卒業生(標準修業年限での卒業生に限る)のDP修得状況の平均値を設定している。

「ディプロマ・チャート」を導入する目的は以下の2つである。

点検・評価報告書 様式

- 1 学生が学位授与方針に示される学習成果に関し、自らの学びの状況を理解及び説明できる。
- 2 大学(学部・学科・コース)が学位授与方針に示す学生の学習成果を把握及び評価し、教育課程及び3つの方針に関する確認を行うとともに、その改善・向上につなげる。

現状では、教務課教学改革支援・教学 I R 推進担当が作成し、各学部提供している。また、学部による教育課程の改善・向上への活用に取り組んでいるものの、学生による学習の振り返りとしての活用はできていない。今年度、学位授与方針を改定したことに伴い、学生が自らの学びの状況を理解及び説明するためのツールとして、「ディプロマ・チャート」を改定するとともに、その活用を全学的に推進していくことを決定しており、「ディプロマ・チャート」の Web システム化を進めているところである。

なお、「ディプロマ・チャート」を担保する取組みとして、教学マネジメント委員会の下で「カリキュラムマップ(チェックリスト型)」を整備し、学位授与方針に示す学生の学習成果と、各授業科目に示す学生の学習到達目標との連動を可視化しており、シラバスにも「学位授与方針と各科目の関連」を明示している。

(2) 学生による授業改善アンケート

2023 年度までに実施してきた「学生による授業改善アンケート」の見直しを行い、アンケートの趣旨を「授業の改善」から「学習と授業の振り返りを通じた学びの改善」に変更し、学生が授業を通じて身につけた能力を中心に設問を再編して、新たに「学生による学習と授業に関するアンケート」に実施する。2024 年度は試行期間とし、2025 年度より導入するにあたり Web システム化を進め、「ディプロマ・チャート」との連動も図っているところである。

(3) 外部アセスメント

外部アセスメントとして「適性診断 MATCH plus」を導入し、「K G U キャリアデザイン入門 I」(1 年次配当)において、全学部生が受検している。なお、3 年次・4 年次等上級生にも受検を促しており、学生自身の成長度合いを把握する機会としている。1 年次の受検結果については、教務課教学改革支援・教学 I R 推進担当により分析を行い、教学マネジメント委員会で報告し、各学部フィードバックしており、全学的観点及び各学部による学生の学習成果の把握及び評価を図っている。

また、文部科学省が実施・運営している「全国学生調査」(試行実施)にも参加しており、今後は次年度以降の本実施に向け、学位授与方針との連関を図りながら、適切に学生の学習成果を把握及び評価していく必要がある。

(4) 各学部の取組み

全学的な取組みに加え、各学部ではさまざまな評価指標を設定し、多面的に学生の学習成果の把握・評価に取り組んでいる。

例えば、総括的評価のひとつとして、卒業時や卒業後に学生の学習成果を把握・評価すべ

点検・評価報告書 様式

く、複数の学部において、卒業論文や卒業研究を学生の学習における集大成として、主要な評価指標に挙げている。国際文化学部では、卒業論文評価のルーブリックを開発・導入し、審査を行っている。具体的には、4年次から履修できる「卒論演習」において、当該ルーブリックを11月に配付し、どのような観点で卒業論文を評価するのかを説明することで、学生へのコーチングルーブリックとして活用していることに加え、当該ルーブリックに基づき、1月に口頭試問を行うことで、学生へのフィードバックを行っている。

理工学部では、卒業研究が必修であることに加え、教育課程に沿って「卒業研究基礎」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を通じ、3年次から4年次まで段階的に学習成果の把握及び評価を行っている。具体的には、3年次秋学期の「卒業研究基礎」において学生は研究室に配属されることを基本とし、4年次以降の本格的な卒業研究に向けて基礎的な知識、論理の展開方法、思考方法などを学び、これらの学習成果は発表会等の実施により評価される。4年次春学期の「卒業研究Ⅰ」では、学生は研究室で与えられた研究テーマ、又は各自で設定した研究テーマについて、調査や実験を行い、データをまとめて中間報告を実施することで、主に課題発見能力、課題解決能力、ドキュメンテーション能力、プレゼンテーション能力等の学習成果が評価される。4年次秋学期の「卒業研究Ⅱ」では、学生の実践的なアウトプットとして卒業論文を作成し、卒業研究発表会における研究成果の報告により、これまでの学習成果が総合的に評価される。

また、社会学部の社会福祉士等、栄養学部の管理栄養士及びフードスペシャリストや食品衛生管理者等、教育学部の小学校教諭、特別支援学校教諭や幼稚園教諭、保育士等、看護学部の看護師等、各種資格や免許状の取得を目指す教育課程、国家資格取得者や教員等の養成課程を編成する学部では、その資格や免許の取得者数が主要な評価指標のひとつとなる。

さらに、アンケートや調査も、学習成果を把握及び評価するための重要な評価指標として活用されている。経済学部では、卒業予定の学生に対し、11月から12月にかけて、教学に関するアンケート（アウトカムリサーチ）を実施している。具体的には、講義・専門ゼミナールの満足度、思考力・コミュニケーション能力・IT操作能力等の4年間で習得できた能力に加え、友人・教職員との関係、学内施設の充実度等の生活環境に関する評価を問う設問で構成されたアンケート調査を実施している。さらに、本調査は学生生活を振り返ってもう一度、進路選択をしたら、いまだのような進路を選ぶのかについて尋ね、学生生活の総括、評価を行う。この結果から学生が入学前に大学生活に求めていたものと現実との齟齬、期待していた点等を把握することが可能であり、退学抑制の検討に際しての参考資料としても活用している。また、本調査は毎年、同じ設問で実施して経年での観察を行っており、社会環境とともに学生の意識の変化を捉え、ゼミナール科目等における取組みの充実化を図ることも可能にしている。

建築・環境学部では、『「建築・環境学部の学位授与方針」』についてのアンケート」として、学位授与方針に示す学生の学習成果に関する設問を明確にし、学部の教育内容や学生の目標達成度等に関する調査を行っている。具体的には、当該年度の卒業有資格学生に対して、学位授与とともにアンケート用紙を配付し、学部の学位授与方針に掲げる12項目の能力について、学部の教育を通じて身に付いたものや、そのきっかけとなる講義等に関する調査を行い、その結果をカリキュラムや授業内容、学部での活動の見直しに活用している。また、在学生に対しても、学期（セメスター）ごとに実施するオリエンテーションにおいて、アン

点検・評価報告書 様式

ケート結果を反映した学位授与方針の説明を行い、意識付けを行っている。

看護学部では、看護学部カリキュラムマップとDPルーブリック（段階的成果目標）を活用した学習成果の確認と評価については、各科目における学習成果の評価により、その達成度を確認へとつなげている。2022年度に開始した新カリキュラムに向けては、2021年度に整合性を確認し、2019年度の内容から一部改訂を行なった。2022年は新カリキュラムで導入となった科目である、「看護の統合と実践Ⅰ（看護実習）」について、学生及び教員による評価としてアンケートを実施し、次年への改善に向けた対応を検討している。

主要な授業科目を通じ、学生の学習成果を把握及び評価している学部もある。理工学部機械学系では、1年次秋学期から4年次春学期までの各セメスターに、主要な授業科目における横断的かつ複数の基礎力確認課題を全学生に課しており、当該年次・学期（セメスター）における目標到達度の確認に加え、4年間の学習到達度の包括的な評価を行うことができる。なお、平均80点以上を合格として到達度を確認し、実施結果を学生に還元するとともに、不合格の学生にはさらに確認テストを課したり、再試験を実施したりし、一定の学力の保証を図っている。また、同学部情報学系では、3年次秋学期に必修専門科目「情報ネット・メディア総合演習」で到達度試験を実施し、学生の学習成果の総括的評価のひとつとしている。

建築・環境学部では、1・2年次の必修となる建築設計製図科目、3年次以降のコース必修となる各スタジオ科目において、学生は授業科目ごとに演習課題や作品等をポートフォリオとしてまとめ、各学期（セメスター）の最終授業又はその翌週に担当教員へ提出し、教員はこれを採点、総合評価し、当日中に学生への講評を行っている。教員はこれらの授業で選出された優秀作品を参考作品として次年度の授業で活用し、学生は自らの作品を学習成果の振り返り（自己評価）とともに、就職活動での学習成果の説明資料としても活用している。

看護学部では、臨地実習でルーブリックを使い、実習現場での学習指導者、本学担当教員、学生の相互評価を行いながら、学生の学習成果を形成的に把握及び評価している。具体例として、4年次の「成人看護学実習Ⅲ」における実習自己評価表では、実習目標に対し行動目標がレベル5からレベル1の段階に分けられた表に、学生自身がチェックする形式とし、これをもとに実習最終日に指導担当教員と面談で振り返り、学生自身が学びを深め、今後の課題を明確にして、より具体的な行動がとれるように支援している。

その他の取り組みとして、建築・環境学部では、各学期（セメスター）終了時に、1年次から4年次までの設計作品等を一堂に集め、発表、評価・批評する「バーティカルレビュー」を開催していることに加え、年度末には「建築展」として、学生の設計作品や卒業研究等を展示し、一般に公開しており、学生の学習成果に対しさまざまな評価や意見を得る機会としている。

人間共生学部では、学生個々の「学修ポートフォリオ」を作成し、1年次から4年次までの学期（セメスター）ごとに、アドバイザー教員やゼミナール教員による面談を組織的に実施しており、これを通じ、学生の学習成果を定期的に確認している。

看護学部では、学位授与方針に示す学生が身に付ける能力について、その学習到達度を学年ごとに把握できるよう、能力・レベル別に示したコモンルーブリックを2019年度に整備し、2020年度のシラバスにおける「科目の到達目標」にも反映させており、カリキュラム

点検・評価報告書 様式

マップと合わせて、履修する科目の全体の中での位置やどこに向かうかを履修開始時期に学生にわかりやすく説明し、学生が自らの学習目標を立てることや、卒業に向けて修得する能力を自己評価することを支援していくツールとしての活用を図っている。

3. 大学院

大学院では、各研究科の教育課程の編成・実施方針で、研究によって培われた能力に関して、学位論文審査を主として評価することを定めており、教学マネジメント委員会の下で、各研究科の学位授与方針に示す学生の学習成果の評価について、その重要な指標は学位論文の審査及び論文審査基準であることを全学的に確認するとともに、その適切な実施を全学的に推進している。

これを受け、各研究科では、学位論文審査及び最終試験の結果の他、学位論文に関する研究計画や研究発表の内容等を指標に設定し、学位授与方針に示した学生の学習成果を評価している。また、学位論文の審査基準について、学位授与方針との対応関係を組織的に検討したうえで適切に設定しており、これに基づき、学位論文の指導や審査等を行うことを通じ、学生の学習成果の達成状況を具体的に把握している。

また、看護学研究科では、最終試験での口頭試問において、「修士課程において研究を行う上で、学んだこと」「研究課題について、今後どのように発展させていきたいか」「修士課程における学びや自身のキャリアをどのように発展させ、看護界に貢献したいと考えているか」のほか、「学位授与方針の達成状況」を質問し、その回答内容で学生の学習成果を把握するなどしている。

加えて、教学マネジメント委員会による全学的支援の下、文学研究科、工学研究科、看護学研究科では、学位論文審査に関するルーブリックを開発・導入しており、学生の学習成果に関する形式的な把握及び評価を図っている。

このように、各研究科では、学位論文審査基準を適切に設定したうえで、学位論文の指導や審査等を通じ、学位授与方針に示した学生の学習成果を把握しており、その結果は適切に行われている学位授与に他ならない。

以上のように、学習成果の評価に関する方針等に基づき、各学部・研究科等は、学生の学習成果の把握及び評価を多面的に実施し、教学マネジメント委員会は、その実施を全学的に推進している。今後は、学習成果と学位授与方針との連関のさらなる明確化を図っていくとともに、学生が学位授与方針に示される学習成果に関し、自らの学びの状況を理解及び説明できるよう全学的に推進していくことが求められる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

点検・評価報告書 様式

- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

<教育課程及びその内容、教育方法に関する適切性>

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、教育課程及びその内容、方法に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教学マネジメント委員会の下、各学部・研究科及び教学マネジメント委員会の事務局である教務課において、自己点検・評価制度等により定期的に点検・評価を実施している。

教学マネジメント委員会については、内部質保証の要として、学長の下で3つの方針の管理及びこれを起点とする教育課程の編成・実施、その点検・評価、改善・向上の実質化を全学的に推進している。

例えば、教学マネジメント委員会を通じ、3つの方針の設定に関する大学の基本的な考え方や理念・目的との連関、策定の方針・手続を明確に定め、全学的な管理を図っている。これに基づき、各学部・研究科において3つの方針を定期的に点検し、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の変更については教学マネジメント委員会において、また、入学者受け入れ方針については入学者選抜委員会において審議を行い、大学自己点検・評価委員会において報告し、その適切性を全学的に担保している。

また、学習アンケートや外部アセスメント等の結果を教務課教学改革支援・教学IR推進担当で分析して、教学マネジメント委員会を通じ、各学部でフィードバックしており、教育課程及びその内容、方法等の改善・向上を全学的に推進している。

さらに、教学マネジメント委員会では、学位授与方針に示す学生の学習成果の把握及び評価、その結果に基づく教育方法の改善・向上に関する全学的な支援や推進を図っている。具体例として、学部では学生の学習成果の評価・把握に関して、学位授与方針との関連のさらなる明確化を図ることや、学生が自らの学びの状況を理解及び説明できるように活用していくことが、今後の課題であることを各種調査やアンケート、自己点検・評価の結果等から明らかになった。これについて、教学マネジメント委員会の下で、学生が自らの学びの状況を理解及び説明できるようするためのツールとして「ディプロマ・チャート」を開発し、全学的に推進している。関連して、カリキュラムマップやナンバリングの活用に関する全学的な支援も行っている。大学院でも同様に、教学マネジメント委員会のもと、学位授与方針に示す学生の学習成果と、学位論文審査基準との対応について明確化を図るとともに、学位論文審査ルーブリックの開発・導入の支援を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点**長所**

- ①学部において、教育課程の編成・実施方針に基づく「社会連携教育」を全学的に推進している。地域における経済、産業、文化等を発展させることを目的に、地域密着の社会貢献に取り組んでおり、全学共通科目として「KGUかながわ学」を複数科目整備していることに加え、経営学部の「K-biz」プロジェクトでは鉄道、食品、マスコミなど多

点検・評価報告書 様式

様な分野の連携企業とともに学生が商品開発等に取り組むことで、主体的な学びを実現しているほか、商品化やイベントの実現を通じて地域の活性化に貢献している。大学の理念・目的を実践するための特色ある教育を全学的に展開しており、学位授与方針の達成に向けた正課内・正課外双方を通じた取組みとして評価できる。

問題点

- ①学部の学位授与方針の改定を行ったが、これと連動する、教育課程の編成・実施方針の改定、カリキュラムマップやナンバリングの見直し、「3つの方針策定に関する基本方針・手続」の改正ができていない。
- ②CAP の設定その他の単位の実質化を図るための措置に多面的・複合的に取り組んでいるものの、CAP を超えて多くの単位を履修登録する学生がおり、その分析と対応が十分ではない。
- ③「ディプロマ・チャート」の活用について、学部による教育課程の改善・向上への活用に取り組んでいるものの、学生による学習の振り返りとしての活用はできていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本評価基準と照らして、本学の取組みは概ね適切であると評価できる一方で、今後は以下の改善方策が求められる。

- ①学部における学位授与方針の改定と連動して、教育課程の編成・実施方針、カリキュラムマップやナンバリングの見直し、「3つの方針策定に関する基本方針・手続」の改正を行う必要がある。
- ②CAP の設定その他の単位の実質化を図るための措置について、今後も各学部の適切な対応が求められる。特に、教育学部については、2020 年度の公益財団法人大学基準協会による認証評価で、CAP を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数に上り、シラバスにおける予習・復習時間の記載や履修指導等の取組みを実施しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分である旨の指摘を受けており、カリキュラム変更等によって改善を図っている。2023 年度にカリキュラム変更を行ったばかりであるため、2・3年次は履修登録単位数が多くなっているものの、1・4年次は50単位を超えて履修登録している学生がおらず、認証評価時に比して大幅に減少しており、今後は継続的に点検・評価していくことが求められる。
- ③「ディプロマ・チャート」について、学生が自らの学びの状況を理解及び説明するためのツールとしての活用が求められる。

第5章 学生の受け入れ（本文）

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

<入学者受け入れ方針>

(1) 大学全体

本学では、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受け入れ方針」の3つの方針の策定に関する基本方針を定め、相互の連携性を確保しつつ、学部・研究科の統一性を維持している。

入学者受け入れ方針の設定・変更については、学部（研究科）での検討を経て入学者選抜委員会にて審議し、最終的に学長が決定する手続を確立している。これにより、全学的な管理プロセスを通じて、その適切性を担保している。

なお、入学者受け入れ方針は、学生募集単位ごとに定め、「求める学生像」を明示した上で、Web サイトで公表している。

(2) 学部

本学では、入学者受け入れに関する全学部共通の方針を以下のとおり定めている。

関東学院大学（学部共通）の入学者受け入れ方針

関東学院大学は、キリスト教に基づく建学の精神を端的に表した校訓「人になれ 奉仕せよ」を掲げ、「キリスト教の精神に基づき、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通して己の人格を磨く」という教育方針を長年にわたって継承してきた。

本学の教育方針に共感するとともに、幅広い教養と専門性の高い知識・技能を主体的に身に付け、他者とともに次世代社会の創造と持続的発展へ貢献するための意欲と明確な目的意識を持ち、多様な背景を有する入学者を選抜するため、国内外問わず、世界のあらゆる地域から受け入れる。

本学が求める入学者像は、「建学の精神に基づく教育方針への共感」「幅広い教養及び専門性の修得に対する主体的な姿勢」「他者との協働」「多様性の尊重」など、全学及びすべての

学部 of 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に通じるものである。

また、本学では、入学者選抜の公平性と多元的評価の観点から、「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「編入学者選抜」の5つの入学者選抜制度を設け、選抜方式ごとに入学者に求める資質・能力として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」の3要素のうち、重点を置く点と判定方法を明示している。

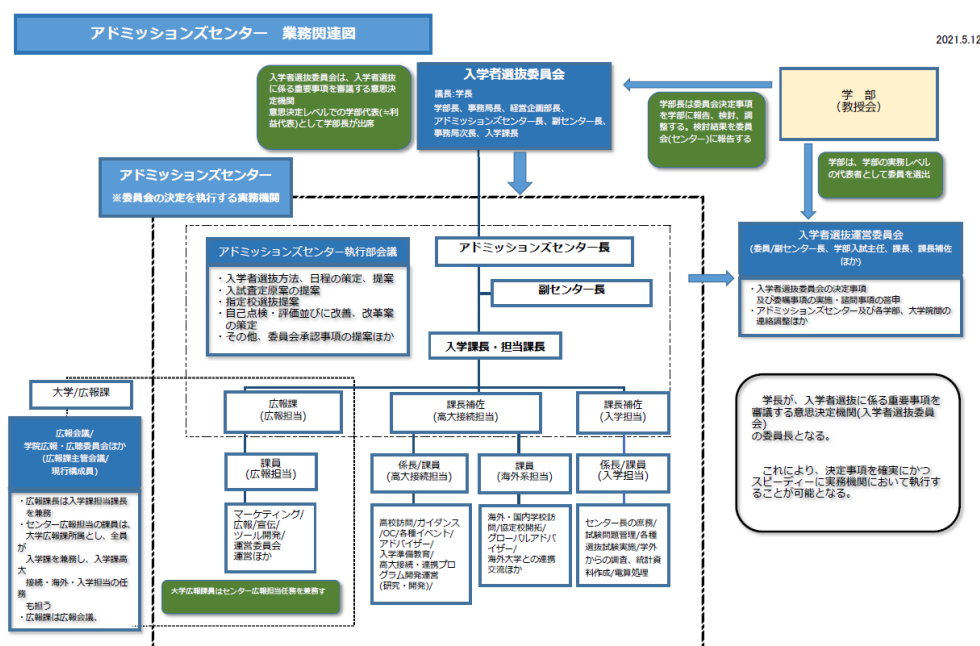
各学部では、こうした全学的な方針を踏まえ、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針と連動させながら、「求める学生像」「入学者選抜において評価する点」「入学前学習として求めること」を学科(コース)ごとに明確に定めている。

(3) 大学院

大学院においても、入学者受け入れ方針について、各研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と連動させながら、専攻及び学位課程ごとに定めている。学部同様に「求める学生像」「入学者選抜において評価する点」「入学前学習として求めること」を明確し、適切な入学者の受け入れを実施している。

＜入学者受け入れ方針に沿った入学者選抜実施のための適切な体制・仕組みの構築＞

本学では、入学者受け入れ方針に基づき、公平、公正な入学者選抜を実施するため、2018年度にアドミッションズセンターを設置した。さらに同センター内に入学者選抜委員会及び入学者選抜運営委員会を設置し、全学的な入学者選抜の実施体制を整備している（図5-1）。これにより、方針に沿った適切な入学者選抜を実施するとともに、その透明性と公平性を確保している。



(図 5-1：アドミッションズセンター業務関連図)

点検・評価報告書 様式

アドミッションズセンターは、職制第51条に基づき、学長の指名を受けたアドミッションズセンター長（以下、「センター長」という。）、副センター長、入学課長及び入学課職員によって構成されている。本センターでは入学者選抜方法の恒常的な改善及び入学者選抜の円滑な実施を通じて、本学での修学意欲の高い学生を確保することを目的とし、学生募集及び入学者選抜に関する事業を担っている。

入学者選抜委員会は、学長を委員長とし、センター長、副学長、学部長、副センター長、事務局長、経営企画部長、入学課長で構成され、入学者選抜に関する重要事項を審議している。具体的には、入学者受け入れ方針の設定、同方針に基づく入学者選抜の方法（試験区分）、日程、実施体制、査定原案（試験区分ごとの合否判定）等について審議し、その結果をもとに、学長が意思決定を行っている。なお、入学者選抜試験の実施期間中は入学者選抜委員会のもとに「選抜試験本部」と「選抜試験連絡本部」を設置し、それぞれの責任者を「学長」と「センター長」に分けて設定している。

入学者選抜運営委員会は、センター長を委員長とし、副センター長、各学部から選出される入試主任、入学課長等で構成され、アドミッションズセンターと学部等との連絡・調整等を担っている。入試主任は、入学者選抜委員会の承認事項を学部に報告するとともに、入学者選抜委員会の諮問事項について学部内で調整し、その結果を入学者選抜運営委員会へ報告する役割を果たしている。これを受け、入学者選抜運営委員会は、各入試主任（学部選出）からの報告内容について協議し、その結果を委員長が学長へ報告している。

大学院に関しては、入学者選抜の制度設計等を入学者選抜委員会で審議する際は、各研究科委員長が陪席している。また、出願資格や選抜方法、合否判定結果等について各研究科で協議したうえで、大学院に関する事項を入学者選抜委員会で審議する際は各研究科委員長を陪席させ、学部長と大学院に関する情報共有及び議論を適切に行い、学長に意見を述べる体制を整えている。

なお、2024年度以降、留学生の受け入れ拡大を図るため、海外向けの入学者選抜については国際センターと連携し、今後の社会情勢に応じて海外の高等学校や大学、国内外の各機関との調整・交渉を行っている。さらに新規の協定校、指定校（機関）の開拓等、国際アドミッション機能を強化し、海外向けの入学者選抜の拡充を進める。

また、入学者受け入れ方針に基づき、多面的な評価を重視し、多様な学生を受け入れるための複数の入学者選抜制度を適切に設け、実施している。

（1）学部

① 一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜

各学科（理工学部はコース）の入学者受け入れ方針に基づき、学力試験の試験科目を設定し、入学後の教育に必要な学力を十分に備えた学生を選抜している。一般選抜には「英語外部試験利用型」を設け、資格・検定試験の結果を評価対象とすることで、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語の4技能に優れた学生を選抜している。また、成績上位者を対象に、入学金及び授業料を免除するスカラシップ制度を導入し、学業に専念できる環境を整備している。さらに、2019年度入学者選抜からは、大学入学共通テスト利用選抜（旧大学入試センター試験利用入学者選抜）の後期日程において5科目スカラシップ型を実施している。本制度では、合格者全員の入学金及び初年度年間授業料全額免除とし、幅広い科目で、優れた

学力を持つ学生を選抜している。

② 総合型選抜（9月募集・11月募集）

本学での学修を強く希望する者を対象に、各学科（理工学部はコース）の入学者受け入れ方針に基づき、「基礎学力評価型」「課題型」「探求評価型」「資格型」等、多様な選抜方法を実施している。選考では、調査書・大学入学希望理由書・学修計画書等の書類審査に加え、小論文、プレゼンテーション・実験実習、基礎学力検査、面接等を行い、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」に加え、「主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価している。この選抜方式では、筆記試験だけでは測りきれない多様な能力や、これまでの活動や経験を通じて培った主体性や学習意欲等を持つ学生を総合的に評価している。また、合格者が入学時までの学習を継続できるよう、総合型選抜合格後に一般選抜前期日程3科目（均等配点）型を受験し、成績優秀者には入学金及び年間授業料を免除するチャレンジ・スカラシップ制度を設けている。

③ 総合型選抜（外国人留学生・社会人・帰国生・オリーブ・学院内）

実社会経験や異なる文化的背景を持つ学生、本学の教育方針に深い理解を持つ学生を対象に、書類選考、面接、小論文等を実施している。基礎学力、活動履歴、日本語能力、学修意欲、適性を中心に、「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的に評価している。また、総合型選抜（社会人・帰国生・オリーブ・学院内11月募集）においては、入学までの学習継続を促すため、一般選抜前期日程3科目（均等配点）型を受験し、成績優秀者には入学金及び年間授業料を免除するチャレンジ・スカラシップ制度を設けている。

※「オリーブ」選抜は、本学(含む大学院)及び関東学院女子短期大学の卒業生又は孫を対象とした卒業生子弟・子女入試

④ 学校推薦型選抜（指定校）

本学での学修を強く希望する学生を対象に、進学実績や教育連携、これまでの学習成果を基に、本学が指定する高等学校から推薦された学生に対して入学者選抜を実施している。書類審査及び面接を通じて、高等学校で培った基礎学力や活動履歴、学習意欲等を評価し、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に判断している。さらに、入学までの学習の継続を促すため、一般選抜（前期日程2科目型）を受験し、成績優秀者には入学金・年間授業料を免除するチャレンジ・スカラシップ制度（指定校）を設けている。

⑤ 編入学者選抜

国内外の高等教育機関に一定期間在籍し、本学での学修を希望する学生対象に、書類選考、面接、小論文等を実施している。基礎学力、基礎的な専門分野の知識・技能、日本語能力、学修意欲、適性等を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に多様な人々と協働できる態度」を多面的に評価している。また、海外指定校推薦型編入学者選抜及び海外特別編入学者選抜では、出願前の日本語能力確認面談を必須とし、出願後は書類審査及び

オンライン等での面接を実施している。さらに、短期大学卒業見込み者、専門学校卒業見込み者、専修学校の修業年限が2年以上の者等を対象にした学校推薦型編入学者選抜も実施している。

（２）大学院

① 一般入学試験

専門科目（専攻科目）、英語、論文試験を通じて専門分野に関する知識・技能及び論述力を評価している。また、面接では研究意欲や論理的な思考力等を確認し、総合的な選抜を行っている。

② 学内推薦入学試験

本学の学部で優秀な成績を収め、大学院での学習を強く希望する学生を対象とする。研究意欲及び学業成績、人物面で優れ、当該学部又は専攻から推薦された者を対象とし、研究計画書に基づく口頭試問等を実施し、選抜を行っている。

③ 公募制推薦入学試験

他大学の出身者で本学大学院での学修を強く希望し、学業成績及び人物面で優れた学生を対象とする。応募には、在学又は卒業した大学の学部長（学部長に準ずる者）または指導教員から推薦が必要となる。選抜では、小論文試験を通じて専門分野の知識・技能及び論述力を、面接（口頭試問）では専門知識に加え、研究意欲や論理的な思考力等を評価している。

④ 社会人入学試験

社会での実務経験を経て、大学院でさらなる学びを希望する者を対象としている。論文、専門科目、外国語試験等を通じて専門分野の知識・技能及び論述力を評価するほか、面接では研究意欲や論理的な思考力等を確認している。

⑤ 自治体等推薦入学試験

2023 年 4 月新設の法学研究科修士課程地域創生専攻では、包括連携協定を締結している地方公共団体等の職員及び議員を対象に推薦による入学選抜を実施している。対象者の特性を考慮し、研究計画書及び口頭試問を通じて、入学後の研究計画を中心に評価を行っている。

⑥ 外国人留学生入学試験

本学での学修を希望し、国内外に居住する外国籍の学生、又は外国政府や海外の大学等から学術交流協定等に基づいて推薦された学生を対象とする。論文（英語小論文を含む）、専門科目（専攻科目）、外国語（英語・日本語）等の試験を通じて、専門分野の知識・技能及び論述力を評価するほか、面接では日本語力、研究意欲や論理的な思考力等を確認している。

⑦ 海外指定校制推薦入学試験

本学が指定する海外の大学等から優秀な外国人学生を受け入れることを目的に実施して

いる。出願前に、研究計画、日本語能力の確認や英語での指導の可否、修士論文で使用する言語等を協議し、希望する分野の指導教授がWeb会議等を通じて事前協議を行う。その後、出願後の書類審査(研究計画書、推薦状等)を基に、研究能力、知識・技能、研究意欲等を総合的に評価している。

＜公平、公正な入学者選抜の実施＞

以上のとおり入学者受け入れ方針に基づき適切な体制・仕組みを構築した上で、学長のもと、アドミSSIONズセンターが責任主体となり、公平、公正な入学者選抜を全学的に管理している。

(1) 学部

アドミSSIONズセンターは、入学者選抜試験実施要領の策定、試験監督者の配置、学部・各部署と連携を通じ、入学者選抜の円滑な実施を支援している。

①オンライン面接の導入

総合型選抜(9月募集)では、面接・プレゼンテーション試験にオンライン方式を導入している。実施にあたっては、対応マニュアルを策定、オンライン担当職員の配置を行い、対面面接と同等の環境を整備している。

②評価基準の明確化

総合型選抜(9月募集・11月募集・オリーブ・学院内)では、ルーブリックを活用し、評価基準を明確化している。学力検査を伴う選抜では、選択科目間の出題難易度の違いを考慮し、得点調整を実施することで公平性を担保している。

③入試査定の透明性確保

一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜の査定については、アドミSSIONズセンターが査定原案を学部に提案し、学部での審議を経たうえで学長が最終決定を行っている。

その他、入学者選抜の試験区分ごとの出願資格や選抜方法等を本学の「受験生サイト」に公表するとともに、一般選抜の試験問題・正解や総合型選抜の課題等を明示し、透明性を確保している。なお、各学部で実施している入学者選抜の試験問題については、可能な限り著作権処理を行うことで、大半の過去問題の公開を実現している。

(2) 大学院

各研究科の特性を踏まえ、アドミSSIONズセンターが入学者選抜制度を設計し、各研究科で具体的な出願資格・選抜方法を検討している。最終的に入学者選抜委員会での審議・決定を経て、学生募集要項を作成している。同選抜の実施にあたっては、各研究科とアドミSSIONズセンターが連携して行い、その合否判定については、各研究科で審議したうえで、合否判定基準とともに入学者選抜委員会に報告し、学長が承認、決定している。なお、大学院入学者選抜については、各研究科で試験会場・実施体制を整備している。

＜特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みの整備＞

本学では、障がいや疾病、怪我などにより受験時の特別な配慮が必要な場合、公平性、公正性を確保することを前提に、大学入学共通テストの受験上の配慮事項に準拠し、適切な対応を行っている。

配慮措置の内容については、大学ホームページの受験生サイト「受験及び修学上の配慮が必要な方へ」に明示している。

関東学院大学では、すべての学生が等しい条件の下で安心して学生生活を送ることができるよう、必要に応じて修学環境を整える支援を行っています。

また、本学の入学選抜においては、障がいや疾病、怪我などにより受験上の配慮が必要な場合、公平性、公正性が担保されることを条件に、適正な配慮措置を行います。入学選抜の可否判定には、申し出の事由は影響を及ぼしません。

障がいの状況等によっては、受験及び就学が不可能な場合もあるため、事前にアドミSSIONSセンターへ申し出をしてもらい、大学に来てもらったうえで、出願する学部・研究科との事前相談を行い、配慮の内容について確認している。

＜すべての志願者に対する分かりやすい情報提供＞

入学希望者に対し、授業等の学費や経済支援に関する情報を大学案内（COMPASS）、大学ホームページ、学生募集要項及び手続要項等に掲載し、周知を図っている。また、オープンキャンパス等においては、保護者向けのガイダンスや個別相談を実施し、詳細な情報提供を行っている。

さらに、国による「高等教育の修学支援制度」については、手続要項に詳細を記載するとともに、手続サイトに特設ページを設けることで、積極的な活用を促している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

＜適切な定員の管理＞

（１）大学全体

学長のもと、学部長会議（学部）及び大学院研究科委員長会議（研究科）において、アドミSSIONSセンターと連携し、入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理を行っている。

（２）学部

学部の入学定員に対する入学人数比率については、各学部上限値を 1.10 に設定し、アドミSSIONSセンターが管理している。2024 年度入学選抜における入学定員に対する入

点検・評価報告書 様式

学者数比率は、学部全体で 0.99 となり、2020 年度から 2024 年度の平均比率は 1.02 となり、適切な範囲である。なお、2024 年度入学者選抜においては、私立大学等経常費補助金の交付基準が「入学定員超過率」から「収容定員超過率」に変更された。そのため、各学部の入学者数管理を収容定員の 1.10 倍を目標値とし、定員未充足の学部については、原則 4 年間で補う形で入学定員の目標値を設定した。

一方で、編入学定員に対する編入学生数比率は、2024 年度入学者は学部全体で 0.55 と低下しており、2023 年度の 1.05 から大幅に減少した。この状況を改善するため、引き続き協定校との連携を強化し、募集活動を推進していく。また、海外の日本人学生や優秀な外国人学生を編入学生として受け入れることを目的に、2017 年度から海外指定校制推薦編入学試験及び海外特別編入学試験を導入している。さらに、2018 年度以降は短期大学との連携協定を活用した学校推薦型編入学生選抜制度を導入するなど、編入学生の受け入れを強化している。今後は、協定校とのさらなる連携に加え、新たな高等専門学校や専門学校との連携を推進し、定員充足に向けた取り組みを強化している。

2024 年度における学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、学部全体で 1.00 と適切な範囲に収まっている。学部学科ごとの在籍学生数比率は 0.93～1.05 となっている。

(3) 大学院

2024 年度入学者選抜において研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、工学研究科博士前期課程を除き定員未充足の状況になっている。

研究科	2024 年度収容定員充足率	
	博士前期課程・ 修士課程	博士後期課程
文学研究科	0.21	0.43
経済学研究科	0.18	0.07
法学研究科	0.94	0.00
工学研究科	1.69	0.83
看護学研究科	0.13	

特に、法学研究科の博士後期課程は、定員充足率が 0% となっており、厳しい状況が続いている。

2020 年度に実施された大学基準協会による大学評価において、「大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。」という改善課題が付された。それを踏まえて、本学では研究者養成と社会人再教育の 2 つの視点から、定員充足の課題を検討し各研究科にて具体的な対策を立案し、大学院研究科委員長会議にて審議し、設定した検討期間及び実施期間に沿って計画的に進めることとなった。これについて、2022 年度からは重点事業として取り組んでいる。

その主な内容について、2022 年度から学部生の内部進学率を向上することを目的に就職支援センター主催の学部 3 年次生を対象とした就職ガイダンスにおいて、大学院進学の見

点検・評価報告書 様式

義を説明し、進学意識の醸成を図っている。また、経済学研究科博士前期課程においては、2024 年度から社会人入学試験の専門科目を廃止し、学生の専門分野における知識と適性をより適切に判断できるように、出願に先立ち、志望する研究分野の指導教授と事前協議を行うことを全ての社会人入学試験出願者に課すことで、税理士試験の科目免除を目的とした受験生の獲得を図っている。なお、2025 年度入試においては、税理士試験の科目免除が可能な法学研究科との併願制度導入を図り、志願者、入学者の確保を目指している。さらに、法学研究科博士後期課程では、2025 年度から「法学コース」と「地域創生コース」の2コース制として魅力あるカリキュラムを展開し、志願者、入学者を得るよう取り組みを進めている。また、2026 年度入学者選抜に向けては、人文系、社会科学系を中心に外国人留学生の志願者確保を目的に国内の日本語学校及び留学生向けの塾に対し、認知度を上げていくよう学生募集活動を強化していく。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜入学者受け入れの適切性＞

本学では、内部質保証の組織体制と運用プロセスに基づき、入学者受け入れに関する点検・評価及び改善・向上を全学的かつ体系的に推進している（第2章点検・評価項目②③）。

アドミッションズセンター及び各学部・研究科では、自己点検・評価制度を活用し定期的に入学者受け入れの適切性を検証している。特に重点事業に関わる取り組みについては、重点事業推進体制のもとで定期的に進捗状況を確認し、適切性を評価しながら継続的な改善を図っている。これら年間を通じての点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書作成体制のもと、全学的な視点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を設定し、学長に報告している。

学長は、この報告を受けて、大学自己点検・評価委員会等の全学内部質保証推進組織を通じて、改善・向上に向けた取り組み（事業計画等）に適切に進めるよう指示し、その確実な実施を推進している。

また、2018 年度には全学的な内部質保証推進組織を整備し、入学者受け入れ方針の設定、学生募集、入学者選抜の実施、点検・評価、改善・向上について、より実質的な運用を進めている。

例えば、アドミッションズセンターにおいて、当該年度入学者選抜の総括として、社会的背景や政策動向、志願者・合格者・手続者の状況等の分析、入学者選抜区分ごとの過去の入学者及び受験者等の人数や動向調査・追跡調査等を行い、次年度入学者選抜方法の提案に活用している。入学者選抜委員会では、これらの分析結果を報告・共有するとともに、次年度の入学者選抜の制度や募集人数や入学者数を学部と協議し、入学者受け入れの改善・向上に

点検・評価報告書 様式

向け支援している。さらに、各学部に対しては、予備校等の模擬試験結果や系統動向、他大学情報等の定期的な提供・共有も行っており、学部では、入学者受け入れに関する点検・評価及び改善・向上に活用している。

このような全学的な点検・評価と改善の取り組みにより、学部では以下のような志願者動向の変化が見られた。

年度	志願者数	前年度比	主な要因
2019	18,718 名	128.8%	2018 年度志願者数 14,530 名
2020	22,565 名	120.6%	
2021	18,550 名	82.2%	共通テスト利用選抜の志願者減
2022	15,125 名	81.5%	コロナ禍によるオープンキャンパス縮小
2023	15,407 名	101.9%	横浜・関内キャンパス開設効果
2024	12,542 名	81.4%	18 歳人口減の影響

2024 年度入学者選抜においては、入学者のうち約 5 割を占める学校推薦型選抜（指定校）の指定校選定において、過去の入学実績、入学後の学修成績等の客観的なデータに加え、高校へのヒアリング状況等を踏まえ、指定校枠を策定し、新設及び増枠相談にきめ細やかに対応した結果、質、量ともに維持した。

しかしながら、18 歳人口の減少に加え、コロナ禍の影響で低学年時に進学イベントへの参加機会が少なかった世代であることから、一般選抜や大学入学共通テスト利用選抜の受験者が減少し、総志願者数は前年比 81.4%（12,542 名）と大幅に減少した。入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）に基づく入学者選抜の実現に向け、アドミッションズセンター（入学者選抜委員会）を中心に、学生募集、入学者選抜に関する政策立案や制度設計を引き続き強化していく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし。

問題点

本学の研究科における収容定員に対する在籍学生数比率は、工学研究科博士前期課程を除き定員未充足の状況にある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学院の定員充足率向上を図るため、内部進学率の向上と外国人留学生の受け入れ拡大を柱とする施策を強化する。具体的には、以下の取り組みを推進する。

（1）内部進学率の向上

- ①就職支援センターが主催する学部 3 年次生向けの就職ガイダンスで、大学院進学の意義をより明確に伝え、進学意欲を喚起する。
- ②研究科ごとに大学院の魅力を伝える説明会や進学相談会を実施し、学部生の進学意識を高める。

（2）外国人留学生の受け入れ強化

点検・評価報告書 様式

- ①2024 年度に外国人留学生が入学しやすい大学院 9 月入学の導入を検討開始し、2026 年度から外国人留学生の 9 月入学を開始することを決定した
- ②国内の日本語学校や留学生向け学習塾との連携強化により、外国人留学生の認知度向上を図る。
- ③海外指定校推薦入試の拡充に向けた、新規協定校の開拓や各国の教育機関との連携強化を進める。

まとめ

本学では、入学者受け入れ方針に基づき、学部・大学院ともに公平・公正な入学者選抜の実施体制を整え、全学的な連携のもとで適切な定員管理を行っている。しかし、大学院の定員充足率が工学研究科博士前期課程を除き低い状況にあることが課題である。この課題を克服するため、内部進学率向上の取り組み強化や外国人留学生の受け入れ拡大を進める。特に、2024 年度から検討を開始した外国人留学生の大学院 9 月入学の導入を具体化し、国内外の日本語学校や留学生向けの学習塾との連携を強化する。また、社会人入試制度の見直しや英語での指導体制の充実を進め、社会人や留学生が大学院に進学しやすい環境を整備する。

今後も、入学者受け入れ方針に基づいた公平・公正な入試の運営と、入学者の多様性確保を推進し、本学のさらなる発展を目指す。

第6章 教員・教員組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

<大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づいた教員組織の編制>

本学は、建学の精神のもと、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とする人材育成及び社会貢献を教育研究上の目的としており、「関東学院職制」第31条において、「学生を教授し、その研究を指導し、かつ、研究に従事する」ことを専任教員の基本職能として定めている。

これに基づき、大学として専任教員に対する求める教員像を以下のとおり定めている。

求める教員像

- 1 関東学院の教育の土台であるキリスト教の精神に理解があり、本学の一員として協働できる者
- 2 大学における教育研究活動に従事するにふさわしい能力を有しており、絶えずその向上に努めることができる者
- 3 授業、研究指導、学生支援等に熱心に取り組み、学生の信頼に応えることができる者
- 4 教育研究上の成果を広く社会に還元し、社会の発展に寄与することができる者
- 5 本学の発展のために、大学運営に積極的に関わることができる者

また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、大学として教員組織の編制方針を以下のとおり定めている。

教員組織の編制方針

【大学（全学共通）】

- 1 大学設置基準や大学院設置基準等の関連法令に基づき、学部・研究科における教育研究上の目的を実現するために必要な教員を配置する。
- 2 研究の活性化や教育力の向上等の大学の目的に応じ、総合研究推進機構等に教員を配置する。
- 3 大学諸規程等に基づき、教員の募集、採用、昇任等を公正且つ適切に行う。
- 4 特定の年齢層に偏ることのないよう配慮するとともに、教育研究上の目的を踏まえて、国際性や男女比等にも留意し、教員組織を編制する。
- 5 組織的・多面的なFD活動を行い、絶えず教員の資質向上を図る。
- 6 組織的な連携体制により教育研究を行うため、必要な役職を配置し、責任所在の明確化と役割分担の適切化を図る。
- 7 教員組織の編制に関する適切性は、大学自己点検・評価委員会において全学的・定期的に検証を行う。

これに基づき、各学部・研究科は、教育研究上の目的等の達成に向け、教員組織の編制（専門分野・領域に関する教員配置、社会経験や臨床経験等、実務家教員等）について、その方針を定めている。

「求める教員像」「教員組織の編制方針」については、全学組織である大学自己点検・評価委員会にて決定しており、大学自己点検・評価委員会を通じ理念・目的及び3つの方針とともに冊子として取りまとめ、全学的に周知を図り共有しているとともに、Web サイトに掲載し、広く社会に向けて公表している。

各学部・研究科においては、「求める教員像」「教員組織の編制方針」の策定時に教授会、研究科委員会にて審議決定する過程において、周知が図られている。なお、教員採用時または定期的に学部・研究科内の会議等での共有については、一部の学部・研究科等において共有できておらず、共有することの重要性を大学自己点検・評価委員会において再度確認した。

（1）大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数（設置基準上必要専任教員数の充足）

学部については、大学設置基準で必要とされる「学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数」に基づき、各学部専任教員を配置し、さらには、「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」を加えた教員数を満たすよう、学部・研究科だけでなく、研究の活性化や教育力の向上等の必要に応じて、総合研究推進機構及び附属機関（センター等）に教員を配置している。

研究科については、基礎となる学部の教員の配置を基本とし、大学院設置基準で必要とされる「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」に基づき、各研究科に研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している。

（2）学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成

学部・研究科において、それぞれが掲げた教育研究上の目的のもとに定めた学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいたカリキュラムの編成を行っており、各科目の専門性に優れた研究業績及び教授能力を備えた教員で構成することで、学習成果の達成につながる教育の実現や研究成果につなげていくことを目指している。

学部については、全学的に見た場合、専門科目の必修科目については約 47%、選択必修科目については約 55%の科目を専任教員が担当している。おり、学部によってばらつきはあるものの必修科目については、概ね過半数を専任教員が担当している。共通科目については、必修科目の約 41%、選択必修科目の約 21%を専任教員が担当している。共通科目では、語学教育等を少人数・複数クラスで運営しているため、兼任教員（非常勤講師）の割合が増えているが、クラス運営のとりまとめを専任教員が行い、適切に運営している。

また、例えば、国際文化学部では、「文化の壁を越えた相互理解の実現」を目指すという教育研究上の目的に即し、教員組織の多様性を確保しており、外国人教員は 6 名（20%）と 11 学部の中で最も多く配置している。看護学部では、文部科学省及び厚生労働省による指定規則に準拠して教育課程を編制し、特に専門科目においては 7 つの専門領域における授業科目区分により構成し、担当科目の単位数に応じて教員配置を決定している。

研究科の担当教員については、大学院学則第 48 条第 2 項の規定により、大学院設置基準で必要とされる研究指導教員を「指導教授」としており、論文指導に関する科目の担当者としての資格を明確にしている。各研究科では、教員組織の編制方針に従って、専攻・分野・領域ごとに十分な教育研究業績を持つ教員（指導教授）を配置している。例えば、法学研究科では、履修要綱に、地域創生専攻修士課程、法学専攻博士前期課程及び後期課程のそれぞれに配置した指導教授の分野名、科目名を明示している。工学研究科では、履修要綱に研究指導教員を「指導教授」、研究指導補助教員を「指導教員」として、専修科目・必修科目名とともに明示している。

（３）教員の担当授業科目、授業時間の適切な管理

専任教員の授業担当負担への配慮に関し、「関東学院大学就業規則教員特則」に「教員の授業は、１週４コマ（８時間）以上とし、２日以上にわたって担当するものとする」と定めている。一方、専任教員の授業担当時間の上限についての規定はなく、各学部内の調整により特定の教員に過度な負担がかからないように決定している。なお、研究科の教員の大部分は学部の教員を兼ねているため、研究科も担当する教員は研究科担当分が追加される。

学部によっては、担当時間数を定めている。例えば、経営学部では、専任教員は持ちコマ数を 5 コマ、専任教員のうち英語及び健康スポーツの担当教員は 6.5 コマとすることを教授会の申合せに定めている。また、役職者等の授業担当科目の負担軽減等の配慮も行っており、学部長は通年 1.5 コマ、学科長、共通科目主任、入試主任、教務主任は通年 0.5 コマを軽減することとしている。

（４）学部における共通科目の運営体制

学部における共通科目については、全学により運営されている科目と各学部により運営されている科目がある。

大学宗教教育センター（大学宗教主事会議）及び高等教育研究・開発センター（高等教育研究・開発センター員会議）は、各学部と連携し、全学共通科目を運営している。大学宗教教育センターは、学部等に所属するチャプレン（キリスト教教育と活動に関わる宗教主事等）と連携して、全学共通科目の「キリスト教学」を運営している。高等教育研究・開発センターは、所属する専任教員が各学部と調整を図りながら、全学共通のキャリア教育や自校史教育、

地域志向に関する科目の運営を担っている。

学部における共通科目に関しては、各学部教授会のもと、教務委員会と連携しながら必要に応じて共通科目を運営する会議体を設置し、適切な運営を図っている。設置キャンパス内や隣接する分野の学部においては、複数の学部で共通科目を運営している。例えば、人間共生学部、栄養学部及び教育学部では、「関東学院大学人間共生学部・栄養学部・教育学部共通科目運営委員会規程」を整備し、3学部間で共通科目を運営している。また、理工学部及び建築・環境学部では、共通科目のみならず、専門科目の中で基礎となる数学や物理等の科目も学部間で運営している。

また、横浜・関内キャンパス開設を機に、2020 年度に各学部の自主性を尊重しつつ、その教育活動と連携し、本学における学部横断的に開講される科目の質の保証と向上を図るための組織として、「関東学院大学全学教育科目検討委員会」を設置した。

<教職協働体制について>

本学では従来から、教育研究活動において、その運営や意思決定プロセスに職員が大きく関与する仕組みをとっており、会議の構成員や陪席、事務組織における教職員役職者の併置、全学的なプロジェクトやワーキング・グループ、分科会等への職員の参画など、教員と職員の連携が図られている。

教育研究活動における教職協働の特徴的な事例としては、学位授与方針に示す各能力に関する学生の学修成果を評価する指標のひとつとして、個人の学修成果をレーダーチャートで可視化した「ディプロマ・チャート」を教職協働によって開発し、各学部を提供、学生の学修成果の把握や教育課程の改善・向上への活用を図っている。今年度は「ディプロマ・チャート」の実効化を図るため、洗い出した課題から現状の問題点を整理・検討し、2025 年度からの「ディプロマ・チャート」の活用方針や作成の体制・対応について改善を図っている。

また、社会連携推進課や研究推進課では、地域や自治体、企業、初等・中等教育機関等からの要望により、教員や学生、組織や機関との連携事業や課題解決等のニーズをつなぐ窓口として、連携の拡充を図るとともに、教職協働による社会連携・社会貢献活動を展開している。

さらに、学部横断型教育プログラムとして、2022 年度の「キリスト教人間学インスティテュート」の開設に始まり、現在までに「スポーツインスティテュート」、「グローバルインスティテュート」が開設されているが、インスティテュート開設にあたり、実施・運営の主体となる部署の教職員役職者等により、仕組みや運営等の検討、調整等がなされている。特に「スポーツインスティテュート」においては、強化指定クラブ所属の学生を対象としており、学びとスポーツをリンクして高い教育効果と競技力向上を実現し、部活動を“学びの場”としていることから、クラブ活動における状況や課題を把握している職員も、カリキュラム編成や非常勤講師の採用に深く関わっている。

<指導補助者を活用する場合の適切性>

授業補助者の活用について、現行ではスチューデント・アシスタント（以下、S A という。）もしくはティーチング・アシスタント（以下、T A という。）を採用する場合は、学生が在

点検・評価報告書 様式

籍する学部教授会の審議を経た後、学長の申請に基づき、関東学院人事委員会の議を経て理事会の承認を得ることとしている。

また、採用したSAもしくはTAに対しては、各学部で研修などを行い、SA・TAにあたっての心構えと事務手続きを説明している。

2022年10月から大学設置基準等が改正され、大学院の各授業科目を補助する者の扱いが変更になった。本学においては、これまで学部等が実施してきた研修を継続した上で、授業補助者(TA)対象の研修として、高等教育研究・開発センターにて作成した動画教材「学ぶ意欲を高めるためのTips-ARCSモデルによる学習意欲のデザイナー」の視聴を義務付けている。また、授業担当教員とTAの責任関係や役割分担についても明確にし、その内容を「関東学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に規定し、併せて学則上に指導補助者の定義を規定した。

評価項目②**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<教員人事の適切性>

「関東学院職制」第25条において、教員の人事は理事会の議を経て理事長が行うが、各学部の教授会等の議を経るものと規定している。また、「関東学院人事委員会規程」「関東学院人事小委員会内規」において、理事会に人事委員会を設置し、教員の人事に関する事項を審議することなどを定めている。

これに基づき、大学では、「関東学院大学教員採用人事規程」「関東学院大学教員選考基準」「関東学院大学教員選考基準細則」「関東学院大学任期制教員の任用に関する規程」「関東学院大学教員のテニユア・トラック制に関する規程」「関東学院大学大学の機関等に所属する教員の人事委員会規程」を定めるとともに、これに沿って、各学部等において、人事に関する規程や選考基準等を整備し、以下のプロセスにより、教員の職位ごとの募集、採用、昇格・昇任等を実施している。

(学部等教員の募集、採用)

- 1 学部において教員の採用を必要とする場合は、当該学部人事委員会において、当該学部長が所定の手続により、学長を経由して理事会に申請する。
- 2 学長の申請を受け、理事会のもとに人事委員会及び大学教員人事小委員会において、採用枠及び採用方法について審議する。
- 3 人事委員会により承認された採用方法に基づき、当該学部において教員の募集を行う。なお、人事委員会で特定採用とした場合を除き、原則として公募となり、Webサイト等を通じて教員の募集を行う。

点検・評価報告書 様式

- 4 教員採用の応募者の業績審査については、人事委員会が応募者を確認したうえで、学長を経由して当該教授会に委嘱する。委嘱を受け、当該学部人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、採用候補者の審査を行うとともに、当該学部人事委員会及び教授会の議を経て、その結果（採用候補者）を学長に報告する。
- 5 学長からの答申（応募者全員についての選考経過と採用候補者の順位を付した業績審査結果）に基づき、人事委員会において候補者の面接を行うとともに、大学教員人事小委員会において審査し、人事委員会の議を経て、理事会がこれを決定する。

（学部教員の昇格・昇任）

- 1 学部において、教員の申請等を受け、当該学部人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、昇格・昇任候補者の審査を行う。
- 2 当該学部人事委員会及び教授会の議を経て、その結果（昇格・昇任候補者）を学長に報告する。
- 3 学長からの昇格・昇任候補者の提案を受け、人事委員会のもとの大学教員人事小委員会において審査し、人事委員会の議を経て、理事会が決定する。

（研究科教員の選考、任用）

- 1 研究科において、教員の申請等を受け、当該研究科委員会あるいは当該研究科人事委員会のもとに業績審査委員会を設置し、当該研究科教員候補者の審査を行う。
- 2 当該研究科人事委員会、研究科委員会、大学院研究科委員長会議の議を経て、その結果（選考候補者）を学長に報告する。
- 3 学長による研究科の教員候補者の提案を受け、理事会のもとに人事委員会を設置する。
- 4 人事委員会のもとに大学教員人事小委員会を設置してこれを審査し、人事委員会の議を経て、理事会がこれを決定する。

なお、大学の機関等に所属する教員（総合研究推進機構又は附属機関の教員）の採用、昇格・昇任を行う場合には、大学の機関等に所属する教員の人事委員会を設置し、同委員会が学部人事委員会の役割を担うこととしている。

研究科においては、基礎となる学部で教員採用を行っている。また、総合研究推進機構に所属する教員が研究科を担当する場合もある。

年齢構成については、そのバランスに配慮するために、2010年に開催された第252回大学委員会において原則として55歳以上の採用を行わないことを決定している。

全学部の割合で見た場合、60歳以上が29.2%、50歳台が33.4%、40歳台が26.3%、39歳以下が11%であり、バランスは取れているが、一部の学部においては60歳以上割合が高くなっており、後任採用の際は、39歳以下の教員の比率を高めていくことを目指している。全研究科の割合で見た場合、60歳以上の割合は、博士前期課程（修士課程）で31.4%、博士後期課程で41.5%であり、学部と比べて高くなっている。特に、法学研究科博士前期課程及び修士課程では54.5%、法学研究科博士後期課程では58.3%となっている。高度な資格と経験が必要であるという面もあるが、比較的若い教員の研究指導教員、研究指導補助教

点検・評価報告書 様式

員への任用促進を図る必要がある。

また、女性専任教員の比率に関しては、全学として約 34%であり、今後も教員組織の編制方針に基づいて、学問の動向や社会的要請等に配慮しながらバランスの取れた教員配置を行う。なお、看護学部では女性専任教員の比率が約 84%となっているが、学部の目的である「看護師を養成する」ことを達成すべく看護師免許の所持（2022 年度就業看護師男性比率 8.6%）、臨床経験、修士号取得等を教員採用条件としており、偏りを改善することが困難な状況にある。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

＜教員の教育能力の向上、教育課程、授業方法の開発及び改善＞

大学全体として、組織的かつ継続的に教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善を図るため、以下のような活動を実施している。

（１）公開授業、学生による学習と授業に関するアンケート、教育・研究指導改善アンケート

全学部の講義を対象に、各学期（セメスター）に公開授業期間を設けており、他教員の授業運営や講義手法について学ぶ機会となっている。

また、2024 年度より従来の「学生による授業改善アンケート」を改定し、「学生による学習と授業に関するアンケート」として新たに実施している。これまで実施してきた「学生による授業改善アンケート」は、組織的な授業改善を図ることを目的にしていたが、「学生による学習と授業に関するアンケート」は、学生が大学において何を学び、身に付けることができたか、つまり「学習者本位の教育」の実現を目指し、学習成果を可視化するツールとしても活用を図ることを目的としている。そのため、アンケートの趣旨を「授業の改善」から「学習と授業の振り返りを通じた学びの改善」に変更することとした。なお、2024 年度は新たなシステムの導入にともなうプレ実施期間として試行的にアンケートを実施した。次年度以降、当アンケートの目的である学習成果を可視化するツールとしての本格的な活用を目指していく。

研究科では、大学院学生を対象に「教育・研究指導改善アンケート」を実施しており、その結果を大学院研究科委員長会議において共有している。

（２）教育実践力向上セミナー

全学的なFD研修として、教育実践力向上セミナーを開催している。2024年度は、全3回のセミナーを開催し、第1回「半期の授業を振り返る」、第2回「障害のある学生への合理的配慮と修学支援」への参加、第3回「生成AIを味方にする」を実施した。毎年度、初回のセミナーは新任教員を対象としているが、第2回以降のセミナーは新任教員を含む本学の全教職員を対象としている。

（３）全学教員研修会

全教職員を対象とする「全学教職員研修会」のプログラムとして、学内のニーズを踏まえたテーマとした講演等を行っている。2024年度は、「社会とつながる教育・研究」を主題とし、前半は「改めて社会連携教育を考える」をテーマとして、後半は「社会連携を通じて育てる学生像」及び「社会連携によるブランディング」をテーマとして実施した。これらのテーマに対し、学長が本学が2013年から進めてきた社会連携の推移、現在進めている社会連携教育の構造、また、社会連携教育による競合校に対する差別化の事例について、教育改革担当副学長が社会連携を通じて育てる学生像について、社会連携教育によって身に付く資質・能力を具体化した全学学位授与方針の改定内容を説明した。

（４）FD活動の連携に関する包括協定

神奈川大学・横浜国立大学・横浜市立大学と「FD活動の連携に関する包括協定」を締結し、ヨコハマFD連絡協議会を開催するなど、各大学のリソースを活用し合い、相互の教育研究の質向上及び学びの質保証に向けて積極的な連携を行っている。2024年度は「授業評価―意義ある実践とFDへの接続に向けて―」のテーマで、本学の横浜・関内キャンパスで開催した。

（５）FD活動

全学的な教育支援体制に関する諸施策の企画及び開発することや、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援し、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的に、高等教育研究・開発センターを設置している。同センターは、この目的を達成するため、上記のFDに関する大学全体の取組みを企画・運営するとともに、学部・研究科に対するFD活動の支援を行っている。

学部・研究科への支援については、カリキュラムマップの策定、ルーブリックの作成、アクティブ・ラーニング等の授業手法や、オンライン授業の手法の紹介等、多岐に渡って行っている。事例として、「授業ツールボックス」の開発が挙げられる。授業運営の一助となるようアクティブ・ラーニングを実質化するためのヒント、技法、また、活用事例を学習支援システム（manaba）上の「授業ツールボックス」に掲載することで、教員が当コンテンツに簡易に接続し、授業運営の改善に生かしやすくなっている。

各学部においては、FD委員会等が中心となり、FD活動を推進している。また、研修教授会（教員研修会、研修会など呼称は学部により異なる）等を実施し、カリキュラムや学生支援のあり方等の振り返りや検討を行っている。兼任教員（非常勤講師）に対しても、非常

勤講師懇談会（学部教員懇談会など呼称は学部により異なる）等を開催し、カリキュラムや授業環境などについて共通理解を深めている。例えば国際文化学部では、FD研修として、2024 年度開始を前にした非常勤講師懇談会において、授業運営について「学生の意欲を高める基礎講座」、大学教育について「大学教育の動向と本学の授業運営に関する情報共有」の2つの講座を開催している。講座開催により、学生の授業外学習時間を増加させ、単位の実質化につながるための授業運営のノウハウを非常勤講師と共有できた。

また、研修教授会以外の取組みも行われている。例えば、経営学部では、半期に一度FD研修会を開催し、教育研究内容や方法の改善・向上に向けた取組みを行っている。理工学部では、学部FD委員会において、学系ごとに「カリキュラム達成度評価指標の設定」と「授業外学習の推進」をFD目標として設定している。さらに、毎年度終了後に各学系の「FD目標の評価」はFD委員会にフィードバックされ、委員会内で審議・承認されている。教育学部では、新任教員のFD研修・学部教員懇談会・教員対象の教員研修会を実施し、これらの活動に対しては、学科会議にてリフレクションを行う時間を設け、教育に関する資質・能力の向上を図ると共に、新年度のカリキュラムや気になる学生を確認し共通理解を図っている。

学部独自のアンケートを実施し、授業改善に取り組んでいる例もある。経営学部では、11社のサポーター企業とともに社会連携教育プラットフォーム「K-biz」を構築しており、サポーター企業に地元高校を加えた外部有識者による「アドバイザリーボード」を設置している。こうした仕組みにより、これからの時代における新たなビジネス人材像、教育のあり方を議論し、協働しながら、持続的に教育改革を進めている。2024 年度は7月にアドバイザリーボードを開催し、学部役職者及びK-biz 委員を中心に全体の約半数の教員が参加した。また、建築・環境学部では、学期の終わりごとにバーティカルレビューを実施し、学科全教員が包括的に学期中に行われた演習講義の状況を把握し、学生を交えた議論の中で教育内容を振り返る機会を持っている。

大学院においてはFDに関する事項を取り扱う組織として、文学研究科及び経済学研究科には研究科運営委員会、法学研究科、工学研究科及び看護学研究科にはFD委員会を設置している。

大学院全体で行っている「教育・研究指導改善アンケート」の結果は、各研究科に渡され、教育研究指導環境の改善についての検討が行われている。例えば、法学研究科では、報告書を作成して改善点を探り、結果を研究科委員会で共有している。教育・研究指導アンケートを充実させる試みとして、「FD教員・院生懇談会」を毎年開催し、院生から直接、カリキュラムや施設面での意見を聴取し、教育環境の改善に努めている。また、報告書も作成し、法学研究科委員会で共有している。

学生の研究指導についての取組みとして、例えば看護学研究科では、2019 年度に修士論文指導・修士論文審査に関わるルーブリックの作成について検討を行い、2019 年度は修士論文指導用ツールとして試用し、2020 年度からは修士論文審査に使用している。

<教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上>

研究の全学的推進及び総合的向上に加え、研究を通じて本学の社会的使命を達成することを目的に、総合研究推進機構を設置している。同機構では、総合的、学際的な共同研究及

びプロジェクト研究の推進や公的研究費の適切な管理体制の整備やコンプライアンス及び研究者倫理の保持に向けて、必要な啓発、教育、研修の計画を策定し、継続的に実施している。

原則として毎月1回開催する「研究推進委員会」にて適切な支援制度の設計や学内規程の整備を行い、若手研究者の研究活動の促進を図る「関東学院大学若手研究奨励制度」や科研費応募促進のための再応募支援経費制度等、学内助成制度の拡充や本学研究者の研究力向上を図る取組みを進めている。

また、大学附置研究所のひとつである「防災・減災・復興学研究所」では、広く人文科学、社会科学及び自然科学にわたって、防災、減災及び復興に関連する学際的研究を推進しており、2023年度は所長プロジェクトの一環として福島県会津地方の視察を行った。6学部から参加した10名の教員が防災・減災・復興学研究の可能性を探るとともに、研究交流を通じた異分野融合研究の推進を図った。その他、研究活動の活性化のための取組として、特別研究費の支給や動画による研究紹介等を行っている。

研究者倫理の保持に向けた教育研修の実施結果については、「研究推進委員会」を経て「研究倫理委員会」にて報告することで、適性や有効性の確認を行っており、研究活動におけるリスクマネジメントの強化、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等の実施や公的研究費の制度・執行に関する学内説明会の開催等に取り組み、全学的な研究活動の活性化等を行っている。「公的研究費の適正使用および科研費執行に関する説明会」については受講率が低いため、動画配信による未受講者への受講促進を図っている。

教員の教育研究活動における資質向上を図るため、専任教員を対象とした教員業績システムを整備し、Webサイトで公開しており、その活用を全学的に推進している。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組みへとつなげているか。

＜教員組織に関わる事項の適切性＞

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、教員組織に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している（第2章点検・評価項目①③）。

教員組織の適切性については、各学部・研究科及び総合研究推進機構、高等教育研究・開発センター、大学宗教教育センターの他、学長補佐（自己点検・評価担当）及び大学自己点検・評価委員会の事務局である大学経営課において、自己点検・評価制度等により定期的に点検・評価を実施している。

また、自己点検・評価の結果から、改善・向上への取組み（事業計画等）に向けて適切にフィードバックするためのツールとして、全学的観点及び各学部・研究科による優れた取組みを一覧化した「GPリスト」、課題を一覧化した「タスクリスト」を作成し、全学的に共有することで、成果が上がっている取組みや課題を適切に把握している。例えば、人間共

点検・評価報告書 様式

生学部では点検・評価の結果、教員の年齢構成について 39 歳以下の教員数が少ないことを課題として捉え、適切な教員構成を検討することを事業計画化し、30 代の教員を 2024 年度に 1 名採用し、2025 年度にはさらに 1 名採用予定であり、着実に改善を図っている。

また、教員人事等のように法人としての経営に直接的に関わる事柄は、教育研究組織や教育課程・学習成果等の適切性も総合的に鑑みながら、学長のもとで改善・向上を図っている。また、学長が最終的に判断し、本学的意思決定プロセスに基づき、学部長会議及び大学評議会の議を経て、理事会のもとでこれを決定している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし

問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組みについては、各学部・研究科及び高等教育研究・開発センターにて実施しているが、実施の結果、こういった成果が見られたかを確認できていないため、次年度以降は結果の確認、さらには改善・発展方策へと繋げていける評価項目を設定していく必要がある。

第7章 学生支援（本文）

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

<学生支援に関する方針>

本学は、学院の創立150周年（2034年）に向けた「関東学院グランドデザイン」において、大学の理念・目的に基づき、教育の基本理念として「学生一人ひとりに向き合う教育によって個性と知性を磨く」ことを謳っており、具体的な行動指針としては、教学面でのさまざまな支援に加えて、「キャリア支援教育の強化」「学生の生活指導・支援の改善」を掲げて

いる（第1章点検・評価項目①②）。これを踏まえ、2024年度に以下のとおり新たに「関東学院大学 学生支援に関する方針」を策定した。

関東学院大学 学生支援に関する方針

関東学院大学では、キリスト教の精神に基づき、すべての学生が豊かな人間性を培い、社会において主体的に自立して生きるための知識と技術を養い育てることを目的として、学生支援に関する方針を以下のとおり定める。

<修学支援の方針>

- ・学生が主体的かつ円滑に学修ができるよう、相談・指導体制及び修学環境を整備する。
- ・学生の能力に応じた学習内容、補習教育を提供する。
- ・各種奨学金制度を整備し、学生が継続して教育を受けられる機会を提供する。
- ・成績不振者、留年者、休学及び退学者の状況把握と分析に努め、多様な学生が個々の目的に応じた修学を進めることができるよう、教職員が連動して適切な対応に取り組む。
- ・外国人留学生に対しては、専門領域の学修に必要なとなる日本語教育に関する支援体制を整備するとともに、学生・教職員による相談体制を構築する。

<生活支援の方針>

- ・学生一人ひとりが安心・安全な学生生活を送ることができるよう、支援体制及び施設設備を整備する。
- ・学生が社会性・自立性を高めることができるよう、イベントスタッフやメンター制度、ボランティア活動等、人間関係の構築につながる機会を提供する。
- ・学生が心身ともに健全な生活が送れるよう、悩みや不調をかかえる学生に対して継続的な支援を行うための相談体制を整備する。
- ・学生のハラスメント問題に対応するため、ハラスメント相談員を配置し、問題の解決及び防止に取り組む。

<キャリア支援の方針>

- ・学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育として、キャリアデザイン科目を体系的に編成し、全学的に支援する。
- ・学生一人ひとりのキャリア形成支援のため、専門の相談員を配置し、学生の個々人の状況に応じた支援を行う。

<課外活動支援の方針>

- ・学生行事や部活動等の課外活動を行う団体の支援体制を強化し、諸活動の向上に取り組む。
- ・キャンパス近隣の自治会・学校等の要望に基づく地域貢献等、学内外のボランティア活動について、学生相互の協力体制・コミュニティの活性化を図るため、積極的な支援に取り組む。

また、以下のとおり障がいのある学生への支援方針を示した「障がいのある学生への支援に関する基本方針」を別途定めている。

関東学院大学 障がいのある学生への支援に関する基本方針

趣旨

関東学院大学（以下「本学」という。）は、すべての学生が等しい条件の下で学生生活を送ることができるように、さまざまな障がいを持つ学生や特別な配慮を要する学生（以下「障がい学生」という。）に対し、安心して修学できる環境を整えるための支援を行うものとする。

支援の目的

本学の障がい学生支援は、障がい学生が、修学の上で必要に応じて適切な支援を受けるとともに、本学の教職員及び学生（以下「支援者」という。）が、支援活動を通じて障がいについて理解を深め、ともに学びあい、豊かな人間性を涵養する機会を提供することを目的とする。

障がいの定義

障がい学生とは、障害者基本法第二条第一号に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にある学生を指す。

支援対象学生

支援の対象となる学生は、本学に在籍する学生のうち、障害者手帳若しくは障がいがあることを示す診断書等を有する者又は本学が支援の必要性を認めた者で、原則として本人が支援を受けることを希望した者とする。

支援範囲

障がい学生への支援範囲は、必要に応じて次のとおりとする。

- ・ 修学支援
- ・ 定期試験の特別措置
- ・ 学内での生活支援
- ・ 就職支援
- ・ その他、本学が必要と認めた支援

支援内容

障がい学生の希望に基づき、個別の障がいの内容や程度に応じて必要かつ合理的な配慮について、当該学生の所属学部及び支援に携わる関係部署が緊密に連携して検討し、障がい学生と十分な協議を経た上で決定する。

個人情報の保護と守秘義務

支援者は、支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報の管理を厳重に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、障がい学生本人の同意を得るものとする。ただし、障がい学生への緊急の対応を要すると本学が判断した場合は、支援者間で個人情報の共有を行う場合がある。この場合において、事後速やかに本人にその旨を通知するものとする。

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援の最大の目的は、学生が心身ともに安定した状態で、不安なく学習に専念できる環境を整えることであると認識している。中期計画にも方針を示しているように、学生支援は既に入学前から始まっており、学生である期間中だけでなく卒業後に至るまで、一貫した支援を行うエンロールメントマネジメントの観点から、学生個々の適性や事情を踏まえた実質的な支援を行っている。

学習に専念できる環境とは、修学支援と施設設備の充実だけでなく、生活面での支援も重要であると考え。また、その生活面での支援には、経済的支援と精神的なサポートが含まれると認識して活動している。

学生一人ひとりの個性に応じ、教育を通して成長を促すことが大学に求められている中、その中心的な役割は学部、研究科の教員が担っている。それは決して教場における正課教育に限定されず、正課外教育、即ち、課外活動やゼミナール、研究室での諸活動を通じての全人教育を行っている（第1章点検・評価項目①）。そうしたすべての過程において、学生支援に関する方針に基づき、多面的な支援を行っている。

全学的な支援のうち、修学支援については教務課及び学生支援室、入学前の学生の支援についてはアドミSSIONズセンター、課外活動や経済的支援（奨学金）、学生生活上の指導・助言については学生生活課、そして就職支援については就職支援センターを中心に、学部・研究科と適切に連携して学生支援を行う体制を整えている。

なお、学生にとって身近な相談窓口は、各キャンパスに設置された学生支援室である。学生からの相談内容や支援内容に応じて、教務課、学生生活課、就職支援センター、国際センター、カウンセリングセンター、学院保健センター等と連携し、学部・研究科とも協働で支援が行われる。

また、これらの部署やセンター等も個々に相談窓口を設けて支援体制を整えており、支援が必要になったときの入口は限定せずに学生の相談に応じる体制を整備している。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

（1）学生の能力に応じた補習・補充教育、学生の自主的・積極的な学習の促進・支援

大学入学前の入学予定者修学支援では、学校推薦型や総合型選抜等で合格した入学予定者に対して入学前準備教育を実施している。個々の学力に応じて、習熟度別の学習課題とICTを用いた進捗管理を行い、入学後にスムーズに大学での学修に取り組めるよう配慮している。また、入学時に各学部の教育課程に基づいたプレイスメントテスト（英語、数学、物理等）を実施し、必要に応じて習熟度別クラス編成を行っている。さらに、本人の適性や学力に応じた適切な履修が行えるよう、学部及び学生支援室では、入学直後からオリエン

テーションや履修相談会で指導・助言を行っている。加えて、学生支援室では、基礎科目等（英語、数学、物理、生物、化学、情報、レポート作成の基礎）の復習や苦手科目の克服に向け、高等学校教員経験者や大学院学生等のチューターによる個別指導を行う学習支援塾を開講し、学部教員とも連携しながら補習教育を行っている。基礎学力に不安感を持つ学生が自ら自発的に利用するのが一般的だが、学部の授業内容が十分理解できていない学生に対して、学部の科目担当教員が学習支援塾の利用を勧める場合もある。さらに、学部では、各学部における専門教育の学修や資格取得に対応した修学支援も行っている。例えば、国際文化学部では、学習支援塾に加えて、国際センター管轄の「グローバルラウンジ・アネックス」において学部所属のチューター2名による学習指導を常時に行っており、個別の学習相談は多数利用されている。看護学部では、1年次生から4年次生まで行っている国家試験支援の見直しを行い、対策講座を対面形式で実施している。

大学院では、学生が職業を有している場合に、本人の希望により、標準修業年限を超えて一定期間計画的な履修ができる「長期履修学生制度」を設けており、職業と学業の両立も支援している。

（2）成績不振者、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応

留年や休学、退学に結びつきやすい成績不振者については、個々の教員が自身の科目の成績や出席状況で把握する以外に、各学部で組織的に成績や単位修得状況、出席状況等を把握しており、各学部の教務委員会等で報告を行い、情報を共有し、成績不振者面談等に活用している。

各学部では成績不振者に対するフォローを行うため、基準を定め、成績不振改善に向けた面談を実施している。面談結果は、面談数やその状況分析について、各学部の教務委員会、教授会、学部研修会等において共有している。また、必要に応じて保証人を交えた面談を行い、履修に関する相談のほか健康管理についても相談を受け付けている。

建築・環境学部では、必修科目や基幹科目の出席状況により、修学、学生生活を継続的にサポートする体制を構築している。理工学部では、対面による成績配付を全ての学系で実施し、一人でも多く問題を抱えた学生の状況を把握することが、退学率の減少に繋がっていくと考えるため、成績不振者面談の実施率 80%を数値目標として掲げ、実施率は教務委員会でも、春と秋に一回ずつ報告することで情報共有している。2024 年度春学期においては、新2年生のみではあるが面談実施率が 80.5%となった。

国際センターでは、学部、教務課と連携して、一定の成績基準に達していない留学生に対しては修学指導面談を各学期2回実施している。また、心身に問題を抱えている留学生に対し、学生生活課、カウンセリングセンター等と連携してサポートを行っている。

また、2022 年度において、修学意欲の低下を理由に挙げている退学希望学生が増加傾向にあったことから、教育に対する不満を持って退学を希望する学生に対する修学支援を喫緊の課題と位置付けた。国際文化学部では、入学時のミスマッチの抑制、習熟度別学習の推進と学修状況の可視化・把握、学生の帰属意識と受容感を高める居場所を確保する方策の検討、学生の自主的・主体的な学習・活動の促進と組織化などの取組みを進め、退学者の抑制を図っている。

休学や退学を希望する学生に対しては、学生生活課において、当該学生の状況を的確に判

断するように努め、学部・研究科やカウンセリングセンター等と連携を図り、休学願や退学願を受理する前に面談を実施するなどの対応を行っている。学部においては、当該学生から直接相談があった場合にも面談等を随時実施している他、カウンセリングセンターでは、休学中の学生の復学支援も行っている。

また、全学的に「退学者減少のための取組み」を重点事業としており、各学部（学科又はコース）で当年度の目標値（退学率）を設定するとともに、各学部の修学支援その他の取組みについて、重点事業推進ワーキング・グループのもと、学部長会議で定期的に進捗管理を行い、全学的に目標の達成を推進している。

（３）奨学金その他の経済的支援の整備

学生が安心して学べる修学環境を維持するため、日本学生支援機構奨学金や学内奨学金等の経済的支援を行っている。日本学生支援機構奨学金については、入学前に受給が決まっている採用候補者奨学生に対しては、入学後の学費等納入期限の延納を認め、さらに支援体制を充実させている。学内奨学金については、入学者選抜試験の成績上位者を対象として入学金と最大４年間の授業料を免除するスカラシップ制度の他、３年次以上の学業成績優秀者には授業料相当額の奨学金を給付する特待生制度を設けている。また、家計の急変等により学業継続に支障を生じた者に対する奨学金や、本人並びに保証人が大規模災害で罹災した際の奨学金（授業料減免）制度などを整備している。さらに、寄附による奨学金制度として、受給者の条件をあらかじめ指定して募集する「関東学院大学冠奨学金制度」や、学部・研究科の奨学金制度、留学に伴う奨学金制度の整備、学費教育ローンの利息補給奨学金も設けている。なお、学生向けにポータルサイトで情報を発信するほか、経済的支援や授業料その他の費用に関する情報提供として、本学の奨学金や学費及びその他諸納金に関する事項を大学の Web サイトに掲載するとともに、学生生活課の LINE 公式アカウントで情報を配信している。理工学部では、新入生の教務ガイダンスで LINE 公式アカウントへの登録を促し、学生が継続的に正確な情報を獲得できるよう働きかけている。

加えて、本学は、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）による修学支援」（文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」）の対象機関にも指定されており、これを利用する新入生に対しては、学費分納制度を導入し、当制度による入学金返金後に春学期の授業料等残額を納入できるよう配慮しており、2024 年度は 214 件となった。

（４）障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援に関しては、学生支援室、教務課、学部、カウンセリングセンターや学院保健センター等が連携して行っている。入学試験受験前に受験生から修学上の支援の申し出があった場合には、アドミッションズセンターが中心となり、教務課、学部とで支援内容を確認し、受験生とその保護者にも了解を得て受験させている。入学後も、学生支援室職員や教務課職員、学部教員、カウンセラー等が必要に応じて当該学生の面談を継続し、修学状況を随時確認することにより、支援内容の変更や追加が必要となった場合にも迅速に対応できる体制を整えることで、合理的配慮の実施を図っている。

また、学生支援室では、障がいのある学生が、健常学生と一緒に同じ環境で授業を受講できるように支援するための「ノートテイク制度」を設け、応募してきた学生をノートテイク

点検・評価報告書 様式

（書き手）として登録しており、ノートテイクの募集・育成のため、年間を通じて説明会や勉強会を開催し、知識とスキルの向上を図っている。

看護学部においては、合理的配慮が必要な学生については、専任教員及び助手で構成するアドバイザーが定期的に面談を行い、健康面や生活面での状況を把握し、相談に応じ支援している。支援が必要となった場合は、支援の実施に向けた連携体制「看護学部学生支援連携フロー」に沿って教務委員会・学生生活委員会に報告し合理的配慮の実施を図っている。

（５）留学生に対する修学支援

留学生に対する修学支援は、各学部・研究科を中心に、国際センターと連携しながら行っている。学部では、専門領域の学習に必要な日本語能力や日本社会に対する理解を深める授業科目を開講している。また、学部と国際センターで連携し、留学生が日本での学修に早期に馴染めるよう、上級生の留学生と日本人学生を留学生支援学生スタッフに採用（2023 年度 30 名、2024 年度 15 名、2025 年度 11 名）し、入学直後から修学等の支援を行っている。2024 年度からは日本語チューター、交換留学生バディに登録し、留学生の対応に慣れている学生を採用することとした。さらに、私費外国人留学生に対する授業料減免制度の成績基準を踏まえ、学期（セメスター）ごとに成績不振者に対して面談を実施している。その他、国際センターでは、留学生の日本語能力向上の支援方策として、正課外の日本語教育プログラムを学期（セメスター）ごとに開講している（2023 年度からは秋学期のみ実施とし、主にアメリカ等の交換留学生を対象とした従前の日本語プログラムに変更）。また、一般の留学生を対象に「日本語チューター制度」を実施している。

加えて、学部教員及び職員で構成する「国際交流アドバイザー」を配置している。一部の学部では、アドバイザー教員が留学生への履修指導や在留期間更新時及び各学期に成績不振者面談を行うなど、修学状況について確認・支援している。

また、経済学部では、日本語能力が就学意欲に影響するため、グレード別に日本語学習ができる履修環境を整備している。

なお、経済的支援として、私費外国人留学生の授業料減免制度や、大学院海外指定校制推薦入学試験による留学生の入学金及び授業料免除制度、交換留学生を対象とした国際交流奨学金制度があり、毎年多くの留学生が利用している。

（６）学生の海外留学支援

学生の長期留学、語学研修等、海外留学に関する修学支援は、国際センターが中心となって支援プログラムを組成し、学部等と連携しながら実施している。

学生の海外留学支援について、海外協定校への長期留学プログラム（交換留学、派遣留学、語学派遣留学）、及び語学研修プログラムを設け、海外留学の促進を図っている。

また、協定校との留学プログラム（派遣・受入）への経済的支援の制度について見直しを行い、「国際交流奨学金制度」（派遣・受入）のうち受入については 2023 年度から新基準を適用する。なお、理系や資格系の学部学生が留学したことにより実験や実習科目の履修上の関係で留年せざるを得なくなった場合に備え、留学後の留年に対して授業料を免除する制度は変更せず、引き続き経済的なサポートを行う。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>**(1) 学生の相談に応じる体制の整備**

学生支援室を中心に、全学的な連携を図るとともに、教職員及び学生の協働による学生相談体制を整備している。特長的なものとしては、「教職員メンター制度」が挙げられる。本制度は、登録した教職員（メンター）が、希望する学生（メンティ）と定期的にメンタリングを行うもので、その内容は、学生の不安解消や学生の自立・成長を支援することを目的としたものである。約 100 名もの教職員がメンターとして登録されているため、メンタリングの多様なニーズに対応できるうえ、臨床心理士の助言により、メンタリングにおけるマッチングの適切性を担保している。また、臨床心理士のもと、メンター及びメンティに対しメンタリング前後にアンケートを実施し、双方の観点からメンタリングの効果（事前事後のメンティの表情や態度、考え方等の変化）を確認している他、メンタリング活動記録システムによって情報共有を行い、メンタリング内容の適切性の判断も行っている。

学生による支援については、「学生メンター制度」を整備し、上級年次の学生メンター（ボランティア）により、新入生を始めとして困りごとのある学生への履修相談等のサポート、学内外のボランティア活動への参加や一般学生を対象としたイベントの企画・立案・運営を行い、学生相互の協力体制・コミュニティの活性化を図っている。学生メンターに対しては、「協働力を育てる」という育成方針のもと、スキルアップ講習、イベント実施後の振り返りミーティング、学生支援室の相談員による年度末の振り返り面談等を実施し、学生メンター個々の成長も支援している。さらに、学生メンターとして一定の経験を積んだ学生（スーパーメンター）が助言役になるなど、適切な運用を図っている。

学部においては、アドバイザーグループやゼミナール担当教員等による担任体制を整備し、同教員を窓口に、学生のさまざまな相談に応じている。例えば、人間共生学部は、クラスアドバイザー制度に加えて、専門アドバイザーとして、PBL プログラムアドバイザー、留学アドバイザー、インターンシップアドバイザー、地域コミュニティプログラムアドバイザー、基礎学力養成アドバイザーの 7 種類を置き、学生にとって多くの受け皿を設けることによって、多種多様な相談を吸収することを可能としている。

(2) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関しては、学生生活課、カウンセリングセンター及び学院保健センター等が連携して支援を行っている。

学生生活課では、学生への健康に関する啓発活動として、禁煙・分煙啓発活動、薬物乱用防止活動を行っている。

カウンセリングセンターでは、臨床心理士・公認心理師の資格を有する専任カウンセラーと精神保健福祉士資格等を有するインテークワーカーを配置している他、入学直後に新入生全員を対象に「UPI（精神的健康度調査）」の短縮版を実施するなど、精神障がいや発達障がい等のメンタルヘルスに関する悩みや不調をかかえる学生を早期発見し、卒業まで継続的支援を行うことに努めるとともに、必要に応じて、学部や関係部署、カウンセリングセンター医師（精神科医）と連携している。また、各キャンパスのカウンセリングセンター内に、人ごみやコミュニケーションの苦手な学生がひとりでも利用しやすい居場所として「ほっとスペース」を設けている。さらに、精神障がいや発達障がい等を抱えた学生への合

点検・評価報告書 様式

理的配慮をまとめたリーフレットを作成し、全教職員に提供しており、「障がいのある学生への支援に関する基本方針」と本学の支援体制、それに基づく場面別配慮の具体例等を示し、適切な対応を促している。また、保証人に対して保証人用利用案内を年1回郵送し、保証人からの相談を受け付けていることを周知している

学院保健センターでは、保健衛生及び安全への配慮として、健康診断をはじめ、日常の怪我や急病の応急処置に加え、健康相談等を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行うなど学生の健康管理を行っている。

（３）人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

カウンセリングセンターでは、学生の孤立化を防ぎ、ストレス解消につながるようなグループワークを授業のある期間に毎月実施している。2023 年度からの関内キャンパス開設による学生の修学地変更に伴い、カウンセリングセンターの周知と学生のストレスケア増進のために、多様なグループワークを実施している。

国際センターでは、2019 年度に SNS アカウントを開設し、留学経験者や希望者、留学生の情報交換の場としており、LinkedIn 75 名 Instagram 163 名が登録している（2024 年 9 月末付）。登録者の中には、卒業生や協定校からの留学経験者も含まれている。学生生活課では、2023 年度より国際センターと連携して、インターナショナル・レジデンス（国際学生寮）入寮者の相互交流と親睦を図ることを目的に、新入寮生・留学生の歓迎会、クリスマスパーティなど年間を通してイベントを開催している。

教育学部では、教員採用試験や就職活動について学年の枠を越えて情報交換を行う「縦割り情報交流会」を例年実施している。栄養学部では学会や栄養系イベントのボランティア活動などを通して、他施設の管理栄養士との交流を持つことにより、人間関係の構築、人間形成とともに進路選択の一助となっている。

理工学部では、上級年次の学生が学習をサポートする「学修ファシリテーター活動」に取り組んでおり、年次を超えた学生同士の人間関係構築の一助になっている。

看護学部では、春学期オリエンテーション時に1～3年生合同歓迎会を実施し、学年を超えた交流の機会を設けている。

教職支援センターでは、教職を志す学生同士が課程を超えて学ぶ機会を提供するため「幼小課程と中高課程の学生交流企画」を毎年実施している。

（４）留学生に対する生活支援

留学生に対する生活支援として、国際センターでは、「外国人留学生ガイドブック」を作成し、私費外国人留学生授業料減免制度や大学生活に関する基本事項、留学生が関わる各種制度について、説明、確認を行っている。また、年間を通じて、留学生座談会の開催、在留資格更新等に関する対応、住居に関する相談等、学生生活において不安を抱える留学生の相談に応じている。

交換留学生や派遣留学生に対しては、「留学生バディ」を配置し、日常生活や歓迎行事・交流行事のイベントを通じて支援している。「留学生バディ」は、プログラム終了後のアンケートにおいて高い評価を得ている本学の交換留学プログラムの特色といえる制度である。

＜学生の進路に関する適切な支援の実施＞

（１）キャリア教育の実施

学生のキャリア形成に対しては本学の理念・目的と深く関連し、各学部、研究科の教育研究上の目的のもと、教育課程の編成・実施方針によって各科目群が構成されている。

本学では、全学的なキャリア教育として、「K G U キャリアデザイン入門Ⅰ」「K G U キャリアデザイン入門Ⅱ」を入学直後であるⅠ年次春学期に設置するとともに、「K G U キャリアデザイン基礎Ⅰ」「K G U キャリアデザイン基礎Ⅱ」「K G U キャリアデザイン応用」「K G U インターンシップⅠ（事前指導）」「K G U インターンシップⅡ（実習／長期実習）」と体系的に編成し、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を全学的に支援している。特に、インターンシップへの参加については、現時点での自身の能力と社会に求められる能力のギャップを肌で感じることで、自己理解を深め、学修意欲を喚起するとともに、その後の学生生活における主体的な行動に繋げることが見込まれることから、積極的な参加を促している。就職支援センターでは、学生のインターンシップへの参加性を高めるため、「K G U インターンシップⅠ（事前指導）」履修者を対象に、就職支援センターでの選考によるインターンシップ受け入れ企業との連携拡大に努めている。各学部、研究科の取組みとして、経済学部では、全学共通のキャリア科目以外に、学部キャリア科目として「キャリアスキル（言語／数学）」、「国際インターンシップ（国内）」、「ビジネスコミュニケーション」を開設し、学生が社会人として身につけておくべき基礎的素養を習得できるようにしている。また法学部では、卒業後を意識した活動が活発になるⅢ年次生を対象に「法学部キャリア形成Ⅰ」「法学部キャリア形成Ⅱ」を配置し、それまでに養った基礎力をより実践的な能力に高められるようにしている。

（２）学生のキャリア支援を行うための体制の整備

就職支援センターは、横浜・金沢八景キャンパス、横浜・関内キャンパスに設置され、職員及びキャリアコンサルタントの有資格の就職相談員により、進路に関する全般的な相談、応募書類の添削や面接指導など個々に応じた支援を行っている。進路相談においては、学生自身が自己理解や仕事理解を深め、希望する進路へ進むことができるように支援を行っている。併せて、動画アーカイブによるK G U 就活チャンネルを開設し、内定取得学生や、企業の採用担当者へのインタビューを配信することで、学生が学年や就職活動の進捗状況を問わずに気軽に就職に関する本学独自の情報を得られる場を提供している。加えて、各学部の学部長及び就職支援委員との意見交換・情報共有や、全教員を対象とした就活市場の情報配信等を行い、連携しながら教職協働で就職支援を行う体制を整備している。

（３）進路に関わる支援やガイダンスの実施

就職支援センターでは、学生が自身の就職活動に納得し、満足度の高い進路決定に向けて、各年次の段階に応じて、自己理解、業界・仕事理解を深め、就業観の醸成を図るための就職支援プログラムを実施している。就職ガイダンスは、Ⅱ年次秋から就職活動本番を迎えるⅢ年次Ⅰ月までの間に４回実施したほか、学部Ⅱ年次生、Ⅲ年次生及び大学院Ⅰ年次生を対象とした就活準備プログラムや様々な業界対策セミナーなど、多様な就職支援プログラムを実施している。また、学生目線の知名度だけに依らない優良企業との接点を持つ機会として、

3 年次生及び大学院 1 年次生を対象とした 2 月学内合同業界セミナー、4 年次生及び大学院 2 年次生を対象とした学内合同企業説明会を複数回開催している。その他にも障がいのある学生及びその疑いのある学生のための就職ガイダンス、学外サポート紹介セミナー、留学生のための就職ガイダンス、体育会学生のための就職ガイダンスなど、対象学生に応じたきめ細かい取り組みを行っている。

これらのプログラムにより、年間を通じて卒業までに全員が進路を決定できることを目指した就職支援を実施している。

教職課程や教員養成課程を履修する学生に対して、教育実践センターを設置し、教職を志す学生同士が課程を超えて学ぶ機会を提供するため「幼小課程と中高課程の学生交流企画」を毎年実施するなど、多様な支援も行っている。

横浜・関内キャンパスの経営学部、法学部、人間共生学部コミュニケーション学科では、全 3 年生を対象に、キャリアカウンセラーによる「全員キャリア面談」を実施している。また法学部では「就活アカデミー」や「公務員養成寺子屋」を開設するほか、「自治体等インターンシップ」、「地方公務員等採用試験対策合同説明会」を実施している。法学部では様々な資格講座を開講しており、そのうち「法職講座」を受講した学生が法学検定試験スタンダード<中級>コースの団体受験も実施し、法学基礎力養成講座生を中心に合格者を多数輩出し、2023 年度は団体受験の合格者数が全国 3 位となり表彰されている。

看護学部においては、2 年次生を対象とした進路説明会の中で将来的な大学院進学を見据えて、本学看護学研究科修士の講演を行っている。建築・環境学部では、前半で学生の就職意識の向上を、後半に企業との面談によってより具体的なアドバイスを受けられる学部独自のキャリアセミナーを実施している。

(4) 博士課程における、学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

工学研究科では、優れた大学院生博士後期課程の大学院生のために、研究補助者として、本学が行う研究プロジェクト等に参画できる制度であるリサーチ・アシスタント(RA)を設けている。また、大学院学生が将来教員や研究者になるためのトレーニングの機会を提供している。法学研究科では、博士後期課程で学識を教授するために必要な能力を培うための機会の提供(いわゆるプレFD)について、実施内容・実施方法の検討を進めている。

<学生の成果外活動(部活動等)を充実させるための支援>

正課外活動の支援に関しては、学生の体験機会創出や交流機会を確保するため、学生支援室において企画し、さまざまなイベントを実施している。各イベント終了時に実施するアンケートでは、ほぼすべての参加者が満足したと回答している。学生メンターが企画書を作成し、大学学生生活委員会の承認を得て、「交流会」「相談会」「運動会」をはじめ、「ものづくり企画」「学園祭・クリスマス企画」「ひとり暮らし学生座談会」「ファッションコンテスト」等多岐にわたるイベントを実施している。2024 年度は 28 件実施した。イベント終了後は、振り返りミーティングを実施し、反省点を次回以降の活動に活かす体制を整備している。その他、図書館、国際センター等が企画するイベントを含め、「関東学院大学ワクワク計画」として学生に周知している。

また、スポーツセンターを設置し、特別強化指定の体育系課外活動クラブの統括・管理、マネジメント強化に加え、学生及び指導者を対象とした安全管理（事故防止、事故発生時の対応等）に関する研修機会やハラスメント防止に関する研修機会などを設けるなど各種スポーツの強化及び活動の向上に取り組んでいる。

社会連携センターでは、企業・自治体・団体等との連携したプログラムの組成・実行支援を通じ、学生に学びの機会を提供している。かながわ選挙管理委員会の「かながわ選挙カレッジ」への学生参加、福島県広報課及び日本橋ふくしま館と連携し「スポーツフェスティバルへの福島県PRブース出展」、UR都市機構主催の港南台かもめ団地でのイベント「かもめマルシェ」へのブース出展など様々な事業で学生の人間関係構築にもつながる機会を提供している。

また、法学部では法学部エグゼクティブスチューデント（呼称ES）の活動に対して法学会を中心に人的・金銭的支援をしている。

また、人間共生学部では、学科の授業成果の展示活動を行う「展示委員会」と卒業研究がきっかけで誕生した「空き家プロジェクト」という学生主体の活動を行っており、学科予算を割り当てて活動支援をしている。

<学生の基本的人権の保障>

ハラスメント防止のための体制の整備に関しては、すべての学生・教職員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境において学び、研究し、働く権利を保障するため、「関東学院大学ハラスメント防止規程」「関東学院大学ハラスメント防止ガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、学長の責務、ハラスメントが発生した場合の対応方法等を明確にしている。

また、「関東学院大学ハラスメント防止委員会規程」「関東学院大学ハラスメント調停委員会規程」「関東学院大学ハラスメント調査委員会規程」を整備し、ハラスメントの申立てがあった場合には、教職員及び学外有識者として弁護士を構成員とするハラスメント防止委員会が、その問題の解決にあたっている。学生支援室やカウンセリングセンター、学院保健センター等にハラスメント相談員紹介窓口が設けられており、どこに相談しても、各キャンパスに配置されたハラスメント相談員（本学教職員）につながる体制を整備している。こうした相談の流れやハラスメントに関するガイドライン及び各種規程については Web サイトにて公表している。これに加え、新入生には、ガイドラインの内容を要約したリーフレット「ハラスメントの防止について」を、新任教職員には、ガイドライン及び各種規程をまとめた「関東学院大学ハラスメント防止ガイドブック」を配付し、周知徹底を図っている。なお、学生生活委員会では、学生支援室での相談事例を報告し、各学部へ丁寧な対応を促すことで、予防的措置を図っている。

また、ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取組みとして、スポーツセンターではクラブの指導者を対象としたコンプライアンス、ハラスメント研修会を毎年実施している。加えて、学生を対象とした同様の研修会については殆どの団体が出席をしている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜学生支援の適切性＞

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、学生支援に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している。

学部・研究科と館・部・センターとが連携し、学生支援に取組み、組織的・定期的にその適切性について点検・評価を実施している。

また、自己点検・評価の結果から、改善・向上への取組み（事業計画等）に向けて適切にフィードバックするためのツールとして、全学的観点及び各学部・研究科による優れた取組みを一覧化した「GPリスト」、課題を一覧化した「タスクリスト」を作成し、全学的に共有し進捗状況を点検することにより、成果が上がっている取り組みや課題を適切に把握し、確実に課題・問題点の改善・向上につながるように取り組んでいる。

具体例として、国際センターでは点検・評価の結果、危機管理規程に基づいた学生の海外派遣、留学生の受入における危機管理体制の整備が必要であることを課題として捉え、重点事業化し、国際センター主催の留学プログラムは海外旅行保険の他に日本エマージェンシーアシスタンスのOSSMA Plus（留学に特化したアシスタンスサービス）に加入することを必須とし、危機管理体制を整え、改善・向上を図っている。今後さらに、危機状況に応じた判断基準、対応組織、管理組織体制と責任者等を明確化し、危機状況に即時対応ができる組織構築を図っていく予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし

問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし

第8章 教育研究等環境（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<教育研究等環境の整備に関する方針>

本学の理念・目的、各学部・研究科の目的を達成するために、法令を遵守した環境整備はもとより、大学、学部、研究科、研究所や機関において、施設設備の観点と制度・運用の観点の両面から、教育研究等環境のさらなる整備に努めている（第1章点検・評価項目①）。

教育研究等環境の整備に関する方向性は、学院の創立150周年（2034年）に向けた「関東学院グランドデザイン」の中で、大学の行動指針として「教育の質の向上」及び「研究の質の向上」に加えて、「施設設備の整備活用」と「環境管理」について謳っている（第1章点検・評価項目②）。これを踏まえ、2014年には10年後の大学を見据えた将来構想である「未来ビジョン」において、「ビジョンⅣ<かたち>」のもとに、「未来の教育・研究活動を支える環境の整備」を基本戦略として掲げている。

また、こうした方向性を受けて、「関東学院大学中期計画（2020-2024）」においては、教育研究等環境に関する方針を以下のとおり明示している。

キャンパスの機能別分化を進めることと合わせ、次のとおり一層の環境改善を図る。

- ①学びが促進され、かつ長く滞在したいとすることができる教育環境の充実
- ②教育や研究がこれまで以上に活性化され、モチベーション向上に繋がる研究環境の充実
- ③業務内容が適正に評価され、より働きやすい職場環境への改善

「関東学院大学中期計画（2020-2024）」については、大学自己点検・評価委員会で学長から各学部・研究科等へ事業計画の策定を依頼する際に、教育研究等環境に関する方針その他の中期計画の説明も行っており、全学的に周知徹底を図っている。なお、各事業計画については、教育研究等環境に関する方針その他の中期計画との連動を明確にしたうえで策定されており、教育研究等環境に関する方針その他の中期計画については、関連部署への共有、意識づけが図られている。

（1）学生の学習環境や教員の教育研究環境の適切な整備

本学は、横浜・金沢八景キャンパス、横浜・関内キャンパス、横浜・金沢文庫キャンパスの3つのキャンパスを有している。横浜・金沢八景キャンパス及び横浜・関内キャンパスには11の学部と5つの研究科、12の研究所が分散配置されている。また、横浜・金沢文庫キャンパス

点検・評価報告書 様式

ンパスを含めた3つのキャンパスには、それぞれの教育研究組織の目的と特性に応じて、教室や演習室以外にも金沢八景キャンパスでは実験室、実習室が、また、金沢文庫キャンパスでは体育施設を中心に体育館、陸上競技場やラグビー場を含むグラウンド、野球場等が整備されている。さらに、教員個々に研究室が与えられている他、学部ごとに共同研究室や共同実験室も設置されており、大学設置基準で必要とされる校地面積及び校舎面積を十分に満たしている。

2023 年度に横浜・関内地区に都市型キャンパスとして開設した横浜・関内キャンパスでは、経営学部、法学部、人間共生学部コミュニケーション学科の教育研究が行われ、本学の教育方針のひとつである「社会連携教育」の推進拠点となっている。

学生の自主的な学習を促進する環境としては、図書館（本館、分館、分室）を横浜・金沢八景キャンパス及び横浜・関内キャンパスに設置している他、ラーニングコモンズ、自習室、PC教室等、自由な時間帯に利用できるスペースを2つのキャンパス各所に配置している。例えば、横浜・金沢八景キャンパスのSCC館には、多数のパソコンを備えており、多くの学生や教職員に活用されている。また、国際交流の拠点としてグローバルラウンジを設置し、留学に関する資料閲覧や隣接する国際センターで留学相談を受けるなど、学生の情報収集の場としている。英語に気軽に触れやすくするため、英語書籍や新聞を購入し、閲覧環境を整えている。

これらの施設・設備は、教育研究等環境に関する方針のもと、教育研究の質の向上だけでなく、学生が自主的に学び、快適な環境下で学生生活を送れる「学生滞在型キャンパス」を目指して整備、充実を図っている。

施設建設や設備更新については、理事会のもとで施設部（法人事務局）が策定している長期計画「関東学院マスタープラン」を基本に、各学部・研究科その他の教育研究組織や事務組織の要望と課題を集約し、その必要性と重要性、危急性に加え、予算も含め、大学・法人合同による検討を行い、効率的な整備を行っている。各施設設備の更新に合わせて、エレベーターや手すりの整備等、キャンパスのバリアフリー化を順次進めている。また、耐震化事業はすべての建物で完了しており、現在は、空調機器や照明器具等の省エネルギー化を推進している。さらに学生、教職員を含め、すべての利用者が快適な環境で過ごせるよう、キャンパス緑化や植栽計画、屋外のベンチやテーブルの配置など細かい部分にも配慮したキャンパス計画を進めている。

施設・設備等の修繕を含む維持及び管理は「関東学院施設管理規程」に基づき定期検査・点検を実施している他、災害等による応急的な補修も適切に行っている。また、「関東学院防災管理規程」を定め、火災、震災、風水害等の予防や発災時における人命の安全及び財産の保全のための災害対策を規定している。さらに、施設・設備等の衛生面の確保については、関連法律に基づき行っている。水道法及び横浜市条例に基づく年1回の定期検査の実施、また建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に基づき、延床面積8000㎡以上の特定建築物については、特定建築物年間管理実施報告書を横浜市福祉保健センターへ提出している。また、全建物及び外部スペースにおいて、用途別スペース単位での清掃方法及び清掃頻度等を定めた清掃業務委託契約書に基づき日常清掃を行い、衛生面の確保に努めている。

加えて、理工学部及び建築・環境学部においては、環境に配慮し、安全に実験を行うため

の注意事項や災害時の対処法、関連法規等をまとめた手引きを作成し、毎年オリエンテーションを行うなど、キャンパスの安全及び衛生管理体制の確保に努めている。

（２）情報環境の整備と活用促進に向けた取組み

本学は「関東学院情報システム運用基本方針」に基づき、情報環境の整備と関連するサービスの充実に努めている。また、2021 年度から本学の教育及び組織運営における ICT の活用支援に関する事項を審議するため「関東学院大学 ICT 活用推進委員会」を設置し、教育における情報関連施設の整備や管理運用に関する検討を行ってきたが、2024 年度から「全学教育科目検討委員会情報教育分科会」の発足により「関東学院大学 ICT 活用推進委員会」の機能を移管し、情報教育並びに教育に係る ICT 活用支援及び情報関連施設の整備、管理運用等に関する事項を協議している。

学内には、約 1200 台のパソコンが設置され、情報関連科目の授業で使用される他、すべての学生、教職員が自由に使える環境が整えられている。

さらに、本学学生や教職員は、Microsoft 社や Adobe 社との包括ライセンス契約締結により、日常的な教育や研究で用いられるソフトウェアの多くを無償で使用するができるようになっている。

さらに、本学学生や教職員は、Microsoft 社や Adobe 社との包括ライセンス契約締結により、日常的な教育や研究で用いられるソフトウェアの多くを無償で使用するができるようになっている。

また、学内には主に教育研究用ネットワークと事務用ネットワークの 2 つのネットワークで管理され、それぞれ有線 LAN と無線 LAN が整備されている。それぞれのネットワークは、パソコン、ネットワーク機器、外部ネットワーク等の領域で、多層的なセキュリティ対策が施されている。さらに、災害時の機能喪失、データ損失に備え、主要なシステムはデータセンターで運用され、特に重要なデータは、別の遠隔地のデータセンターにてバックアップが取得されている。

加えて、すべての学生、教職員に、メールアドレスを付与している。学生は学生支援ポータルシステムを介して、自宅等学外においても、大学からの連絡事項や講義情報が確認できる他、学習支援システム（manaba）にアクセスすることで、授業に関わる教員とのコミュニケーション（課題や資料のダウンロード、レポートの提出等）が可能となっている。その他、学生が自宅や自習室で作成したレポート等をクラウド上のファイルサーバに保存しておくことで、場所を問わない学習環境を提供している。キャンパス内のネットワークに接続することにより、さまざまな場所に設置されたネットワークプリンターへの印刷や、個人のパソコンから学内に設置されたパソコンと同じ作業環境が利用できる VDI（仮想デスクトップ）環境も整備されている。なお、2021 年度入学生より、パソコンの必須化を図っていることから、学内の無線 LAN 利用が増加することでネットワーク環境の性能が不足することのないよう、計画的な情報基盤の整備を検討する必要がある。

（３）情報倫理の確立に関する取組み

教職員及び学生の情報倫理の確立に関しては、情報基盤会議で方針が示され、オンライン講座等を活用した階層別の講習を実施している。新入生を対象に、SNS 等のトラブルを未

点検・評価報告書 様式

然に防止するための講座を、すべての学生を対象に、「情報モラルオンライン講座」による情報倫理教育を実施している。

教職員に対しては、大学 I C T 推進協議会（AXIES）作成の「情報倫理デジタルビデオ小作品集」の貸出、提供や、「情報モラルオンライン講座」も受講できるようにしている。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

<図書館サービス及び学術情報サービス>

図書館については横浜・金沢八景キャンパスに本館及び分館を、また、横浜・関内キャンパスに分室を配置し、その運営と使用環境の整備は「関東学院大学図書委員会」が中心となり推進している。また、選書については「関東学院大学図書館における選書」「大学図書館における『選書の組織と運営に関する基本方針』」を定め、学術情報資料を整備している。

2024 年 5 月 1 日時点の本学における図書資料の整備状況については、所蔵している図書が 1,226,958 冊、学術雑誌が 12,238 種、電子ジャーナルが 10,641 種、電子ブックが 15,337 種である。所蔵している図書の数について、「令和 6 年度学術情報基盤実態調査」（2024 年 5 月 1 日の実績）の私立大学 A グループ（8 学部以上を設置している規模）における所蔵冊数の平均値（所蔵 1,477,217 冊）を下回っているが、学生数でみた場合の大学規模（私立 B グループ：5～7 学部）の所蔵冊数の平均値（所蔵 556,763 冊）を大きく上回っており、本学の所蔵冊数は妥当と評価できる。

図書館（本館、分館）では、各キャンパスの設置学部の収容定員に対して、10～16%の閲覧座席を整備している。さらに、利用者のニーズや学習スタイルの変化にも対応し、ノートパソコンの貸出やグループ学習室を含むラーニングコモンズ等学習環境の整備等を実施している。関内分室では、グループ学習ができるラーニングコモンズと静かに集中して学習できる図書室と自習室でゾーニングされ、学習目的に応じた環境が整備されている。

学生の自習時間を十分に確保するため、図書館（本館）の通常開館時間は午前 8 時 50 分から午後 9 時まで（土曜日は午後 7 時まで）、分館、関内分室の通常開館時間は午前 8 時 50 分から午後 7 時までとしている。また、郵送による図書貸出サービスの実施や、学外から利用可能な電子ブック、データベースなどの電子リソースを整備・集約し提供している。

学術情報サービスについては、国立情報学研究所が提供する「NACSIS-CAT」（全国の大学図書館等が所蔵する学術文献の総合目録データベースシステム）及び「NACSIS-ILL」（図書館間相互貸借システム）への参加に加え、神奈川県図書館協会及び横浜市内大学図書館コンソーシアムへの加盟により、他機関とのネットワークを整備している。なお、増大する学術情報に適切にアクセスするため、O P A C（オンライン蔵書目録検索システム）を整備し、

学外からのアクセスも可能としている。また、論文、新聞、雑誌等のデータベースを整備し、個別のユーザ登録、自宅のパソコン設定等により、一部は学外からのアクセスも可能としている。さらにアクセシビリティを高めるため、学内利用に限定されているデータベース、電子ジャーナル、電子ブック等の電子資料を学外からもスムーズに閲覧できる環境を整備し、電子リソースを利用した非来館型の学習・研究を推進することができた。

図書館では、カウンターの利用（貸出、レファレンスサービス）、図書の閲覧、共同研究室やグループ学習室等の利用などのサービスを受けることができる。その他、メールによるレファレンスサービスを提供している。適切なサービスを提供するために、各キャンパスの図書館には、司書資格を有する専任職員を配置している。

また、利用者教育として、図書館利用方法の新生対象ガイダンスや図書館データベースの講習会等を行っている。また一部学部の図書館内ツアーでは、図書館員が説明する従来型から学生自身の情報機器端末を利用したセルフ式へ変更した。その結果、学生同士が相談しながらツアーに参加している様子や、教員が直接学生に館内利用方法や学問分野の資料について説明する姿が見られるようになった。その他、動画コンテンツを作成し、授業での活用や学生の自主的なオンライン講習を可能としている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

＜研究活動を促進させるための条件の整備＞

本学では、学長を代表とする総合研究推進機構のもとに、学部附置研究所、大学附置研究所、プロジェクト研究所が組織されている。総合研究推進機構では、その事務局である研究推進課が中心となって、大学全体の研究活動の支援や競争的外部資金獲得の支援、共同研究や受託研究のサポート等を行っている。

総合研究推進機構の事務を所管する研究推進課に研究成果の活用促進を図るための専任職員を配置することで学内のリソースと学外のニーズとのマッチングや、学際的研究グループの組成といった研究サポートが可能となっている。また、先端研究施設である材料・表面工学研究所も設置しており、表面処理で使用する新素材などの研究開発に日々取り組んでいる。これらの取り組みの成果として本学は特許権実施等件数で私立大学において全国第1位、国公立大学を合わせても全国第7位の実績を上げており、外部からも高い評価を得ている。

教員個々の研究活動の原資となる個人研究費の額については、毎年の予算編成の際に決定されている。これに加え、各学部に分けられる学部研究費からも各教員に研究費が配分さ

れている。また、学部附置研究所、各学部の教員と学生から構成される学会からの研究助成や出版助成の他、全専任教員、助手、研究助手には年に1回、学会出張費が支給されている。こうした研究費は「研究費使用規程」「関東学院大学旅費規程」で定められたルールに則り執行されている。

科学研究費助成事業（科研費）の獲得に向けた支援では、メーリングリストによる定期的な情報提供、説明会開催、個別相談、申請書類の事前チェックに加え、若手教員の研究活動の促進を目的とする「関東学院大学若手研究奨励制度」を設けている。2024年度の科学研究費助成事業の応募件数は73件であり、今後も引き続き、研究者として外部資金を獲得することは、自身の研究力の証明であるという意識のさらなる醸成を図っていくことが必要である。なお、総合研究推進機構では、教員の外部研究費への応募状況について多面的に分析し、現行の研究支援制度や予算措置、情報提供等の諸施策を検証し、次年度に向けた支援の施策を検討している。

また、競争的研究費にインセンティブを与えるために、「競争的資金における特別研究費の支給等に関する要領」に基づき、競争的研究費を獲得した研究者には、特別研究費を次年度に付加支給し、外部資金獲得へのさらなる動機付けとしている。

さらに、Webシステムを整備し、教員の教育研究活動や業績等をデータベース化し、Webサイトで公開することにより、学内シーズの外部発信力を強化・推進している。

専任教員の研究活動に供するスペースとして、個々の研究室も整備している。研究分野によっては専用の実験室、試験室等も整備し、実験室に設置される研究機器については、個人研究費や外部資金による購入・導入に加えて、大型設備の購入のための特別予算（大型設備費）を設けている。理工学部及び建築・環境学部では、学部内の選考を経て導入された研究装置、研究設備について、当該学部の共通研究設備管理運営委員会によって管理され、メンテナンスや突発的故障の修理等の補助も受けることができる。

研究に専念する時間の保障としては、サバティカル研究制度を設けている。「関東学院大学教員サバティカル研究制度規程」により、専任教員は7年に1度、6箇月又は1年間、国内外において、専攻する学問分野での研究活動を行うことができる。さらに、給与とは別に当該期間中の旅費、滞在費、研究費を支給し、研究に専念できる環境を整えている。この他、30日以内の短期在外研究制度も別途定めている。

また、各学部において、大学院学生によるティーチング・アシスタント（TA）や学部学生によるスチューデント・アシスタント（SA）を採用できる制度を整備し、演習・実験実習科目の他、必要に応じて多人数の講義科目に配置することで、教育研究活動を支援している。他に、高等教育・研究開発センターでは、教員に向けてオンライン授業に関する最新情報や授業手法の紹介を行っており、教学支援部においては教員からのオンライン教育に関する相談に対応し、また、ICTを活用したシステム及び各種機器の利用マニュアルや参考資料を整備する等、ICT全般の授業への利活用に関し学部へ情報展開や提案を行っている。さらに高等教育・研究開発センターと共にアフターコロナにおける多様な授業形態を見据えた検討を実施するなど、技術的な支援にも取り組んでいる。

<研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組み>

研究倫理を遵守するとともに、研究活動の不正を防止するための措置として、「関東学院

点検・評価報告書 様式

大学研究倫理規準」「関東学院大学研究倫理委員会規程」「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」「関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程」を整備している。2020 年度より、リスクマネジメントの周知徹底を図るために、研究者自身が倫理委員会等による審査の必要性を判断するツールとして「共同研究・受託研究に関するチェックシート」も導入している。

また、下表のとおり、研究倫理に関する学内規程と審査機関を整備し、適切に運営している（表 8-1）。

規程名	学内審査機関名
関東学院大学生物実験倫理規程	生物実験委員会
関東学院大学動物実験等の実施に関する規程	動物実験委員会
関東学院大学組換え DNA 実験実施規程	組換え DNA 実験安全委員会
関東学院大学における人に関する研究倫理規程	人に関する研究倫理審査委員会
関東学院大学利益相反マネジメント規程	利益相反マネジメント委員会

（表 8-1：研究倫理に関する学内規程と学内審査機関）

さらに、輸出管理業務の適切で確実な運営を図ることを目的とし、「関東学院大学安全保障輸出管理規程」を定めるなど、研究活動における適切な管理体制の整備を進めている。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育は、年度ごとに方針を定め実施している。具体的には、日本学術振興会の冊子教材『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』を全教職員に配付し、周知を図っている。また、同振興会による研究倫理の e ラーニング教材（eL CoRE）の受講・修了を全教員及び研究活動に関わる職員に求めている。特にコンプライアンス教育については、競争的研究費等の運営及び管理に関わる構成員に対して研修動画「科学研究費助成事業（科研費）の適正な管理等について」（日本学術振興会）の視聴を義務付け、「研修受講確認・理解度チェックアンケート」に回答することで理解度の確認を行っている。2024 年度の対象者（教職員 116 名）に対する受講者（97 名）の受講率は 84%である。

コンプライアンスや倫理に違反する行為があった場合は、「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第 46 条第 1 項から第 3 項の規定により処分を行うこととしている。また、倫理教育未受講者に対しては、コンプライアンス教育担当責任者（学部長）が中心となり確実な受講を促し、受講しない限り公的研究費の申請や学外機関との共同研究を認めない措置を講じている。

学生に対しては、学部 1 年次生及び大学院学生（修士課程及び博士課程）を対象に、日本学術振興会の教材を活用し、学位課程及び専門分野に応じたコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、受講を必須としている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

点検・評価報告書 様式

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教育研究等環境の定期的な点検・評価及び成果・課題の適切な把握>

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、教育研究等環境に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している（第2章点検・評価項目①③）。

教育研究等環境の適切性については、学長を代表とする総合研究推進機構が中心となり、施設、予算、研究制度、研究環境といった側面からは、施設部（法人事務局）、教学支援部、図書館、経営企画部等、学部・研究科が独自に、あるいは連携して、自己点検・評価制度等により組織的・定期的に点検・評価を実施している。

また、自己点検・評価の結果から、改善・向上への取組み（事業計画等）に向けて適切にフィードバックするためのツールとして、全学的観点及び各学部・研究科による優れた取組みを一覧化した「GPリスト」、課題を一覧化した「タスクリスト」を作成し、全学的に共有することで、成果が上がっている取り組みや課題を適切に把握している。

<教育研究等環境に関わる改善・向上に向けた取り組み>

教育研究等環境の改善・向上については、学長を代表とする総合研究推進機構の機動性を活かし、所定の会議・委員会での検討結果を適時実行に移すプロセスも整備している。

例えば、総合研究推進機構では、2023 年度に実施した自己点検・評価制度による点検・評価の結果をもとに、研究力の強化や研究活動の促進を図る取組みについて 2024 年度の事業計画を検討し、研究推進委員会の議を経て、学長に報告している。具体例として、科学研究費助成事業の採択件数増加等、競争的研究費の外部資金獲得に向けた科研費アドバイザー制度の新規導入、再応募支援制度や採択経験者による研究計画調書のチェック制度等の学内支援制度をさらに充実し、強化することを事業計画化している。学長は、これを当該年度の重点事業として大学自己点検・評価委員会において定期的に確認し、伸長や改善を図るように当該組織へ指示を出しており、更なる改善・向上に向けた取組みが求められる場合は、次年度の事業計画に適切に反映している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし。

問題点

特になし。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし。

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

<社会連携・社会貢献に関する方針>

本学は、大学の理念・目的において、社会に貢献する人材の育成にとどまらず、教育活動、研究活動を通して社会に貢献することを定めており、これは各学部・研究科の目的に通ずるものである（第1章点検・評価項目②）

このことに基づき、事業運営方針（学長方針）により社会連携・社会貢献に関する方針を明示していたが、2024 年度に新たに「関東学院大学社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のとおり制定した。

関東学院大学 社会連携・社会貢献に関する方針

関東学院大学では、建学の精神であるキリスト教に基づく校訓「人になれ 奉仕せよ」のもと、生涯をかけて教養を培う人間形成に努め、人のため、社会のため、人類のために尽くすことを通して己の人格を磨くことを教育方針としている。それゆえ、社会連携・社会貢献は本学が建学の精神及び校訓を実現するために果たすべき使命のひとつである。これを実現するための社会連携・社会貢献に関する方針を以下のとおり定める。

<教育機関としての社会連携・社会貢献>

現代の多様化、複雑化する社会課題に対して、地域や自治体、企業と連携を取り、学生が実際の社会課題を理解し、解決に向けた取り組みを行うことで社会への貢献となるよう教育活動を行う。そのために、本学が標榜する「社会連携教育」を積極的に推進し、社会の発展に寄与する人材を育成する。

<研究機関としての社会連携・社会貢献>

産業界等との連携・協力体制のもと、研究成果と社会のニーズと結び付け、社会の発展と課題解決に貢献する。そのために、総合大学の強みを活かした研究力の向上と社会のニーズに基づいた共同研究、受託研究等に積極的に取り組み、研究成果を広く社会に還元する。

<地域社会との連携・貢献>

近隣地域との連携を積極的に推進し、知の拠点として培ってきた研究成果や資源を地域に還元し、地域社会の抱える課題解決に貢献する。そのために、学生や教職員が地域の活

動へ積極的に参加し、持続的に地域の発展に寄与することを目指す。

当方針については、大学自己点検・評価委員会において学長が説明、共有し、全学的に周知徹底を図っている。

また、総合研究推進機構では、当方針に基づき、研究活動を通じた産官学連携を推進するための「関東学院大学産官学連携ポリシー」を以下のとおり別途定めている。

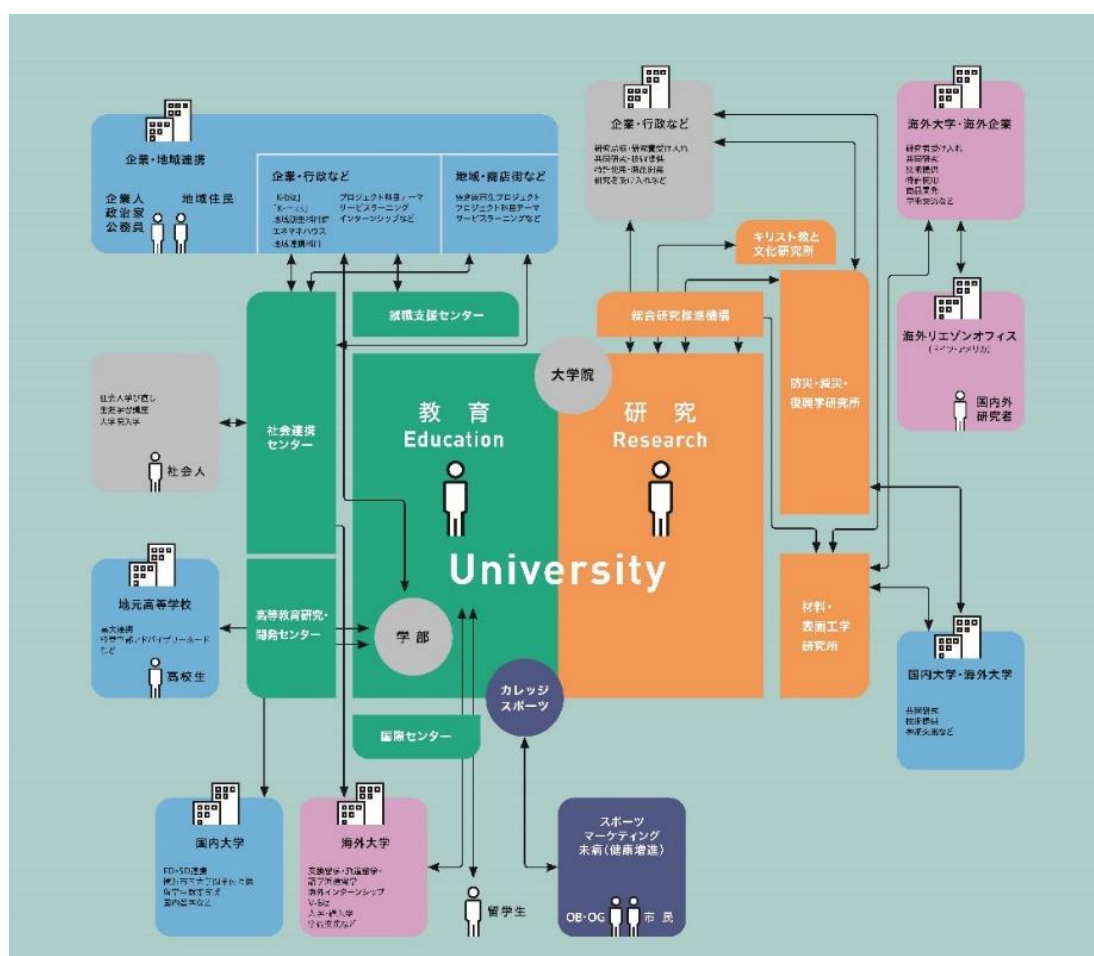
産官学連携ポリシー

1. 本学の研究シーズの発信と、自治体・産業界等のニーズの把握に努め、総合的、学際的な共同研究及びプロジェクト研究を推進します。
2. 国内外の大学・研究機関・自治体・企業等との研究交流を活性化します。
3. 研究成果の社会還元による地域活性化、産業振興及び人材育成を目指し、地域に根ざした産官学連携を推進します。
4. 研究の高度化・先端化のみならず、大学生の発想力や行動力を生かして、教育と研究の特色化、社会貢献化を推進します。
5. 知的財産権の適切な管理・活用を推進します。
6. 研究倫理教育の徹底と研究資金の適切な管理に努めます。
7. 産官学連携リスクマネジメントに取り組みます。

(1) 社会連携・社会貢献に関する連携体制

社会連携・社会貢献活動は、それ単独の目的で実施するものではなく、教育や研究の一環として、或いは教育や研究と密接に関連して、学生の成長に資する目的をもって実施されるものである。また、カウンターパートについても、地域社会の人々に限ることなく、自治体、企業・団体、そして広く海外も含め多方面との連携が必要となる。したがって、本学では、学部・研究科を含めて、すべての組織、機関が社会貢献・社会連携に携わっている。

その中でも特に、社会連携センターと総合研究推進機構は、国内外の地域・社会、自治体や教育機関、企業や研究機関、団体との連携窓口としての役割を担い、連携拡充を図るとともに、教職協働による社会連携・社会貢献活動を展開している（図 9-1）。



(図 9-1：社会連携・社会貢献イメージ図)

2014 年に設置された社会連携センターは地域連携、産官学連携、高大連携、その他の社会連携・社会貢献活動を広く展開しており、本学の教育研究と地域・社会を結びつける窓口として機能している。また、研究を全学的に推進し、研究の総合的向上及び研究を通じた本学の社会的使命を達成することを目的として設置した総合研究推進機構は、研究支援の強化、研究費の効果的活用によって、個人の研究活動を活発化させ、研究を通じた教育力を高め、社会における教育・研究機関としての位置づけを確かなものとするために、産官学連携を進めている。

(2) 社会連携・社会貢献に関する取組み

本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、教育機関として、また研究機関として、社会課題の解決に向け、社会の発展に寄与する人材の育成及び研究成果の還元を目指し、以下のとおり社会連携・社会貢献に関する取組みを行っている。

①教育機関としての社会連携・社会貢献

企業や自治体、地域と深く関わり合う社会連携教育を通して、「自ら課題を発見する力」、「情報を整理して解決方法を導く力」、「多様な人々と協働できる力」を育む社会連携教育を

標榜し、社会連携センターを窓口、学部・研究科ではさまざまな取組みを行っている。

栄養学部では 2024 年に「アスリートの心も満たす大戸屋コラボ学食メニュー」の開発に取り組んでいる。株式会社コロワイド、株式会社関学サービスと連携したもので、栄養学部の学生たちは株式会社コロワイドの担当者から大戸屋のブランドコンセプトやステートメントを学び、実際に店舗を訪れ試食するなどして、提供されているメニューについて調査研究を実施した。その結果を活かし、4つのメニューを考案し、大戸屋商品開発部担当者からフィードバックが繰り返し行われ、販売方法や価格についても検討を重ねる等、外食産業の仕組みを理解する場ともなっている。2024 年 10 月には本学学生食堂を運営する株式会社関学サービスの協力のもと、学生が考案したメニューが実際に提供されており、アスリートの学生のみならず一般学生からも好評を得ていた。メニュー開発を行った学生たちにとって、自分たちの提案に対し、企業担当者からのフィードバックが行われたことで、実際に企業の開発プロセスを体験し職業理解を深めることができる良い機会となるとともに、栄養学固有の知識と技能を生かし、他者と協働しながら、適切な食生活を提案する実践力を身に付けることができる取組みとなっている。

2024 年 12 月には政府統計の分析機能等を有する自治体ソリューション「Power Assistant」NEC EBPM 支援サービスを活用した EBPM（証拠に基づく政策立案）コンペティションを開催。理工学部、人間共生学部、経済学部など 5 学部の学生約 50 名が参加し、横須賀市の協力のもと統計データを活用した政策立案コンペティションを実施している。本コンペティションでは学生たちが学部横断の 10 チームに分かれ「若者が暮したいと思う横須賀市のまちづくりのための政策立案」をテーマにグループ討議を行い、システムの中の膨大な統計データから根拠となるデータを選択し政策を立案。プレゼンテーションを行った。この取組みを通じ、学生たちには課題解決に必要なデータの・抽出・仮説の構築を経て、データに裏付けられた結論を導き出すデータサイエンスの力を養うことに加え、地域に関する知識、理解を増やし、他者との協働の中から問題を発見し解決するための手法を適切に選択する能力を身に付ける良い機会となっている。イベントのアドバイザー、審査員等を務めた横須賀市、横須賀市議会からは若者の視点から根拠に基づいた政策提案を受けることができる有用な機会であるため継続的な取組みとして欲しいとの意向を受けている。

また、学部が独自に進めている取組みもある。例えば経営学部が行っている「K-biz」は、上場企業や横浜の地元企業など、多種多様な企業 12 社をサポーター企業として迎えた社会連携プラットフォームであり、学生が現場に出て現在進行形の社会課題に触れ、実地に学ぶ経験を積むことで、ビジネスの理論と実践の融合した「生きた経営学」を学ぶ環境を提供している。その効果的な取組みの一つとして、毎年度行われる全学年の学生を対象としたコンペティション「K-biz アクティブ・チャレンジ」があげられる。サポーター企業から提示される実践的な課題の解決に向けて、学生が企業担当者に直接プレゼンテーションを行い、企画・提案に対するコメントやアドバイスを受けることにより、学生は現場の視点を踏まえた発想を持つことが可能となる。また、京浜急行電鉄及び京急百貨店と連携して行う「K-biz マルシェ」は、近隣地域である三浦半島産品の地産地消と、同エリアの魅力発信を目的として企画されたプロジェクトである。学生は、企業と打ち合わせを行い、アドバイスを受けながら、三浦市の野菜、横浜市金沢区の海苔など、地元の野菜や海産物などを自らが仕入れ販売を行うことで、学生は実社会の経済活動を体験し、生産者にとっては地産物の魅力を広め

新たな販路を得るなど、地域の活性化に貢献している。

地方（関東圏以外）の大学と連携・交流を推進し、地方における地域創生等の取組みを通じて、地方の支援だけでなく、本学学生の教育に資する活動も実施している。

2018 年度に札幌学院大学（北海道）、2019 年度に尚絅学院大学（宮城県）と大学間交流協定を締結、さらに 2023 年度には新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部（新潟県）と包括連携協定を締結し、大学間連携を積極的に推進している。

その他、本学の教育研究の成果をもとにした社会への還元活動の一環として、公開講座や履修証明プログラムを実施するなど、生涯学習、社会人の学び直しに関する取組みも推進している。

公開講座では、地域社会の人々の知的好奇心や向学心に応える一般講座に加え、社会人の学び直しを目的として実務、実用的な講座も多数開講している。これらの講座の中には、自治体や NPO 等との連携講座や企業協賛講座も多く、学外組織との連携協力による教育研究の推進を図ると同時に、地域交流への積極的な参画機会となっている。2024 年度は、横浜・金沢八景キャンパスだけでなく横浜・関内キャンパスにおいても講座を企画し、春学期と秋学期併せて 90 講座を開講した。

メディア運動型の公開講座の一例として、出版社 KADOKAWA が刊行する「横浜ウォーカー」と横浜市（文化観光局）との連携による特別公開講座「横浜学」は、横浜の歴史や文化を知ること、これからの横浜を考えることを目的として、地域住民を主な対象に、2020 年 2 月までに全 41 回開講した。さらに、2023 年の横浜・関内キャンパス開設に向けて、関内地区の文化やまちづくりを次世代に継承していくため、連続公開講座「関内学」を企画し、2021 年度までに全 8 回開講した。なお、「関内学」に関しては令和 3 年度「神奈川新聞広告賞」編集企画賞を受賞し、「知の拠点」として本学が有する知識を社会への還元につながる取組みとなっている。

社会人の学び直しを強く意識した履修証明プログラムでは、本学の副専攻制度を活用した「KGU プラチナ」を地域住民に開講している他、産業界で活躍できる当該専門分野のエンジニアやエキスパートの育成を図るため、鉄道構造物の維持管理の実務で活躍できる人材育成という企業ニーズに直接応じた「鉄道構造物メンテナンス診断者育成プログラム」や、材料開発担当者の表面処理技術やノウハウの習得希望者を対象として、産業界で活躍できる当該専門分野のエンジニアやエキスパートの育成を図る「材料・表面技術マイスタープログラム」を開講している。なお、「材料・表面技術マイスタープログラム」は、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」にも採択され、毎年 10 名前後の修了生を輩出し、社会人の職業に必要な能力の向上に大きく貢献している。また、2022 年度より、特別支援学校教諭二種免許状の授与申請に必要な単位取得を目的とした特別支援学校教諭二種免許公開講座を開講し、2024 年度は 201 名の社会人が受講し、免許状取得の一翼を担っている。

また、教育機関として国内における社会連携・社会貢献だけではなく、国際交流事業も実施している。留学事業等を中心とした海外大学との交流については、主に国際センターが推進しており、交換・派遣・語学派遣留学及び語学研修に関しては、2014 年度 9 ヶ国 16 大学（校）から 2024 年度は 12 ヶ国 26 大学（校）、学術交流等の協定に関しては、2014 年度 12 ヶ国 26 大学（校）から、2024 年度は 17 ヶ国 71 大学（校）と拡充している。

これらの協定をひとつのきっかけとして、学内の各組織において留学事業以外の具体的

な国際交流事業を実施している。

学部においても国際交流を行っており、国際文化学部では比較文化学科のゼミナール活動として異文化理解や東南アジアの開発問題を学ぶ研究活動の一環としてカンボジアを視察訪問し、カンボジア BIG BI IMEX GROUP Co.LTD の日本語講習センターと継続的な交流を行っている。その取組みの中で、支援物資として届けた電池式簡易ライトの寿命が短くゴミ問題の原因ともなることを目の当たりにしたことをきっかけに、再生可能エネルギー（太陽光）を利用したソーラーランタンを届ける「カンボジア・ソーラーランタン支援プロジェクト」を共感型社会貢献事業「Buy One Give One®」を展開しているランドポート株式会社と連携し、学生主体の支援プロジェクトを立ち上げている。ソーラーランタンを一つ買うと一つが支援先に届くようになっており、大学祭及び近隣にある横浜市金沢産業振興センターで開催された「PIA フェスタ（金沢産業団地企業と地域住民、地元機関や行政機関との交流と地域活性化のための祭り）」において、学生たちが自ら支援プロジェクトを説明し、ソーラーランタンを販売するといった活動を行っている。このプロジェクトは国際文化学部だけでなく、他学部所属の有志の学生たちによって KGU Global Initiative Project として、学生が中心となり、貧困問題に直面している人々の生活改善に寄与すべく、活動を行っている。また、理工学部では数物理学系の学生が 2024 年 8 月と 11 月にタイのナルセアン大学付属小学校の 6 年生 62 名を対象として、学生 4 名（国内においては 6 名）が日本語と算数に関連したオンライン交流会を実施している。さらに同年 9 月には当該小学校を含む小中学校 3 校（児童・生徒総数約 160 名）と現地に、日本文化と算数・数学の授業活動を行う交流、研究活動を行っており、今後も継続して実践・研究の交流を行っていく予定である。

②研究機関としての社会連携・社会貢献

総合研究推進機構と総合研究推進機構が統括・支援する学部附置研究所、大学附置研究所、プロジェクト研究所では、研究を通じた産官学連携の推進を図り、受託研究・共同研究の推進事業や包括協定先との連携事業等を実施している。

例えば、産学連携を通じた社会貢献として、「かながわ産学公連携推進協議会」「横浜ライフイノベーションプラットフォーム」への参画や、産学連携支援機関（「横浜市工業技術支援センター」「横浜金沢産業連絡協議会」等）といった学外の連携機構に加盟して社会ニーズの把握に努めるとともに、本学の研究成果の社会還元活動を推進している。

研究成果の広報活動としては、地域金融機関との連携のもとで研究シーズの紹介を行う機会を設けることで、本学の研究活動を社会に向けて発信している他、研究成果の社会還元事業の一環として、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」「アートどろだんご with 『どぼじょ』」等を実施し、学術研究において得られた成果を「教育」を通じて次世代に継承する取組みを継続している。

さらに、学際的研究を推進して社会との連携を深める活動拠点として、防災・減災・復興学研究所を設置している。工学的解決と人文社会学的アプローチという文理融合型の防災・減災・復興学の提唱と、防災行政や復興支援に資する学術研究成果の発信、関東学院六浦高等学校 GLE（Global Learning through English）クラスの 1 年生との「金沢区防災サミット」「葉山町民大学」「防災・減災討論会 金沢区民皆で考えよう 被災時のいのち」等のイベントを通じて、市民の安全・安心な暮らしへの貢献を図っている。

その他、材料・表面工学研究所では、高度技術の社会へのスムーズな普及という観点から社会貢献の推進を図っている。表面工学に関する最先端の知見や技術について、個別企業と特許を独占するのではなく、広く開示・提供する目的で、2023 年度は約 50 の企業と技術供与契約を結び、技術普及活動を行っている。その成果のひとつとして、本学は特許権実施等件数で私立大学において全国第 1 位、国公立大学を合わせても全国第 7 位の実績を上げており、研究活動・研究成果を通じた社会貢献として評価できる。

研究成果の社会還元事業について、2024 年度は 2023 年度に比べ微増傾向にあるが、しかしながら、大学で生み出す知的財産・技術の実用化、事業化等に関しては、材料・表面工学研究所以外では数件に留まり、十分とはいえない状況にある。社会実装機能の強化のため、地方自治体や産業界等からの意見聴取を行う機会の創出や、自治体や産業界等との連携による地域課題の解決を目的とした研究を実現するために、地方自治体からの補助金・助成金・委託費等の獲得に向けた申請支援を強化する必要がある。

③地域社会との連携・貢献

地域交流に関しては、本学主催のさまざまなイベント等を企画・運営している。具体的には、近隣地域（横浜市金沢区、横須賀市追浜地区等）の小中学生及びその保護者等を招いて、各課外活動クラブの指導者と学生が競技指導を行う「スポーツフェスティバル」や、少年野球大会、ソフトボール大会、野球教室、タグ・ラグビー教室、走り方教室、ウィンドサーフィン教室等が挙げられ、小中学生にスポーツの楽しさや、ルールの大切さなどを子どもたちが学ぶ機会を設けることを目的として、2011 年度から実施している。他にも、高齢化が進むキャンパス近隣住民の運動機会の増進に向けた取り組みとして、シニア層を対象とした体力測定講座を 2022 年度から実施している。また、本学図書館では横浜市金沢図書館と連携し、社会人を対象とした区内にある 4 つの図書館（他に横浜市金沢図書館、横浜国立大学学術情報センター、J A M S T E C 横浜研究所図書館）を見学することができる「かなざわ大人のライブラリーツアー」を共催し、地域住民との交流を図っている。他に金沢まつり花火大会、おっぱままつりなど地域の催事でのボランティアや、キャンパス近隣の清掃作業への参加、各種ボランティア活動など、多岐にわたる地域交流を行っている。

高大連携においては、高大連携提携校は 34 校となっており、高等学校との連携事業の強化を進めている。高大連携の例としては、2022 年度から「総合的な探究の時間」が高等学校で必修化されたことに伴い、本学への相談案件が増加傾向にある。具体的には、総合大学の強みを活かした、文系理系各学部の教員による探究学習支援プログラムを行っている。高校生が高等学校と大学を行き来しながら、社会課題の解決に挑む大学の研究に触れ、自身で課題を立て結論を出していく作業を支援する事例が多くあり、2024 年度では横浜市立みなと総合高等学校の他、数校の生徒たちが来校している。

なお、高校訪問活動等各種活動による 2024 年度の出張講義件数は 57 件である。

その他、教職支援センターにおいて、不登校学生の学習支援を行う神奈川県立中学高等学校協会主催の神奈川私学修学支援センターの支援員や横浜市教育委員会主催のよこはま教育実践ボランティアをはじめとする各種ボランティアを通じて、教職課程を履修する学生の学びを活かした社会連携・社会貢献を行っている。

また、社会連携センターにおいて、「横須賀三浦地区県立高校生インターンシップ」の受

け入れ支援を行い、図書館及び宗教センターにて高校生の就業体験の機会を提供している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<社会連携・社会貢献活動の適切性>

内部質保証のための組織体制や運用プロセスに基づき、社会連携・社会貢献に関する点検・評価及び改善・向上について、全学的・体系的に推進している（第2章点検・評価項目①③）。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、社会連携センター、総合研究推進機構に加え、国際センター、広報課、学生生活課を中心に、学部・研究科と適切に連携して、自己点検・評価制度等により組織的・定期的に点検・評価を実施している。特に重点事業に関わる取り組みについては、重点事業推進体制のもと、定期的に進捗と適切性について点検・評価を行っており、日々の改善・向上につなげている。これら年間を通しての点検・評価結果は、自己点検・評価報告書作成体制のもと、全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題を設定し、学長に報告している。

学長は、これを受けて、大学自己点検・評価委員会等の全学内部質保証推進組織を通じ、改善・向上に向けた取り組み（事業計画等）に適切につなげるよう当該組織に指示している。また、改善・向上の取り組み（事業計画等）については、その確実な実施を推進している。

具体例として、社会連携センターや総合研究推進機構、国際センター等、各学部では、2024年度に実施した自己点検・評価制度による点検・評価の結果をもとに、社会連携・社会貢献活動の推進・拡充・強化を図る取り組みに関する2025年度の事業計画を検討し、社会連携センター運営委員会や総合研究推進機構会議、国際交流委員会、学部教授会の議を経て、学長に報告している。

学長は、これに基づき、大学自己点検・評価委員会において、社会連携・社会貢献に関する全学的な特色に「産官学連携」「社会連携教育」「国際交流」などが、一方で全学的な課題に「研究情報発信力」や「履修証明プログラム」があげられることを全学的に確認し、これに事業計画を適切に対応させて伸長や改善を図るよう当該組織へ指示を出しており、2025年度の事業計画に適切に反映している。

なお、本学の理念・目的からも、社会連携・社会貢献活動は積極的に推進すべき活動であると同時に、こうした事業や活動が社会からどのように受け止められているかについても、継続的に注視する必要があると考えている。当該組織においては、アンケートやヒアリングといった調査をもとに、その活動内容について、社会的適切性を常に点検するとともに、見直しを図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携センターや総合研究推進機構を軸とし、学内全組織、機関の諸活動との連動により、地域社会・地域自治体等との関係の深耕を図り、地域ニーズの発掘や新規連携事業の創出を行っている。また、学生に対しては、この社会連携（企業・自治体・地域・海外大学等との連携）や連携により実現した活動を通じて、実社会を体験し、日々の授業等における学習に加え、新たな視点の創出や課題発見・解決を目指す機会とする教育の展開につなげている。

問題点

産官学連携事業において、研究成果の具体的な社会実装に向けた取り組みが停滞していることが課題である。研究成果を社会実装につなげるためには、創出された研究成果を社会実装に導く支援体制の整備が必要である。研究シーズの発掘、社会ニーズの把握を強化し、研究成果の社会実装プロセスの確立を図る。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし。

第10章 大学運営・財務（Ⅰ）大学運営（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<大学運営の適切性>

本学（本学院）は、建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づく理念のもと、「学校法人関東学院寄附行為」に定める目的、「関東学院大学学則」「関東学院大学大学院学則」に定める教育研究上の目的を、将来にわたって達成し続けるため、2010年に学院創立150周年（2034年）に向けて、学院の基本的な方針・方向性ととともに、大学の「教育理念」「教育目標」「行動指針」を示した「関東学院グランドデザイン」を策定した（第1章点検・評価項目②）。

この「関東学院グランドデザイン」を受けて、2014年には「10年後の関東学院のあるべき姿、ありたい姿」を描き、その実現のための将来構想である「未来ビジョン」を策定した。その中で、「ビジョンⅣ<かたち>」のもとに、「大学の進化を支える経営体制の構築」「財政基盤の強化」という大学運営に大きく関わる2点の基本戦略を掲げている。なお、「未来ビジョン」は計画段階から、各組織から選抜された教職員が関わり、全学的なパブリックコメントを実施したうえで策定している他、計画段階、策定時、実行時に「関東学院政策レビュー」を開催するなどして、全教職員に周知徹底と進捗報告を行っている。

さらに、「未来ビジョン」のもとに「関東学院大学中期計画（2020-2024）」を策定し、大学運営に関する方針として、「迅速な意思決定及び効果的・効率的な大学運営を行うため、引き続き学長、副学長及び学部長を構成員とする全学会議を有効に機能させるとともに、教職協働を推進する。」と明示している。この中期計画は、全組織が関わる大学自己点検・評価委員会にて、大学運営に関わる内容の方針も定めていること等を説明した上で原案、最終案と段階的に審議、決定したものであり、Webサイトで広く一般に公表、周知するとともに、教職員には教授会等の会議での報告やグループウェアへの掲載等を通じ、周知している。

なお、中期計画については、最終年度に当たる今年度、各プロジェクトを総括し、その達成状況や評価を踏まえたうえで、第二期中期計画（2025-2029）を策定している。

<適切な大学運営のための組織の整備>

（Ⅰ）学長の選任方法と権限の明示

点検・評価報告書 様式

学長の選任方法については、「関東学院大学学長候補者選挙規程」に定めている。学長候補者選挙は「関東学院大学学長候補者選挙管理委員会内規」に従い、学長候補者選挙管理委員会によって実施される。直接無記名投票による予備選挙、本選挙によって選出された学長候補者は、大学評議会に報告され、大学評議会での確認の後、理事会に推薦され、審議を経て任命される。なお、被選挙権者は本学専任教員（特約教授、任期制教員を除く）の他に、30名以上の選挙権者によって推薦を受けた学外者も候補者となることが可能で、幅広い人材の中から学長を選任することができる。また、選挙権者は本学専任教員（特約教授、任期制教員を除く）の他に、大学及び法人事務局の職員のうち参事もしくは主事の職位にある者、専任助手のうち技師の職位にある者としており、広く教職員の意思、意見が反映される仕組みである。

学長の権限と責任については、「関東学院職制」第38条に、「大学及び大学院の学務を統轄し、大学を代表する」「大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に係る重要事項を提案して意見を聴いた上で必要な決定をし、及び大学の管理運営を円滑に行う」と明確に定めている。

また、「学校法人関東学院寄附行為」第6条に規定されているとおり、学長は学校法人関東学院の理事（1号）でもあり、大学の意思決定権者であることから、「関東学院大学学長候補者選挙規程」第3条に「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して8年を超えないものとする。」と定めている。さらに、職務上の義務違反があったときや、学長としてふさわしくない行為があったとき等には、学長解任の手続が行えるよう「関東学院大学学長の在任中における解任手続に関する規程」を定めている。また、「関東学院大学学長候補者選挙規程」第14条に、同規程の改廃は大学評議会又は理事会のみが発議でき、学長は自身の身分に関わる規程改廃には権限が及ばないよう定めている。

（2）役職者の選任方法と権限の明示

大学の役職者は「関東学院職制」第26条第2号に定めており、ここで規定されるすべての役職者は、理事会の議を経て理事長によって任命されることが同第27条に規定されている。教員については学長から大学教員人事小委員会を経て、職員については職員人事小委員会を経て関東学院人事委員会で審議し、理事会に報告される。その職務権限については同第39条から第73条に、それぞれ個別に、明確に規定されている。なお、その選任方法と職務等において、大学運営上、区分すべき点を以下に示す。

① 副学長、学長補佐、館・部・センター長

大学運営上の執行部である副学長、学長補佐、及び大学の各組織や機関等の運営をつかさどる館・部・センター長は、いずれも学長が指名し、学部長会議、大学評議会にて審議の後、理事会に推薦される。

副学長の職務は、「関東学院職制」第39条第1項に「学長を助け、命を受けて教学、学生支援、研究、地域・産官学連携その他の学長が定める校務をつかさどる。」と規定されており、あらかじめ決められた範囲の校務を行う権限が付与されている。また、同条第2項に、「学長不在のときは、学長からあらかじめ指示された職務を代理する」と規定されており、職務として学長の代理を務めることができる。

学長補佐の職務は、「関東学院職制」第 46 条に「学長を補佐し、学長からあらかじめ指示、命令された職務を行う。ただし、学長の職務権限を行使することはできない」と規定されており、限定された職務を通して学長を補佐するが権限は付与されない。なお、副学長、学長補佐はそれぞれ直接的に学長を助ける役割であるため、それぞれの任期は学長任期と合わせている。

館・部・センター長の職務は、「関東学院職制」第 43 条、第 47 条の 2 から第 57 条に規定されており、学長の命を受け、それぞれの館・部・センターの運営を円滑に行うこととされている。また同次長は、それぞれの館・部・センター長を補佐すると定められている。なお、館・部・センター長は、大学の各組織や機関等の運営をつかさどることから、その任期は、大学学年暦に合わせ、4 月から 1 年ないし 2 年としている。

② 学部長、研究科委員長

学部長、研究科委員長の選任については、各学部、各研究科における候補者選挙規程に定められている。学部長候補者、研究科委員長候補者は、教授会、研究科委員会において選出され、学長が同候補者を理事会へ推薦する。

学部長の権限と責任については、「関東学院職制」第 40 条に「当該学部の教学を統轄し、学部を代表する」「教授会、その他必要とする会議を招集し、教学上の重要事項を提案して意見を聞き、学部の運営を円滑に行い、学長の職務を助ける」「当該大学院研究科の学務を管掌する」と規定されている。

研究科委員長の権限と責任については、「関東学院職制」第 60 条に「学部長の管掌の下、当該研究科の教学を統轄し、委員会の運営を円滑に行う」と規定されている。

③ その他の役職者

各学部 zu 置かれる役職者である学科長、教務主任、共通科目主任、入試主任、並びに各研究科に置かれる役職者である専攻主任等については、教授会、研究科委員会で選出され、学部長、研究科委員長から学長に報告され、学長が理事会に推薦する。また、大学附置研究所の所長については各研究所から、学部附置研究所の所長については教授会で選挙、選任が行われ、学部長から学長に報告され、学長が理事会に推薦する。

(3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長の職務は、「学校法人関東学院寄附行為」第 18 条の 2 に「大学の教学を統轄するとともに、理事会から委任された大学業務を執行する。」と規定されており、さらに「関東学院職制」第 38 条には次のとおり規定されている。

- (1) 大学及び大学院の学務を統轄し、大学を代表する。
- (2) 大学及び大学院の儀式及び行事を主宰する。
- (3) 大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に係る重要事項を提案して意見を聴いた上で必要な決定をし、及び大学の管理運営を円滑に行う。

提案事項や内容に応じて、大学評議会、学部長会議、大学院研究科委員長会議、或いは複

数の会議体での審議を経て、最終的に学長が意思決定を行い、それに基づく執行プロセスが整備されている。

① 大学評議会

大学評議会の設置については大学学則第 51 条に定め、その運営については別途「関東学院大学評議会規程」を制定している。

大学評議会は、学則第 51 条第 2 項及び第 3 項に規定された、学則等の制定又は改廃、学部等の設置及び改廃、学生の定員に関する事項の他、教学上又は管理運営上特に重要な事項について審議し、学長に意見を述べることができる。さらに、学長の業務執行の状況について学長に意見を述べるができる。一方、学長は重要な全学的調整事項等について意見を求めることがある。学長は大学評議会の審議結果を受け、参酌し、最終的な意思決定を行うことができる。

大学評議会は、学長が招集し、原則として 3 箇月に 1 回の開催を定例とし、大学評議員（学長、学部長、副学長（学長が指名した者 1 名）、研究科委員長、大学宗教主任、事務局長に加えて、各学部教授会が選出した者各 1 名）により構成している。また、3 名以上の大学評議員が開催を求めた場合、直ちに招集しなければならず、重要事項の審議を大学評議員側からも要求できることが担保されている。

② 学部長会議

学部長会議の設置については大学学則第 51 条の 2 に定め、その運営については別途「学部長会議規程」を制定している。

学部長会議は、教育・研究体制の改善及び整備、教育環境の整備、予算編成及び予算執行、人事計画及び組織計画、教務及び学事、学生の福利厚生及び課外活動に関する事項に加え、教授会及び大学に設置している機関等（図書館、総合研究推進機構及び各附置研究所、附属機関（センター等））が学長に意見を述べた事項の他、教学上又は管理運営上重要な事項について審議し、学長に意見を述べるができる。一方、学長は必要に応じて全学的調整事項等について意見を求めることがある。

学部長会議は、学長が招集し、原則として毎月 1 回の開催を定例とし、学長、副学長、学部長、事務局長により構成している。

③ 大学院研究科委員長会議

大学院研究科委員長会議の設置については大学院学則第 49 条に定め、その運営については別途「関東学院大学大学院研究科委員長会議規程」を制定している。

大学院研究科委員長会議は、大学院学則等の制定又は改廃、学位授与、各研究科指導教員の推薦、奨学生の選考等に関する事項に加え、研究科委員会が学長に意見を述べた事項の他、大学院に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べるができる。一方、学長は必要に応じて全学的調整事項等について意見を求めることがある。

大学院研究科委員長会議は、学長が招集し、原則として毎月 1 回の開催を定例とし、学長、副学長、研究科委員長、事務局長により構成している。

(4) 教授会・研究科委員会の役割の明確化**① 教授会**

教授会の設置については大学学則第 52 条に「学部教授会を置く」ことを定め、その運営については、各学部教授会規程を制定している。

教授会は、学部長が招集し、原則として毎月 1 回を定例とし、当該学部の専任教員により構成している。また、当該学部における学生の入学及び卒業、学位授与、教育課程の編成、教員の教育研究業績審査、学生の身分、教員人事、学部長候補者等の選出に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。また、学長及び学部長が諮問した事項等について審議し、意見を述べることができる。

② 研究科委員会

研究科委員会の設置については大学院学則第 50 条に「大学院の各研究科に研究科委員会を置く」ことを定め、その運営については各研究科委員会規程を制定している。

研究科委員会は、研究科委員長が招集し、当該研究科の授業を担当する専任教員により構成している。また、当該研究科における学生の入学及び課程修了、学位授与、教育課程の編成、研究科担当教員の教育研究業績審査、学生の身分、研究科委員長候補者等の選出に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。また、学長及び研究科委員長が諮問した事項等について審議し、意見を述べることができる。

(5) 学長による意思決定と教授会・研究科委員会の役割との関係の明確化

前述のとおり、学長の役割は、「大学及び大学院の学務を統轄し、大学を代表する」「大学評議会、学部長会議、その他必要とする会議を招集し、教学に関わる重要事項を提案して意見を聴いたうえで必要な決定をし、及び大学の管理運営を円滑に行う」ことである。

一方で、教授会、研究科委員会の役割は、大学学則第 52 条、大学院学則第 50 条に規定された事項について審議し、「学長に意見を述べる」ことである。

以上から、最終的な意思決定を行う学長に対し、各教授会・研究科委員会は学長に意見を述べる関係にあることを規程により明確にしている。

(6) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「学校法人関東学院寄附行為」第 6 条において、本法人における理事の選任に関して定め、同第 12 条において、学長を含む理事により構成する理事会を置き、理事長を議長とすることを規定している。そして、同第 12 条の 2 において、理事会の審議及び管掌事項を以下のとおり定めている。

（理事会の審議及び管掌事項）

第 12 条の 2 次の事項は、理事会において審議議決する。

- 一 役員の選任及び解任に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 事業計画及び事業報告に関する事項
- 四 寄附行為、諸規程、職制及び学則に関する事項

- 五 資産の管理及び処理に関する事項
- 六 収益事業に関する重要事項
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- 九 評議員会の審議及び諮問に関する事項
- 十 合併及び解散に関する事項
- 十一 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準に関する事項
- 十二 役員の損害賠償に関する事項
- 十三 その他、本法人の運営及び業務に関する重要な事項

一方、学長の職務は、同第 18 条の 2 に「大学の教学を統轄するとともに、理事会から委任された大学業務を執行する」と規定されており、教学に関する権限と責任が付与されている。そして、大学評議会、学部長会議、大学院研究科委員長会議等で審議され、学長が意思決定をした事項のうち、上記の事項に関わる決定は理事会に報告し、審議されることが明確に規定されている。さらに、「関東学院決裁区分規程」において、理事会及び大学の決裁権限、理事会又は常任理事会へ報告・提案すべき項目等について詳細に定められており、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されている。

<適切な危機管理対策の実施>

本学では、大学運営上の危機に対する対応、自然災害等から学生や教職員を守るという直接的な防災に対する対応等、その事象に応じた危機管理対策を実施している。

大学運営上の危機において、情報基盤、情報資産のセキュリティと危機管理に対しては、「関東学院情報基盤会議規程」において、情報基盤会議を設置して危機管理対策を検討することが規定されている。個人情報を取り扱ううえでの危機管理対策は、「関東学院個人情報保護に関する規程」第 9 条に基づいて、関東学院個人情報保護委員会を設置し対応することが規定されている。

一方、教育研究活動上で生じる危機対応として、「関東学院大学危機管理規程」「関東学院大学研究倫理規準」「関東学院大学における人に関する研究倫理規程」「関東学院大学競争的研究費等の運営・管理に関する規程」「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」「関東学院大学利益相反マネジメント規程」「関東学院大学安全保障輸出管理規程」等を適切、適正に運用することで危機管理体制を確立している。他方、こうした区分が難しい突発的な学院、大学の危機に対する対応は、「関東学院経営会議規程」第 4 条に定める「本学院の運営に関する重要な方針」として、理事長、常務理事、学長等を構成員とする経営会議に諮り、審議、協議のうえ、指示することとしている。

地震や風水害、火災等の災害に対しては、「関東学院防災管理規程」において、学院及び大学、各校・園における防災対策委員会の設置や、防災・災害対策の組織体制等を定め、防災管理に関する対策を体系的に整備し、対応することとしている。これに基づき、本学では「関東学院大学防災対策委員会規程」を定め、大学防災対策委員会を開催し、警戒宣言発令時の防災対策、地震や風水害等発生時の災害対策、災害時の学生避難対策や重要書類等搬出

対策等について協議を行っている。また、「関東学院大学防災対策本部・災害対策本部運営要綱」を定め、防災対策本部及び災害対策本部の設置や任務、その他の運営について明確にしている。その他、災害発生時に教職員及び学生の安否を確認できるシステムも構築している。なお、地震に対しては、「防災マニュアル（大学版）」を整備し、全教職員が学生の身の安全を確保するための具体的行動指針を定め、教職員向けのグループウェアに掲載している。さらに、防災訓練の実施を通じて、本マニュアルを点検・評価し、改善していくとともに、教職員への啓発を図っている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

<予算編成及び予算執行の適切性>

本学院の予算編成については、「学校法人関東学院経理規程」に基づき、学院独自の目的別予算である院内予算計算体系と、私立学校振興助成法で定める学校法人会計基準の形態別予算である資金収支計算体系、事業活動収支計算体系に分けて、予算編成と予算執行及び予算管理を行っている。

毎年、理事会において、「事業計画作成方針・予算編成方針」が定められ、学院の資産状況と学院全体の短期、中・長期の事業計画に鑑みて、予算編成の目標が掲げられる。同時に理事会では、翌年度の収入予測（主に学生生徒等納付金、手数料、補助金）と支出予測（主に人件費、減価償却額）を基に、帰属収支において収支均衡が確保できるよう算出した「管理可能経費」を、法人事務局、及び大学、各校・園に提示している。大学は管理可能経費を次年度予算編成の支出総額の目標とすることで、安定した予算編成が可能となる。

大学の予算編成手順は以下のとおりであり、この工程を経ることで、予算編成に関する適切性を担保している。

- 1 大学経営課にて、部署ごとに、過年度の予算執行状況を踏まえた「予算基準額」を設定し、各部署へ提示する。
- 2 各部署は予算基準額をもとにして、経常的な経費の見直し、事業継続の判断、新規事業等を考慮した「予算要求明細書」を作成し、予算科目ごとに予算科目責任者へ提出する。
- 3 予算科目責任者は、各部署からの要求をとりまとめて予算要求合計表を作成し、大学経営課へ提出する。
- 4 大学経営課は、予算科目責任者から提出された予算要求合計表の内容について取りまとめ、翌年度の収支状況と予算要求内容をまとめた予算調整会議資料を作成する。
- 5 作成した資料については、事務局長、経営企画部長、学生支援部長、教学支援部長、大学経営課長等にて内容を精査・検討するのと並行して、学長によって新規事業実施の可否、事業の拡大縮小の判断、経常的経費の見直しについて検討が行われる。
- 6 精査・検討された予算要求内容については、必要に応じて所属長に対してヒアリング

点検・評価報告書 様式

を実施し、予算の必要性の確認及び調整を行う。

- 7 ヒアリング後、予算調整会議資料を学長に報告し、最終的な精査・調整を行う。
- 8 これらを根拠として、当該年度の予算書案を作成し、これを学部長会議に提出して、そこで承認される。

一方、予算執行は、執行年度の5月1日現在の在籍学生数（入学者数、退学者数）に基づいて補正を行った実行予算額を確定し、実収入を考慮して行っている。具体的な予算執行については、「予算執行マニュアル」「経理事務マニュアル」「出講および事務手続の案内」等を整備し、適正な会計処理を行っている。また、予算執行の決裁については、会計伝票の単位責任者として学長にすべての決裁権があるが、支出金額に応じて一定の範囲で事務局長、経営企画部長、大学経営課長に決裁権限を委譲し、予算執行の決裁及び振込精算の手続を円滑に実施できるようにしている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、毎月計算される各予算科目の執行状況表を基に把握し、適正な予算管理体制を確立している。また、執行額が予算額を上回るときには理由書が大学経営課長に提出され、学長もしくは事務局長の決裁を受けている。

予算未計上だが政策的な経費を必要とする場合、予備費からを執行することになるが、これについては予算要求時に内容を精査し、予算執行後に報告書の提出を求めることで、その効果の検証を行っている。

事業計画に掲載された事業に対しては、上期と下期に事業計画進捗状況報告書の提出を義務付けており、その際、各事業の予算執行内容を検証する体制になっている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

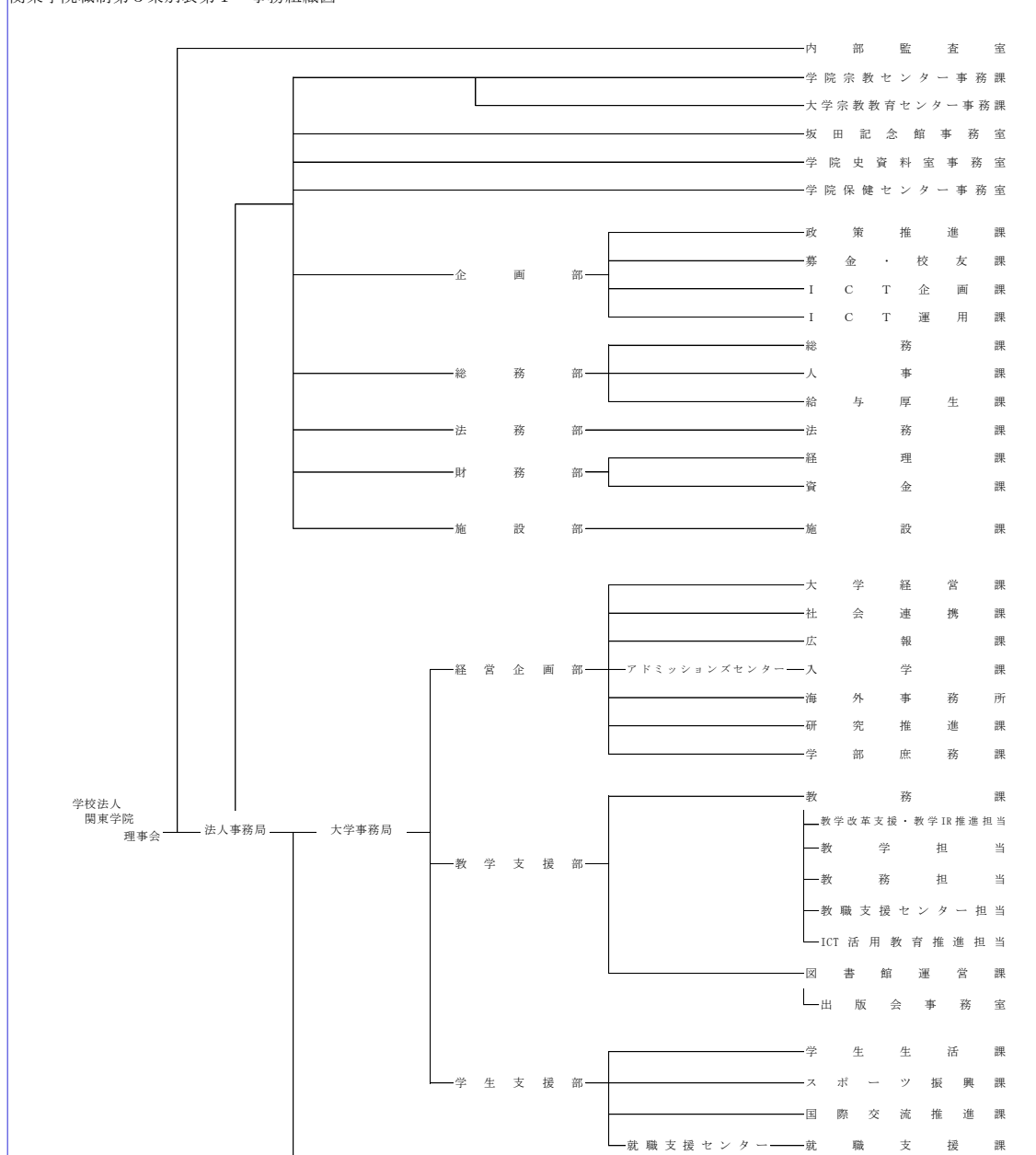
- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

＜大学運営に必要な組織の整備＞

法人及び大学の運営や支援を円滑に行うため、以下のとおり事務組織を整備し、その役割を事務分掌に明確に定めている。

点検・評価報告書 様式

関東学院職制第3条別表第1 事務組織図



(学校法人関東学院事務組織図 (抜粋))

事務組織は、法人事務局、大学事務局及び各校・園の事務室に加え、内部監査室により構成されている。内部監査室は、その職務の性質上、法人及び大学を含む各校の組織とは独立した組織（理事長所管）として設置されている。

また、管理部門、企画・政策部門、教学部門とで役割を分担している。管理部門としては法人事務局の総務部、法務部、財務部、施設部が、企画・政策部門としては法人事務局企画部、大学事務局の経営企画部が、教学部門としては大学事務局の教学支援部、学生支援部が設置されている。

<職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

職員の人事は、「関東学院職制」第 25 条により、理事会の議を経て理事長が行うものとし、理事会に人事委員会を設置し、職員の人事に関する事項を審議すること等を「関東学院人事委員会規程」「関東学院人事小委員会内規」により定めている。

また、「関東学院職員人事規程」「関東学院職員職位審査規程」「関東学院職員職位基準」「関東学院職員職位昇格基準」「関東学院職員役職任用に関する規程」「関東学院職員役職任用及び所属異動基準」を整備し、職員の採用及び昇格、配置等を適切に実施している。

職員の採用は、原則として、募集方法は公募、採用時期は 4 月とし、職員人事小委員会による採用試験の実施及び審査を行い、人事委員会の議を経て、理事会がこれを決定している。

職員の昇格については、昇格時期は 4 月及び 10 月とし、職位昇格試験（職員人事評価における目標管理シート、所属長による勤務状況報告等も参考とする）を毎年 11 月に実施しており、その結果に基づき、職員人事小委員会及び人事委員会の議を経て、理事会がこれを決定している。

職員の配置については、職員の採用及び昇格の結果や業務経験、勤務年数、各部署の業務状況等に応じて、配属、所属の異動、役職の任命等を総合的・計画的に検討し、職員人事小委員会において原案を作成・審議し、人事委員会の議を経て、理事会が決定している。

<業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備>

事務組織の統廃合、再編制等多様化・専門化が求められる組織を大所高所に立って検討する会議体として、本学院に職員の部長以上の役職者で構成する業務改善推進委員会を設置している。

従来の事務職員の業務範囲に縛られることなく、エビデンスに基づく教員組織への提案や教職協働を推進するため、課・室を統合した「部」の編制、アドミッションズセンターの設置等、事務組織改革に取り組んでいる。

人材の確保についても、新卒者採用だけでなく、既卒者採用及び専門性を有する職員を、従来の給与体系とは異なる年俸制度により採用する「年俸制職員制度」の導入等、職員の多様化を進めている。

また、2022 年度から、新任職員新卒採用者を対象に、入職後約一週間の研修期間を設け、「学院の職員」として学院業務の概要に加え、法令や学校会計などの基礎的知識を理解する期間とし、さらに 1 年間は、固定した部署配置を行わず、複数部署を一定期間でローテーションすることとし、入職当初から広い視野、視座、視点をもって、「学院の職員」として就業する意識の醸成を行っている。これは退職者や異動者の補充あるいは新規事業のための人員配置という従来の考え方から学院職員としての将来を見据えた人材育成への転換であり、各部署における人材育成に対する意識改革、強化にもつなげていきたいと考えている。なお、複数部署における一定期間のローテーションの効果等を検証した結果、2024 年度からは期間を 1 年から半年間に変更し実施している。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

教学組織（教育研究組織及び会議体）において、その事務を所管する事務組織を整備する

ことによって、教学運営や大学運営を補助する従前の役割を強化するだけでなく、教学運営や大学運営、そしてその意思決定プロセスにも職員が大きく関与する仕組み（会議体の構成員や陪席、伺書の起案や承認等）を整えている。

例えば、これまでは教学部門の運営については、教員が教務部長、学生生活部長を務めていたが、2016 年度に職員の部長職として経営企画部長、2019 年度に教学支援部長、学生支援部長を配置することとした。これにより、教員の部長職である教務部長、学生生活部長と職員の部長職である教学支援部長、学生支援部長の役職を併置し、教職協働による運営体制とするとともに、職員に大きな権限と責任を付与している。この教員部長職と職員部長職の権限、役割については、教員部長職については「関東学院職制」第 48 条及び第 49 条に、職員部長職については同第 70 条の 2 にそれぞれ規定しており、教員部長職は当該業務運営を円滑に行い学長の職務を助けることとし、一方、事務部長職は所属事務職員を指揮監督し、所属部の業務を統轄することとし、それぞれの権限、役割の違いを明確にしている。

また、職員は、附属機関であるセンターの運営に責任を負う職務であるセンター長にも就くことができ、例えば現在では、カウンセリングセンター長、さらに、アドミッションズセンター副センター長に職員が配置されており、教員とともにそのセンターの運営を担っている。

加えて、本学の将来構想「未来ビジョン」の各プロジェクトや重点事業推進ワーキング・グループ等の全学的・横断的活動については、教学組織（教員）及び事務組織（職員）の合同メンバー構成となっている。

このように、教員と職員の連携関係（教職協働）により、開かれた教学運営その他の大学運営の推進を図っている。

<職員の適正な業務評価と処遇改善>

人材育成と組織活性化により、必要な改革・改善を着実に遂げ、組織の持続的発展につなげることを目的に、職員人事評価制度を導入している。本制度は、職員人事小委員会のもとに、部長以上の役職者で構成する職員人事評価委員会を置き、部署の評価項目の確定、評価内容の点検、評価案の確定、部署間の評価水準の適正化を審議している。

個人評価は、部署目標と連動した個人目標の達成度だけでなく、職務姿勢や職務遂行力等を多面的に、また、職員の職位に応じた評価項目・基準による重層評価（自己評価、一次評価者及び二次評価者による評価）により公平性を担保するとともに、複数回（目標設定時、中間期、評価時及び評価確定後のフィードバック時）面談を行い、職員一人ひとりの成長を促すことを目指している。

なお、2024 年度から課長職以上の役職者に対して役職手当の見直しが図られ、部下の育成と適切な労務管理、学院・大学等の施策の実現に向けた協業姿勢、問題解決・対応を中心に評価を行うこととし、翌年度の役職手当に評価結果が反映されることになる。

また、特定の業務に従事する年俸制職員の業績評価については、「関東学院年俸制職員給与に関する内規」により、評価が行われた翌年度の業績給に反映させている。

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施>

大学運営を適切かつ効果的に行うため、以下のような SD 活動を実施している。

研修参加へは公募型も採り入れ職員の自主性を促すことも試みている。

外部機関への派遣研修から内製化へと移行し、研修を一般的な知識・技能等の修得の機会に留めず、学院として必要とする人材の育成に重点を置いた実施へと転換している。

また、学内での研修については、対面だけの実施ではなく、研修内容からオンライン研修の導入も積極的に進めている。

(1) 全学教職員研修会

全教職員を対象とする「全学教職員研修会」において、大学運営をテーマに含めた、学長による発題や講演を行っている。

(2) 職員研修制度

職員の資質向上と能力開発を目的として職員研修制度を導入し、本学院の教育研究に深い理解と見識を示すことのできる人材の養成を図っている。また、各種研修計画等を策定するため、職員研修委員会を設置し、人材育成方針を明示するとともに、以下の研修を計画的・継続的に実施している。

① 目的別実務研修

職員の勤務年数や業務経験、担当業務等に応じ、キリスト教学校教育同盟、日本私立大学連盟、私立大学庶務課長会、私立大学情報教育協会等の学外研修会に積極的に派遣している。

② 階層別（新任職員、就職3年未満職員、管理職）等研修

職員の勤務年数や業務経験、担当業務等に応じ、学内でオンライン研修を含めた集合研修を行う他、学外機関が実施する研修に派遣している。

また、役職任用において、課長の任用にあたっては管理職候補者研修、次長の任用にあたっては幹部職候補者研修を修了することが必須となっている。

③ 全職員合同研修

オンラインあるいは職員が一堂に介し、学院の職員として誰もが理解しておくべき情報（ハラスメント、メンタルヘルス、防災等）や学院の方針（経営理念、教育方針、各施策の目的）を共有し、浸透させることを目的として実施している。

④ 人事評価制度研修

人事評価制度の理解を深め、新任評価者及び被評価者に対し、制度の円滑かつ健全な運用を行うにあたり、評価方法及び目標管理の手順を学習させることを目的として実施している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

<大学運営における適切性>

大学運営の適切性については、事務組織が中心となり、自己点検・評価制度等により組織的・定期的に点検・評価を実施している。特に重点事業に関わる取り組みについては、重点事業推進ワーキング・グループが定期的に進捗と適切性の点検・評価を行っており、日々の改善・向上につなげている。また、館部センター長連絡会議及び大学課長会議の中で、重点事業に関わる取り組みの進捗状況を情報共有し、意見交換を行っている。これら年間を通じての点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループが全学的観点から総括し、当該年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、長所や問題点の可視化（「GPRリスト」「タスクリスト」の作成）を行い、学長に報告している。

学長は、これを受けて、大学自己点検・評価委員会等を通じ、改善・向上の取り組み（事業計画等）に適切につなげるよう当該組織に指示することで、その確実な実施を推進している。

また、職員人事評価制度により、目標管理制度と連動して、各事務局の部署目標の設定及びその評価も実施している。

加えて、大学としての社会的責任を果たすため、監事監査、独立監査人監査、内部監査の三様監査体制により、年度ごとに監査を実施するとともに、各監査報告書を作成し、理事会に提出している。なお、監事監査については、「学校法人関東学院監事監査規程」に従い、学校法人の業務及び財産の状況に関する監査の他、大学及び各校・園の教学監査も実施している。独立監査人監査については、私立学校振興助成法に基づき、監査法人の公認会計士による監査チームを構成し、会計監査を実施している。内部監査については、理事長のもとに内部監査室を設置し、公的研究費（科学研究費補助金を含む）の内部監査及び事務局の業務全般に関する監査を実施している。さらに、監事、独立監査人、内部監査室による連携・協力を図るため、監事会議を構成し、三者による情報交換・意見交換を行っている。

これらを受け、本学の意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、理事会又は学長の意思決定に従い、改善・向上を図っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし

問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

＜評価の視点＞

- ・ 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・ 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

＜中・長期の財政計画の適切な策定＞

本学の財政計画については、前年度のシミュレーション結果を踏まえ、キャンパスの再編・整理、大学の授業料見直し、定員増の検討による収入増など収支状況の改善に向けた施策を追加した内容とし、事業活動収支予算書の形式により、2024 年度から 2028 年度までの事業活動収支及び貸借対照表による 5 年間の財務シミュレーションを作成しており、2024 年 4 月に開催された常任理事会、理事会において報告した。

大学では、財務シミュレーションについて、中・長期計画策定のための資料として活用する一方で、財政的基盤となる収入の確保と増加、適切な予算執行のための施策を実施し、教育研究活動をより一層安定して遂行できるよう努めている。

収入全体の中で、学生生徒等納付金の占める割合がもっとも大きいため、入学定員の確保や退学者の減少に向けた取組みによって、確実に収入を確保し、中・長期的な財政基盤の安定化を図るとともに、2022 年～2026 年の 5 年間における学費収入予測を作成し、2023 年度からの授業料等値上げについて金額を決定した。一方で、今後は学生数の大きな増加を見込めない中で、学生生徒等納付金以外の収入増加、とりわけ寄附金、補助金及び受託事業収入の増加が求められている。

支出面においては、2023 年度以降のキャンパス再配置に伴い、2025 年度予算で関内キャンパスの研究室棟の購入や既存建物の空調設備の新設・更新工事を盛り込むなどの環境整備や改善を図りつつ、施設の維持管理費等、経費削減の検討を進めていく。

学院における財務関係比率に関しては、経理課（法人）が算出し、日本私立学校振興・共済事業団が毎年発行している『今日の私学財政』から抜粋した全国平均（医歯系除く法人、学生生徒等数 1 万人以上の法人）、同事業団財務相談支援センターが示す財務関係比率の優劣の評価とともに、経営指標のひとつとして、事業報告書に掲載している。

さらに、大学における財務関係比率に関しては、事業活動収支計算書関係比率により、5 年間の比率推移を作成している。人件費比率を適切な方法で抑制する一方、教育研究経費への配分の増加を目標としており、事業活動収支計算書の基本金組入前当年度収支差額、及び教育活動収支差額における黒字化を必達目標としている。大学においては、2017 年度以降、この目標を達成していたが、2023 年度は特別収支に小田原キャンパスの譲渡に係る費用を計上したため大幅な赤字となった。2024 年度予算においても、金沢八景キャンパス及び金沢文庫キャンパスの施設の一部を減築するため支出超過予算を組んでいるが、取り壊し費用の見直しや教育活動収支の改善により、赤字幅は減少する見込みである。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

＜安定的な財政基盤＞

学院の財務状況に関しては、日本私立学校振興・共済事業団の 2024（令和 6）年度版『今日の私学財政』で示されている貸借対照表関係比率 20 項目により把握することができる。

これらの比率を全国平均と比較すると、多くの項目で全国平均と同水準、又は全国平均より良好な状況であり、中でも負債に備える資産の蓄積に分類される流動比率は全国平均を上回り 2023 年度は 17.3 ポイント高くなっており、引き続き安定した財務基盤を確立しているといえる。

それにより、大学の施設整備事業の実施にあたり、資金の一部を借入金で補完することであっても、借入金に依存することなく自己資金により賄うことができている。大学では、いわゆる無借金経営を行っており、借入金の返済に伴う資金繰りの心配がないことや、借入金に対する利息の支払が経費として発生しないことなどのメリットがある。

これらは、本学院の短期的な支払能力が高いことを示しており、教育研究活動を安定して遂行していくためにはもとより、今後の事業投資を実施していくうえでも、必要かつ十分な財務基盤を大学において確立していることは評価できる。

本学の財務状況に関しては、2023 年度決算の事業活動収支計算書（大学部門）で経常的な収支の観点から分析すると、教育活動収支差額、教育活動外収支差額ともに収入超過であり、両者を合計した経常収支差額も収入超過となっている。

2023 年度決算においては、日本私立学校振興・共済事業団が公表している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に本学院の財務状況をあてはめると「正常状態」に該当し、安定した経営状態にあると判断できるが、経常収支差額の黒字幅拡大が、より安定的な学校経営に不可欠となっている。

さらに、科学研究費補助金等の競争的資金や、自治体及び企業・団体からの受託研究といった外部資金と、その間接経費による収入も重要である。特に、経常費に充当することのできる一般補助、特別補助の補助金、助成金獲得を重要視しており、2017 年度以降採択されていた「私立大学改革総合支援事業」は、2023 年度は不採択となったが、その要因を洗い出し、戦略的に改革の取り組みを進め 2024 年度に再び採択を受けている。また、2016 年度以降、科学研究費助成事業採択件数は年々増えており、経常収支の改善に貢献していたが、ここ数年は微減傾向にある。

また、学院及び大学、各校・園にて、「関東学院テーマ募金（5 期）」等を実施し、大学ではテーマ（横浜・関内キャンパス開設資金、教育研究活動振興資金、学生支援奨学基金、スポーツ・文化振興資金、大学施設設備振興資金）を限定することで、その実現に向け積極的に寄附金の獲得に努めるなど、学生生徒等納付金以外の収入増加に向け取り組んでいる。

以上により、大学の財務基盤について、収入・支出の増減要因はあるものの、収支差額は収入超過であり、対外的な評価水準においても安定した財務状況にあると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

特になし

問題点

特になし

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし